官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○医療法第三十七条第四項及び第三十八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する供給確保医薬品及び重要供給確保医薬品（厚生労働二九二）　一
○供給確保医薬品等の安定的な供給の確保を図るための指針（同二九三）　一七
〔その他告示〕
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務二九八、三〇〇、三〇二、三〇三）　一八
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（同二九九）　一九
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同三〇一）　二〇
○後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の全部を改正する件（厚生労働二九四）　二二
○性感染症に関する特定感染症予防指針の一部を改正する件（同二九五）　二三
○急性呼吸器感染症に関する特定感染症予防指針（同二九六）　三一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三三
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、司法書士名簿登録等、弁理士登録関係　三五
地方公共団体
特定空家等関係　三七
会社その他
会社決算公告　三七

法規的告示

○厚生労働省告示第二百九十二号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十七条第四項及び第三十八条第一項の規定に基づき、医療法第三十七条第四項及び第三十八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する供給確保医薬品及び重要供給確保医薬品を次のように定め、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）の施行の日（令和七年十一月二十日）から適用する。

令和七年十一月十日　厚生労働大臣　上野賢一郎

医療法第三十七条第四項及び第三十八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する供給確保医薬品及び重要供給確保医薬品

医療法第三十七条第四項及び第三十八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する供給確保医薬品及び重要供給確保医薬品は、それぞれ次の各号に掲げるものとする。

一　供給確保医薬品

イ　別表第一の医薬品の名称の欄に掲げる医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十七項に規定する特定医薬品であるものに限る。以下同じ。）であって、その投与形態（内用剤、注射剤又は外用剤の別をいう。以下同じ。）が同表の投与形態の欄に掲げるものであり、かつ、その薬効分類（日本標準商品分類（平成二年四月十三日総務庁長官諮問第二百二十六号日本標準商品分類の改訂についての答申）の分類番号の三桁目以降の数字及び商品項目名をいう。以下同じ。）が同表の薬効分類の欄に掲げるものであるもの

ロ　別表第二のワクチンの名称の欄に掲げるワクチンであって、その投与形態が同表の投与形態の欄に掲げるものであり、かつ、その薬効分類が同表の薬効分類の欄に掲げるものであるもの

二　重要供給確保医薬品

イ　別表第一のAの群又はBの群の医薬品の名称の欄に掲げる医薬品であって、その投与形態が同表の投与形態の欄に掲げるものであり、かつ、その薬効分類が同表の薬効分類の欄に掲げるものであるもの

ロ　別表第二のAの群又はBの群のワクチンの名称の欄に掲げるワクチンであって、その投与形態が同表の投与形態の欄に掲げるものであり、かつ、その薬効分類が同表の薬効分類の欄に掲げるものであるもの

別表第一　供給確保医薬品及び重要供給確保医薬品（ワクチンを除く。）

群	医薬品の名称	投与形態	薬効分類
A	アセトアミノフェン	外用剤	114　解熱鎮痛消炎剤
	アドレナリン	注射剤	245　副腎ホルモン剤
	アルガトロバン水和物	注射剤	219　その他の循環器官用薬
	アンピシリンナトリウム・スルバクタムナトリウム	注射剤	613　主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの
	シクロスポリン	内用剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
	スガマデクスナトリウム	注射剤	392　解毒剤

	セファゾリンナトリウム	注射剤	613　主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの
	セファゾリンナトリウム水和物	注射剤	613　主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの
	セフトリアキソンナトリウム水和物	注射剤	613　主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの
	セフメタゾールナトリウム	注射剤	613　主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの
	タクロリムス水和物	内用剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
	タゾバクタム・ピペラシリン水和物	注射剤	613　主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの
	ドパミン塩酸塩	注射剤	211　強心剤
	トロンビン	外用剤	332　止血剤
	ノルアドレナリン	注射剤	245　副腎ホルモン剤
	バンコマイシン塩酸塩	注射剤	611　主としてグラム陽性菌に作用するもの
	フルマゼニル	注射剤	221　呼吸促進剤
	プロポフォール	注射剤	111　全身麻酔剤
	ミダゾラム	注射剤	112　催眠鎮静剤，抗不安剤
	メトトレキサート	注射剤	422　代謝拮抗剤
	メロペネム水和物	注射剤	613　主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの
	ロクロニウム臭化物	注射剤	122　骨格筋弛緩剤
	ワルファリンカリウム	内用剤	333　血液凝固阻止剤
B	アスホターゼ　アルファ（遺伝子組換え）	注射剤	395　酵素製剤
	アルプロスタジル	注射剤	219　その他の循環器官用薬
	エプタコグアルファ（活性型）（遺伝子組換え）	注射剤	634　血液製剤類
	エベロリムス	内用剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
	エベロリムス	内用剤	429　その他の腫瘍用薬
	塩化ラジウム（223Ra）	注射剤	429　その他の腫瘍用薬
	カバジタキセル　アセトン付加物	注射剤	424　抗腫瘍性植物成分製剤
	乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン	注射剤	634　血液製剤類
	乾燥スルホ化人免疫グロブリン	注射剤	634　血液製剤類
	乾燥ＢＣＧ膀胱内用（日本株）	外用剤	639　その他の生物学的製剤
	乾燥人フィブリノゲン	注射剤	634　血液製剤類
	乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	注射剤	634　血液製剤類
	抗ヒト胸腺細胞ウサギ免疫グロブリン	注射剤	639　その他の生物学的製剤
	コルヒチン	内用剤	394　痛風治療剤
	ジアゼパム	外用剤	112　催眠鎮静剤，抗不安剤
	ダラツムマブ（遺伝子組換え）	注射剤	429　その他の腫瘍用薬
	テガフール・ギメラシル・オテラシルカリウム配合剤	内用剤	422　代謝拮抗剤
	テモゾロミド	注射剤	421　アルキル化剤
	トルバプタン	内用剤	213　利尿剤
	パゾパニブ塩酸塩	内用剤	429　その他の腫瘍用薬
	バルガンシクロビル塩酸塩	内用剤	625　抗ウイルス剤
	ヒト血漿由来乾燥血液凝固第ＸⅢ因子	注射剤	634　血液製剤類
	人免疫グロブリン	注射剤	634　血液製剤類
	ヒドロキシカルバミド	内用剤	422　代謝拮抗剤
	ヒドロキシクロロキン硫酸塩	内用剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
	ブスルファン	注射剤	421　アルキル化剤
	フルダラビンリン酸エステル	注射剤	422　代謝拮抗剤
	フルドロコルチゾン酢酸エステル	内用剤	245　副腎ホルモン剤
	pH４処理酸性人免疫グロブリン	注射剤	634　血液製剤類
	pH４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）	注射剤	634　血液製剤類
	ベリムマブ（遺伝子組換え）	注射剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
	ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	注射剤	634　血液製剤類
	ポリカルボフィルカルシウム	内用剤	239　その他の消化器官用薬
	ロピバカイン塩酸塩水和物	注射剤	121　局所麻酔剤

C	アキシチニブ	内用剤	429　その他の腫瘍用薬
	アクチノマイシンＤ	注射剤	423　抗腫瘍性抗生物質製剤
	アザシチジン	注射剤	429　その他の腫瘍用薬
	アザチオプリン	内用剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
	アシクロビル	外用剤	131　眼科用剤
	アシクロビル	注射剤	625　抗ウイルス剤
	アシクロビル	内用剤	625　抗ウイルス剤
	アジスロマイシン水和物	注射剤	614　主としてグラム陽性菌，マイコプラズマに作用するもの
	アジスロマイシン水和物	内用剤	614　主としてグラム陽性菌，マイコプラズマに作用するもの
	亜硝酸アミル	外用剤	217　血管拡張剤
	アジルサルタン	内用剤	214　血圧降下剤
	アスコルビン酸	注射剤	314　ビタミンＣ剤
	アスコルビン酸	内用剤	314　ビタミンＣ剤
	アズトレオナム	注射剤	612　主としてグラム陰性菌に作用するもの
	アスピリン	内用剤	114　解熱鎮痛消炎剤
	アスピリン	内用剤	339　その他の血液・体液用薬
	アセタゾラミド	内用剤	213　利尿剤
	アセチルシステイン	内用剤	392　解毒剤
	アセチルフェネトライド	内用剤	113　抗てんかん剤
	アセトアミノフェン	注射剤	114　解熱鎮痛消炎剤
	アセトアミノフェン	内用剤	114　解熱鎮痛消炎剤
	亜セレン酸ナトリウム	注射剤	322　無機質製剤
	アダリムマブ（遺伝子組換え）	注射剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
	アテゾリズマブ（遺伝子組換え）	注射剤	429　その他の腫瘍用薬
	アトバコン	内用剤	629　その他の化学療法剤
	アトモキセチン塩酸塩	内用剤	117　精神神経用剤
	アトロピン硫酸塩水和物	注射剤	124　鎮けい剤
	アナストロゾール	内用剤	429　その他の腫瘍用薬
	アニフロルマブ（遺伝子組換え）	注射剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
	アバタセプト（遺伝子組換え）	注射剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
	アバルグルコシダーゼ　アルファ（遺伝子組換え）	注射剤	395　酵素製剤
	アバロパラチド酢酸塩	注射剤	243　甲状腺，副甲状腺ホルモン剤
	アピキサバン	内用剤	333　血液凝固阻止剤
	アビラテロン酢酸エステル	内用剤	429　その他の腫瘍用薬
	アフリベルセプト（遺伝子組換え）	注射剤	131　眼科用剤
	アプレピタント	内用剤	239　その他の消化器官用薬
	アベマシクリブ	内用剤	429　その他の腫瘍用薬
	アミオダロン塩酸塩	注射剤	212　不整脈用剤
	アミオダロン塩酸塩	内用剤	212　不整脈用剤
	アミカシン硫酸塩	注射剤	612　主としてグラム陰性菌に作用するもの
	アミドトリゾ酸ナトリウムメグルミン	注射剤	721　Ｘ線造影剤
	アミドトリゾ酸ナトリウムメグルミン	内用剤	721　Ｘ線造影剤
	アミトリプチリン塩酸塩	内用剤	117　精神神経用剤
	アミノ酸・糖・電解質・ビタミン	注射剤	325　たん白アミノ酸製剤
	アミバンタマブ（遺伝子組換え）	注射剤	429　その他の腫瘍用薬
	アムホテリシンＢ	注射剤	617　主としてカビに作用するもの
	アムホテリシンＢ	内用剤	617　主としてカビに作用するもの
	アムルビシン塩酸塩	注射剤	423　抗腫瘍性抗生物質製剤
	アムロジピンベシル酸塩	内用剤	217　血管拡張剤

アモキシシリン水和物	内用剤	613　主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの
アモキシシリン水和物・クラブラン酸カリウム	内用剤	613　主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの
アリピプラゾール	内用剤	117　精神神経用剤
Ｌ―アルギニン・Ｌ―アルギニン塩酸塩	内用剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
Ｌ―アルギニン塩酸塩	注射剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
アルテプラーゼ（遺伝子組換え）	注射剤	395　酵素製剤
アルファカルシドール	内用剤	311　ビタミンＡ及びＤ剤
アルプロスタジル　アルファデクス	注射剤	219　その他の循環器官用薬
アレクチニブ塩酸塩	内用剤	429　その他の腫瘍用薬
アレンドロン酸ナトリウム水和物	内用剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
アロプリノール	内用剤	394　痛風治療剤
アンデキサネット　アルファ（遺伝子組換え）	注射剤	339　その他の血液・体液用薬
アンピシリンナトリウム	注射剤	613　主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの
アンブリセンタン	内用剤	219　その他の循環器官用薬
アンブロキソール塩酸塩	内用剤	223　去たん剤
イオジキサノール	注射剤	721　Ｘ線造影剤
イオトロクス酸メグルミン	注射剤	721　Ｘ線造影剤
イオトロラン	注射剤	721　Ｘ線造影剤
イオパミドール	注射剤	721　Ｘ線造影剤
イオフルパン（123Ｉ）	注射剤	430　放射性医薬品
イオプロミド	注射剤	721　Ｘ線造影剤
イオヘキソール	注射剤	721　Ｘ線造影剤
イオベルソール	注射剤	721　Ｘ線造影剤
イオメプロール	注射剤	721　Ｘ線造影剤
維持液	注射剤	331　血液代用剤
イソソルビド	内用剤	213　利尿剤
イソニアジド	内用剤	622　抗結核剤
イソフルラン	外用剤	111　全身麻酔剤
dl―イソプレナリン塩酸塩	外用剤	225　気管支拡張剤
ｌ―イソプレナリン塩酸塩	注射剤	211　強心剤
イソロイシン・ロイシン・バリン	内用剤	325　たん白アミノ酸製剤
イダルシズマブ（遺伝子組換え）	注射剤	339　その他の血液・体液用薬
一酸化窒素	外用剤	219　その他の循環器官用薬
イデュルスルファーゼ（遺伝子組換え）	注射剤	395　酵素製剤
イデュルスルファーゼ　ベータ（遺伝子組換え）	注射剤	395　酵素製剤
イトラコナゾール	内用剤	629　その他の化学療法剤
イノツズマブ　オゾガマイシン（遺伝子組換え）	注射剤	423　抗腫瘍性抗生物質製剤
イピリムマブ（遺伝子組換え）	注射剤	429　その他の腫瘍用薬
イプラトロピウム臭化物水和物	外用剤	225　気管支拡張剤
イホスファミド	注射剤	421　アルキル化剤
イマチニブメシル酸塩	内用剤	429　その他の腫瘍用薬
イリノテカン塩酸塩水和物	注射剤	424　抗腫瘍性植物成分製剤
インクリシランナトリウム	注射剤	218　高脂血症用剤
インスリンアスパルト（遺伝子組換え）	注射剤	249　その他のホルモン剤（抗ホルモン剤を含む。）
インスリングラルギン（遺伝子組換え）	注射剤	249　その他のホルモン剤（抗ホルモン剤を含む。）
インスリンデグルデク（遺伝子組換え）	注射剤	249　その他のホルモン剤（抗ホルモン剤を含む。）
インスリンデテミル（遺伝子組換え）	注射剤	249　その他のホルモン剤（抗ホルモン剤を含む。）
インスリン　ヒト（遺伝子組換え）	注射剤	249　その他のホルモン剤（抗ホルモン剤を含む。）
インスリンリスプロ（遺伝子組換え）	注射剤	249　その他のホルモン剤（抗ホルモン剤を含む。）
インダカテロールマレイン酸塩	外用剤	225　気管支拡張剤
茵ちん蒿湯エキス	内用剤	520　漢方製剤

インドシアニングリーン	注射剤	722　機能検査用試薬
インフリキシマブ（遺伝子組換え）	注射剤	239　その他の消化器官用薬
ウパダシチニブ水和物	内用剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
ウラピジル	内用剤	214　血圧降下剤
ウルソデオキシコール酸	内用剤	236　利胆剤
エクリズマブ（遺伝子組換え）	注射剤	639　その他の生物学的製剤
エスシタロプラムシュウ酸塩	内用剤	117　精神神経用剤
エスゾピクロン	内用剤	112　催眠鎮静剤，抗不安剤
エストラジオール	内用剤	247　卵胞ホルモン及び黄体ホルモン剤
エストラジオール	外用剤	247　卵胞ホルモン及び黄体ホルモン剤
エストラジオール・酢酸ノルエチステロン	外用剤	248　混合ホルモン剤
エゼチミブ	内用剤	218　高脂血症用剤
エタネルセプト（遺伝子組換え）	注射剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
エダラボン	注射剤	119　その他の中枢神経系用薬
エタンブトール塩酸塩	内用剤	622　抗結核剤
エチレンジシスティネートオキソテクネチウム（99mTc）	注射剤	430　放射性医薬品
エテルカルセチド塩酸塩	注射剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
エドキサバントシル酸塩水和物	内用剤	333　血液凝固阻止剤
エトスクシミド	内用剤	113　抗てんかん剤
エトポシド	内用剤	424　抗腫瘍性植物成分製剤
エトポシド	注射剤	424　抗腫瘍性植物成分製剤
エピルビシン塩酸塩	注射剤	423　抗腫瘍性抗生物質製剤
エプレレノン	内用剤	214　血圧降下剤
エポエチンアルファ（遺伝子組換え）	注射剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
エポエチンベータ（遺伝子組換え）	注射剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
エポエチン　ベータ　ペゴル（遺伝子組換え）	注射剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
エボカルセト	内用剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
エポプロステノールナトリウム	注射剤	219　その他の循環器官用薬
エボロクマブ（遺伝子組換え）	注射剤	218　高脂血症用剤
エリスロマイシン	内用剤	614　主としてグラム陽性菌，マイコプラズマに作用するもの
エリブリンメシル酸塩	注射剤	429　その他の腫瘍用薬
エルトロンボパグ　オラミン	内用剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
エロスルファーゼ　アルファ（遺伝子組換え）	注射剤	395　酵素製剤
塩化カリウム	内用剤	322　無機質製剤
塩化カリウム	注射剤	322　無機質製剤
塩化タリウム（201Tl）	注射剤	430　放射性医薬品
塩化ナトリウム	注射剤	331　血液代用剤
塩化ナトリウム・塩化カリウム配合剤	注射剤	799　他に分類されない治療を主目的としない医薬品
塩化マンガン・硫酸亜鉛水和物配合剤	注射剤	322　無機質製剤
エンコラフェニブ	内用剤	429　その他の腫瘍用薬
エンザルタミド	内用剤	429　その他の腫瘍用薬
塩酸Ｎ―イソプロピル―４―ヨードアンフェタミン（123Ｉ）	注射剤	430　放射性医薬品
塩酸レボブピバカイン	注射剤	121　局所麻酔剤
エンテカビル水和物	内用剤	625　抗ウイルス剤
オキサリプラチン	注射剤	429　その他の腫瘍用薬
オキシグルタチオン	外用剤	131　眼科用剤
オキシコドン塩酸塩水和物	内用剤	811　あへんアルカロイド系麻薬
オキシコドン塩酸塩水和物	注射剤	811　あへんアルカロイド系麻薬
オキシトシン	注射剤	241　脳下垂体ホルモン剤

オキシブプロカイン塩酸塩	外用剤	131　眼科用剤
オシメルチニブメシル酸塩	内用剤	429　その他の腫瘍用薬
オセルタミビルリン酸塩	内用剤	625　抗ウイルス剤
オフロキサシン	外用剤	132　耳鼻科用剤
オマリズマブ（遺伝子組換え）	注射剤	229　その他の呼吸器官用薬
オメプラゾールナトリウム	注射剤	232　消化性潰瘍用剤
オラパリブ	内用剤	429　その他の腫瘍用薬
オランザピン	内用剤	117　精神神経用剤
オリプダーゼ　アルファ（遺伝子組換え）	注射剤	395　酵素製剤
オルブリノン塩酸塩水和物	注射剤	211　強心剤
オルメサルタンメドキソミル	内用剤	214　血圧降下剤
オロパタジン塩酸塩	内用剤	449　その他のアレルギー用薬
オンダンセトロン塩酸塩水和物	注射剤	239　その他の消化器官用薬
ガチフロキサシン水和物	外用剤	131　眼科用剤
過テクネチウム酸ナトリウム（99mTc）	注射剤	430　放射性医薬品
ガドキセト酸ナトリウム	注射剤	729　その他の診断用薬（体外診断用医薬品を除く。）
ガドテリドール	注射剤	729　その他の診断用薬（体外診断用医薬品を除く。）
ガドテル酸メグルミン	注射剤	729　その他の診断用薬（体外診断用医薬品を除く。）
ガドブトロール	注射剤	729　その他の診断用薬（体外診断用医薬品を除く。）
カナキヌマブ（遺伝子組換え）	注射剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
カナマイシン一硫酸塩	内用剤	612　主としてグラム陰性菌に作用するもの
ガバペンチン	内用剤	113　抗てんかん剤
カプトプリル	内用剤	214　血圧降下剤
ガベキサートメシル酸塩	注射剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
カペシタビン	内用剤	422　代謝拮抗剤
カベルゴリン	内用剤	116　抗パーキンソン剤
ガラクトシル人血清アルブミンジエチレントリアミン五酢酸テクネチウム（99mTc）	注射剤	430　放射性医薬品
カルグルミン酸	内用剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
カルシトリオール	内用剤	311　ビタミンＡ及びＤ剤
カルシトリオール	注射剤	311　ビタミンＡ及びＤ剤
ガルスルファーゼ（遺伝子組換え）	注射剤	395　酵素製剤
カルテオロール塩酸塩	内用剤	212　不整脈用剤
カルバマゼピン	内用剤	113　抗てんかん剤
カルベジロール	内用剤	214　血圧降下剤
カルペリチド（遺伝子組換え）	注射剤	217　血管拡張剤
Ｌ－カルボシステイン	内用剤	223　去たん剤
カルボプラチン	注射剤	429　その他の腫瘍用薬
ガンシクロビル	注射剤	625　抗ウイルス剤
乾燥抗Ｄ（Rho）人免疫グロブリン	注射剤	634　血液製剤類
乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ	注射剤	634　血液製剤類
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子	注射剤	634　血液製剤類
乾燥濃縮人血液凝固第Ｘ因子加活性化第Ⅶ因子	注射剤	634　血液製剤類
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子	注射剤	634　血液製剤類
乾燥濃縮人Ｃ１－インアクチベーター	注射剤	634　血液製剤類
乾燥濃縮人プロテインＣ	注射剤	634　血液製剤類
乾燥濃縮人プロトロンビン複合体	注射剤	634　血液製剤類
乾燥人血液凝固第Ⅸ因子複合体	注射剤	634　血液製剤類
肝不全用アミノ酸製剤	注射剤	325　たん白アミノ酸製剤
球形吸着炭	内用剤	392　解毒剤
ギルテリチニブフマル酸塩	内用剤	429　その他の腫瘍用薬
グアンファシン塩酸塩	内用剤	117　精神神経用剤
クエチアピンフマル酸塩	内用剤	117　精神神経用剤
クエン酸カリウム・クエン酸ナトリウム水和物	内用剤	394　痛風治療剤

クエン酸第二鉄水和物	内用剤	219　その他の循環器官用薬
グスペリムス塩酸塩	注射剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
クラリスロマイシン	内用剤	614　主としてグラム陽性菌，マイコプラズマに作用するもの
グリベンクラミド	内用剤	396　糖尿病用剤
グリメピリド	内用剤	396　糖尿病用剤
クリンダマイシンリン酸エステル	注射剤	611　主としてグラム陽性菌に作用するもの
グルカゴン	外用剤	249　その他のホルモン剤（抗ホルモン剤を含む。）
グルカルピダーゼ（遺伝子組換え）	注射剤	392　解毒剤
グルコン酸カルシウム水和物	注射剤	321　カルシウム剤
グレカプレビル水和物・ピブレンタスビル	内用剤	625　抗ウイルス剤
クロザピン	内用剤	117　精神神経用剤
クロナゼパム	内用剤	113　抗てんかん剤
クロバザム	内用剤	113　抗てんかん剤
クロピドグレル硫酸塩	内用剤	339　その他の血液・体液用薬
クロファジミン	内用剤	623　抗ハンセン病剤
クロベタゾン酪酸エステル	外用剤	264　鎮痛，鎮痒，収斂，消炎剤
クロミフェンクエン酸塩	内用剤	249　その他のホルモン剤（抗ホルモン剤を含む。）
クロモグリク酸ナトリウム	外用剤	225　気管支拡張剤
クロルマジノン酢酸エステル	内用剤	247　卵胞ホルモン及び黄体ホルモン剤
経腸成分栄養剤	内用剤	325　たん白アミノ酸製剤
ケタミン塩酸塩	注射剤	111　全身麻酔剤
結合型エストロゲン	内用剤	247　卵胞ホルモン及び黄体ホルモン剤
ケトコナゾール	外用剤	265　寄生性皮ふ疾患用剤
ケトプロフェン	外用剤	264　鎮痛，鎮痒，収斂，消炎剤

ゲムシタビン塩酸塩	注射剤	422　代謝拮抗剤
ゲムツズマブオゾガマイシン（遺伝子組換え）	注射剤	423　抗腫瘍性抗生物質製剤
ゲンタマイシン硫酸塩	注射剤	613　主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの
高カロリー輸液用基本液	注射剤	323　糖類剤
高カロリー輸液用総合アミノ酸製剤	注射剤	325　たん白アミノ酸製剤
ゴセレリン酢酸塩	注射剤	249　その他のホルモン剤（抗ホルモン剤を含む。）
コハク酸ソリフェナシン	内用剤	259　その他の泌尿生殖器官及び肛門用薬
コバマミド	内用剤	313　ビタミンＢ剤（ビタミンＢ１剤を除く。）
コリスチンメタンスルホン酸ナトリウム	注射剤	612　主としてグラム陰性菌に作用するもの
コレスチミド	内用剤	218　高脂血症用剤
酢酸亜鉛水和物	内用剤	392　解毒剤
サクビトリルバルサルタンナトリウム水和物	内用剤	219　その他の循環器官用薬
サプロプテリン塩酸塩	内用剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
サラゾスルファピリジン	内用剤	621　サルファ剤
サリチル酸ナトリウム・ジブカイン配合剤	注射剤	114　解熱鎮痛消炎剤
サリドマイド	内用剤	429　その他の腫瘍用薬
サリルマブ（遺伝子組換え）	注射剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
サルブタモール硫酸塩	外用剤	225　気管支拡張剤
サルメテロールキシナホ酸塩・フルチカゾンプロピオン酸エステル	外用剤	229　その他の呼吸器官用薬
酸化亜鉛	外用剤	264　鎮痛，鎮痒，収斂，消炎剤
三酸化二ヒ素	注射剤	429　その他の腫瘍用薬
ジアゼパム	注射剤	112　催眠鎮静剤，抗不安剤
ジアゾキシド	内用剤	399　他に分類されない代謝性医薬品

ジアフェニルスルホン	内用剤	269　その他の外皮用薬
ジエノゲスト	内用剤	249　その他のホルモン剤（抗ホルモン剤を含む。）
シクレソニド	外用剤	229　その他の呼吸器官用薬
シクロスポリン	注射剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
ジクロフェナクナトリウム	外用剤	114　解熱鎮痛消炎剤
シクロホスファミド水和物	内用剤	421　アルキル化剤
シクロホスファミド水和物	注射剤	421　アルキル化剤
ジゴキシン	注射剤	211　強心剤
システアミン塩酸塩	外用剤	131　眼科用剤
システアミン酒石酸塩	内用剤	392　解毒剤
シスプラチン	注射剤	429　その他の腫瘍用薬
シタグリプチンリン酸塩水和物	内用剤	396　糖尿病用剤
シタフロキサシン水和物	内用剤	624　合成抗菌剤
シタラビン	注射剤	422　代謝拮抗剤
ジドロゲステロン	内用剤	247　卵胞ホルモン及び黄体ホルモン剤
シナカルセト塩酸塩	内用剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
ジノプロスト	注射剤	249　その他のホルモン剤（抗ホルモン剤を含む。）
シプロフロキサシン	注射剤	624　合成抗菌剤
シプロフロキサシン塩酸塩	内用剤	624　合成抗菌剤
シベンゾリンコハク酸塩	注射剤	212　不整脈用剤
ジメルカプトコハク酸テクネチウム（99mTc）	注射剤	430　放射性医薬品
臭化カリウム	内用剤	112　催眠鎮静剤，抗不安剤
硝酸イソソルビド	注射剤	217　血管拡張剤
消毒用エタノール	外用剤	261　外皮用殺菌消毒剤
ジルコニウムシクロケイ酸ナトリウム水和物	内用剤	219　その他の循環器官用薬
ジルチアゼム塩酸塩	内用剤	217　血管拡張剤
シルデナフィルクエン酸塩	内用剤	219　その他の循環器官用薬
シロスタゾール	内用剤	339　その他の血液・体液用薬
人工透析液	注射剤	341　人工腎臓透析用剤
新鮮凍結人血漿	注射剤	634　血液製剤類
スキサメトニウム塩化物水和物	注射剤	122　骨格筋弛緩剤
スギ花粉エキス	内用剤	449　その他のアレルギー用薬
スクロオキシ水酸化鉄	内用剤	219　その他の循環器官用薬
スチリペントール	内用剤	113　抗てんかん剤
スピロノラクトン	内用剤	213　利尿剤
スペクチノマイシン塩酸塩水和物	注射剤	612　主としてグラム陰性菌に作用するもの
スマトリプタンコハク酸塩	内用剤	216　血管収縮剤
スルチアム	内用剤	113　抗てんかん剤
スルファジアジン銀	外用剤	263　化膿性疾患用剤
スルファメトキサゾール・トリメトプリム	内用剤	629　その他の化学療法剤
精製白糖・ポビドンヨード	外用剤	269　その他の外皮用薬
精製ヒアルロン酸ナトリウム	注射剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
精製ヒアルロン酸ナトリウム	外用剤	131　眼科用剤
生理食塩液	注射剤	331　血液代用剤
セツキシマブ（遺伝子組換え）	注射剤	429　その他の腫瘍用薬
セファクロル	内用剤	613　主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの
セファレキシン	内用剤	613　主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの
セフェピム塩酸塩水和物	注射剤	613　主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの

セフォタキシムナトリウム	注射剤	613　主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの
セフジトレン　ピボキシル	内用剤	613　主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの
セベリパーゼ　アルファ（遺伝子組換え）	注射剤	395　酵素製剤
セボフルラン	外用剤	111　全身麻酔剤
セマグルチド（遺伝子組換え）	内用剤	249　その他のホルモン剤（抗ホルモン剤を含む。）
セマグルチド（遺伝子組換え）	注射剤	249　その他のホルモン剤（抗ホルモン剤を含む。）
セルペルカチニブ	内用剤	429　その他の腫瘍用薬
セルリポナーゼ　アルファ（遺伝子組換え）	注射剤	395　酵素製剤
ソタロール塩酸塩	内用剤	212　不整脈用剤
ソトラシブ	内用剤	429　その他の腫瘍用薬
ゾニサミド	内用剤	113　抗てんかん剤
ソホスブビル・ベルパタスビル	内用剤	625　抗ウイルス剤
ゾルベツキシマブ（遺伝子組換え）	注射剤	429　その他の腫瘍用薬
ゾレドロン酸水和物	注射剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
ダイズ油	注射剤	329　その他の滋養強壮薬
大腸菌死菌・ヒドロコルチゾン	外用剤	255　痔疾用剤
ダウノルビシン塩酸塩	注射剤	423　抗腫瘍性抗生物質製剤
ダカルバジン	注射剤	421　アルキル化剤
タクロリムス水和物	注射剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
ダサチニブ	内用剤	429　その他の腫瘍用薬
タダラフィル	内用剤	219　その他の循環器官用薬
ダニアレルゲンエキス	内用剤	449　その他のアレルギー用薬
ダパグリフロジンプロピレングリコール水和物	内用剤	396　糖尿病用剤
ダブラフェニブメシル酸塩	内用剤	429　その他の腫瘍用薬
ダプロデュスタット	内用剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
タムスロシン塩酸塩	内用剤	259　その他の泌尿生殖器官及び肛門用薬
タモキシフェンクエン酸塩	内用剤	429　その他の腫瘍用薬
ダルテパリンナトリウム	注射剤	333　血液凝固阻止剤
ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	注射剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
炭酸水素ナトリウム	内用剤	234　制酸剤
炭酸水素ナトリウム	注射剤	392　解毒剤
炭酸ランタン水和物	内用剤	219　その他の循環器官用薬
炭酸リチウム	内用剤	117　精神神経用剤
チアマゾール	内用剤	243　甲状腺，副甲状腺ホルモン剤
チアミラールナトリウム	注射剤	111　全身麻酔剤
チアミン塩化物塩酸塩	注射剤	312　ビタミンＢ１剤
チオテパ	注射剤	421　アルキル化剤
チオトロピウム臭化物水和物	外用剤	225　気管支拡張剤
チオトロピウム臭化物水和物・オロダテロール塩酸塩	外用剤	225　気管支拡張剤
チオプロニン	内用剤	391　肝臓疾患用剤
チオ硫酸ナトリウム水和物	注射剤	392　解毒剤
チゲサイクリン	注射剤	612　主としてグラム陰性菌に作用するもの
チペピジンヒベンズ酸塩	内用剤	224　鎮咳去たん剤
チルゼパチド	注射剤	249　その他のホルモン剤（抗ホルモン剤を含む。）
沈降炭酸カルシウム	内用剤	219　その他の循環器官用薬
テイコプラニン	注射剤	611　主としてグラム陽性菌に作用するもの

テオフィリン	内用剤	225　気管支拡張剤
テガフール・ウラシル	内用剤	422　代謝拮抗剤
デガレリクス酢酸塩	注射剤	249　その他のホルモン剤（抗ホルモン剤を含む。）
デキサメタゾン	内用剤	245　副腎ホルモン剤
デキサメタゾンパルミチン酸エステル	注射剤	245　副腎ホルモン剤
デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム	注射剤	245　副腎ホルモン剤
デキストロメトルファン臭化水素酸塩水和物	内用剤	222　鎮咳剤
デクスメデトミジン塩酸塩	注射剤	112　催眠鎮静剤，抗不安剤
テクネチウム大凝集人血清アルブミン（99mTc）	注射剤	430　放射性医薬品
テストステロンエナント酸エステル	注射剤	246　男性ホルモン剤
デスフルラン	外用剤	111　全身麻酔剤
デスモプレシン酢酸塩水和物	内用剤	241　脳下垂体ホルモン剤
デスモプレシン酢酸塩水和物	外用剤	241　脳下垂体ホルモン剤
テトラコサクチド酢酸塩	注射剤	241　脳下垂体ホルモン剤
テトロホスミンテクネチウム（99mTc）	注射剤	430　放射性医薬品
デノスマブ（遺伝子組換え）	注射剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
テノホビル　アラフェナミドフマル酸塩	内用剤	625　抗ウイルス剤
デヒドロコール酸	注射剤	236　利胆剤
テビペネム　ピボキシル	内用剤	613　主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの
デフィブロチドナトリウム	注射剤	391　肝臓疾患用剤
デフェラシロクス	内用剤	392　解毒剤
デプロドンプロピオン酸エステル	外用剤	264　鎮痛，鎮痒，収斂，消炎剤
テモゾロミド	内用剤	421　アルキル化剤
デュピルマブ（遺伝子組換え）	注射剤	449　その他のアレルギー用薬
デュラグルチド（遺伝子組換え）	注射剤	249　その他のホルモン剤（抗ホルモン剤を含む。）
デュルバルマブ（遺伝子組換え）	注射剤	429　その他の腫瘍用薬
デュロキセチン塩酸塩	内用剤	117　精神神経用剤
テリパラチド（遺伝子組換え）	注射剤	243　甲状腺，副甲状腺ホルモン剤
テリパラチド酢酸塩	注射剤	243　甲状腺，副甲状腺ホルモン剤
ドキサゾシンメシル酸塩	内用剤	214　血圧降下剤
ドキソルビシン塩酸塩	注射剤	423　抗腫瘍性抗生物質製剤
トコフェロール酢酸エステル	内用剤	315　ビタミンＥ剤
トシリズマブ（遺伝子組換え）	注射剤	639　その他の生物学的製剤
トスフロキサシントシル酸塩水和物	内用剤	624　合成抗菌剤
ドセタキセル	注射剤	424　抗腫瘍性植物成分製剤
ドセタキセル水和物	注射剤	424　抗腫瘍性植物成分製剤
トピラマート	内用剤	113　抗てんかん剤
ドブタミン塩酸塩	注射剤	211　強心剤
トラスツズマブ（遺伝子組換え）	注射剤	429　その他の腫瘍用薬
トラスツズマブ　エムタンシン（遺伝子組換え）	注射剤	429　その他の腫瘍用薬
トラスツズマブ　デルクステカン（遺伝子組換え）	注射剤	429　その他の腫瘍用薬
トラネキサム酸	注射剤	332　止血剤
トラベクテジン	注射剤	429　その他の腫瘍用薬
トラメチニブ　ジメチルスルホキシド付加物	内用剤	429　その他の腫瘍用薬
トリエンチン塩酸塩	内用剤	392　解毒剤
トリクロルメチアジド	内用剤	213　利尿剤
トリフルリジン・チピラシル塩酸塩	内用剤	429　その他の腫瘍用薬
トレチノイン	内用剤	429　その他の腫瘍用薬

ドロスピレノン・エチニルエストラジオール　ベータデクス	内用剤	248　混合ホルモン剤
トロピカミド・フェニレフリン塩酸塩	外用剤	131　眼科用剤
トロメタモール	注射剤	339　その他の血液・体液用薬
トロンボモデュリンアルファ（遺伝子組換え）	注射剤	333　血液凝固阻止剤
ナトリウム・カリウム・アスコルビン酸配合剤	内用剤	799　他に分類されない治療を主目的としない医薬品
ナファモスタットメシル酸塩	注射剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
ナロキソン塩酸塩	注射剤	221　呼吸促進剤
ニカルジピン塩酸塩	注射剤	214　血圧降下剤
ニコランジル	注射剤	217　血管拡張剤
ニチシノン	内用剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
ニトラゼパム	内用剤	112　催眠鎮静剤，抗不安剤
ニトログリセリン	注射剤	217　血管拡張剤
ニフェジピン	内用剤	217　血管拡張剤
ニボルマブ（遺伝子組換え）	注射剤	429　その他の腫瘍用薬
乳酸カルシウム水和物	内用剤	321　カルシウム剤
乳酸リンゲル	注射剤	331　血液代用剤
ニラパリブトシル酸塩水和物	内用剤	429　その他の腫瘍用薬
ニンテダニブエタンスルホン酸塩	内用剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
ネダプラチン	注射剤	429　その他の腫瘍用薬
濃グリセリン・果糖	注射剤	219　その他の循環器官用薬
ノギテカン塩酸塩	注射剤	424　抗腫瘍性植物成分製剤
ノナコグアルファ（遺伝子組換え）	注射剤	634　血液製剤類
ノルエチステロン・エチニルエストラジオール	内用剤	248　混合ホルモン剤
ノルゲストレル・エチニルエストラジオール	内用剤	248　混合ホルモン剤
肺サーファクタント	外用剤	221　呼吸促進剤
白色ワセリン	外用剤	712　軟膏基剤

パクリタキセル	注射剤	424　抗腫瘍性植物成分製剤
バシリキシマブ（遺伝子組換え）	注射剤	639　その他の生物学的製剤
バソプレシン	注射剤	241　脳下垂体ホルモン剤
パビナフスプ　アルファ（遺伝子組換え）	注射剤	395　酵素製剤
パミドロン酸二ナトリウム水和物	注射剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
バラシクロビル塩酸塩	内用剤	625　抗ウイルス剤
バラシクロビル塩酸塩水和物	内用剤	625　抗ウイルス剤
バリシチニブ	内用剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
パリビズマブ（遺伝子組換え）	注射剤	625　抗ウイルス剤
バルプロ酸ナトリウム	内用剤	113　抗てんかん剤
パルボシクリブ	内用剤	429　その他の腫瘍用薬
ハロペリドール	注射剤	117　精神神経用剤
パンクレリパーゼ	内用剤	233　健胃消化剤
ビオチン	内用剤	319　その他のビタミン剤
ビオチン	注射剤	319　その他のビタミン剤
ビガバトリン	内用剤	113　抗てんかん剤
ビカルタミド	内用剤	429　その他の腫瘍用薬
ビソプロロール	外用剤	214　血圧降下剤
ピタバスタチンカルシウム	内用剤	218　高脂血症用剤
人血小板濃厚液	注射剤	634　血液製剤類
人血清アルブミン	注射剤	634　血液製剤類
ヒト絨毛性性腺刺激ホルモン	注射剤	241　脳下垂体ホルモン剤
人赤血球液	注射剤	634　血液製剤類
人ハプトグロビン	注射剤	634　血液製剤類
ヒドロキシメチレンジホスホン酸テクネチウム（99mTc）	注射剤	430　放射性医薬品
ヒドロキソコバラミン酢酸塩	注射剤	313　ビタミンＢ剤（ビタミンＢ１剤を除く。）
ヒドロコルチゾン	内用剤	245　副腎ホルモン剤

ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム	注射剤	245　副腎ホルモン剤
ヒドロモルフォン塩酸塩	注射剤	811　あへんアルカロイド系麻薬
ヒドロモルフォン塩酸塩	内用剤	811　あへんアルカロイド系麻薬
ビノレルビン酒石酸塩	注射剤	424　抗腫瘍性植物成分製剤
ピマリシン	外用剤	131　眼科用剤
ビメキズマブ（遺伝子組換え）	注射剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
ピモベンダン	内用剤	211　強心剤
ピラジナミド	内用剤	622　抗結核剤
Ｎ－ピリドキシル－５－メチルトリプトファンテクネチウム（99mTc）	注射剤	430　放射性医薬品
ピルシカイニド塩酸塩水和物	注射剤	212　不整脈用剤
ビンクリスチン硫酸塩	注射剤	424　抗腫瘍性植物成分製剤
ビンブラスチン硫酸塩	注射剤	424　抗腫瘍性植物成分製剤
ファスジル塩酸塩水和物	注射剤	219　その他の循環器官用薬
ファロペネムナトリウム水和物	内用剤	613　主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの
フィブリノゲン加第ＸⅢ因子	外用剤	634　血液製剤類
フィブリノゲン配合剤	外用剤	634　血液製剤類
フィルグラスチム（遺伝子組換え）	注射剤	339　その他の血液・体液用薬
フィンゴリモド塩酸塩	内用剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
フェキソフェナジン塩酸塩	内用剤	449　その他のアレルギー用薬
フェニトイン	内用剤	113　抗てんかん剤
フェニトインナトリウム	注射剤	113　抗てんかん剤
フェニルアラニン除去ミルク	内用剤	327　乳幼児用剤
フェニル酪酸ナトリウム	内用剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
フェノバルビタール	内用剤	112　催眠鎮静剤，抗不安剤
フェノバルビタールナトリウム	注射剤	113　抗てんかん剤
フェブキソスタット	内用剤	394　痛風治療剤

フェルカルボトラン	注射剤	729　その他の診断用薬（体外診断用医薬品を除く。）
フェンタニルクエン酸塩	注射剤	821　合成麻薬
フェンタニルクエン酸塩	外用剤	821　合成麻薬
フェンフルラミン塩酸塩	内用剤	113　抗てんかん剤
腹膜透析液	注射剤	342　腹膜透析用剤
ブセレリン酢酸塩	外用剤	249　その他のホルモン剤（抗ホルモン剤を含む。）
ブデソニド・ホルモテロールフマル酸塩水和物	外用剤	229　その他の呼吸器官用薬
ブドウ糖	注射剤	323　糖類剤
ブピバカイン塩酸塩水和物	注射剤	121　局所麻酔剤
ブプレノルフィン	外用剤	114　解熱鎮痛消炎剤
プラリドキシムヨウ化物	注射剤	392　解毒剤
ブリナツモマブ（遺伝子組換え）	注射剤	429　その他の腫瘍用薬
プリミドン	内用剤	113　抗てんかん剤
フルオレセイン	注射剤	729　その他の診断用薬（体外診断用医薬品を除く。）
フルオロウラシル	注射剤	422　代謝拮抗剤
フルコナゾール	内用剤	629　その他の化学療法剤
フルコナゾール	注射剤	629　その他の化学療法剤
フルシクロビン（18Ｆ）	注射剤	430　放射性医薬品
フルチカゾンフランカルボン酸エステル	外用剤	132　耳鼻科用剤
フルチカゾンプロピオン酸エステル	外用剤	229　その他の呼吸器官用薬
フルチカゾンプロピオン酸エステル・ホルモテロールフマル酸塩水和物	外用剤	229　その他の呼吸器官用薬
フルテメタモル（18Ｆ）	注射剤	430　放射性医薬品
フルベストラント	注射剤	429　その他の腫瘍用薬
フルボキサミンマレイン酸塩	内用剤	117　精神神経用剤
ブレオマイシン塩酸塩	注射剤	423　抗腫瘍性抗生物質製剤
プレドニゾロン	内用剤	245　副腎ホルモン剤

プレドニゾロンコハク酸エステルナトリウム	注射剤	245　副腎ホルモン剤
ブレンツキシマブ　ベドチン（遺伝子組換え）	注射剤	429　その他の腫瘍用薬
プロカイン塩酸塩	注射剤	121　局所麻酔剤
プロカテロール塩酸塩水和物	外用剤	225　気管支拡張剤
プロゲステロン	内用剤	247　卵胞ホルモン及び黄体ホルモン剤
プロゲステロン	外用剤	247　卵胞ホルモン及び黄体ホルモン剤
ブロスマブ（遺伝子組換え）	注射剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
フロセミド	内用剤	213　利尿剤
フロセミド	注射剤	213　利尿剤
プロタミン硫酸塩	注射剤	332　止血剤
プロピルチオウラシル	内用剤	243　甲状腺，副甲状腺ホルモン剤
プロプラノロール塩酸塩	内用剤	212　不整脈用剤
プロプラノロール塩酸塩	内用剤	290　その他の個々の器官系用医薬品
フロモキセフナトリウム	注射剤	613　主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの
フロルベタピル（18F）	注射剤	430　放射性医薬品
ヘキサキスメトキシイソブチルイソニトリルテクネチウム（99mTc）	注射剤	430　放射性医薬品
ペグアスパルガーゼ	注射剤	429　その他の腫瘍用薬
ペグフィルグラスチム（遺伝子組換え）	注射剤	339　その他の血液・体液用薬
ベストロニダーゼ　アルファ（遺伝子組換え）	注射剤	395　酵素製剤
ベタイン	内用剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
ベタメタゾン	外用剤	245　副腎ホルモン剤
ベタメタゾン吉草酸エステル	外用剤	264　鎮痛，鎮痒，収斂，消炎剤
ベタメタゾン酪酸エステルプロピオン酸エステル	外用剤	264　鎮痛，鎮痒，収斂，消炎剤
ペチジン塩酸塩	注射剤	821　合成麻薬
ベドリズマブ（遺伝子組換え）	注射剤	239　その他の消化器官用薬
ペニシラミン	内用剤	392　解毒剤
ベネトクラクス	内用剤	429　その他の腫瘍用薬
ベバシズマブ（遺伝子組換え）	注射剤	429　その他の腫瘍用薬
ヘパリンカルシウム	注射剤	333　血液凝固阻止剤
ヘパリンナトリウム	注射剤	333　血液凝固阻止剤
ヘパリン類似物質	外用剤	333　血液凝固阻止剤
ベプリジル塩酸塩水和物	内用剤	212　不整脈用剤
ペマフィブラート	内用剤	218　高脂血症用剤
ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）	注射剤	429　その他の腫瘍用薬
ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	注射剤	422　代謝拮抗剤
ベラパミル塩酸塩	内用剤	217　血管拡張剤
ペラミビル水和物	注射剤	625　抗ウイルス剤
ペランパネル水和物	注射剤	113　抗てんかん剤
ペランパネル水和物	内用剤	113　抗てんかん剤
ベルツズマブ（遺伝子組換え）	注射剤	429　その他の腫瘍用薬
ペルフルブタン	注射剤	729　その他の診断用薬（体外診断用医薬品を除く。）
ベンジルペニシリンカリウム	注射剤	611　主としてグラム陽性菌に作用するもの
ベンジルペニシリンベンザチン水和物	注射剤	611　主としてグラム陽性菌に作用するもの
ベンダムスチン塩酸塩	注射剤	421　アルキル化剤
ペンテトレオチド・塩化インジウム（111In）	注射剤	430　放射性医薬品
ベンラリズマブ（遺伝子組換え）	注射剤	229　その他の呼吸器官用薬
ホスカルネットナトリウム水和物	注射剤	625　抗ウイルス剤
ホスフェニトインナトリウム水和物	注射剤	113　抗てんかん剤
ボノプラザンフマル酸塩	内用剤	232　消化性潰瘍用剤
ポマリドミド	内用剤	429　その他の腫瘍用薬
ポラツズマブ　ベドチン（遺伝子組換え）	注射剤	429　その他の腫瘍用薬

ボリコナゾール	内用剤	617　主としてカビに作用するもの
ボリコナゾール	注射剤	617　主としてカビに作用するもの
ポリスチレンスルホン酸カルシウム	内用剤	219　その他の循環器官用薬
ポリドカノール	注射剤	332　止血剤
ホリトロピンアルファ（遺伝子組換え）	注射剤	241　脳下垂体ホルモン剤
ホリナートカルシウム	注射剤	392　解毒剤
ポリビニルアルコールヨウ素	外用剤	131　眼科用剤
ボルテゾミブ	注射剤	429　その他の腫瘍用薬
マキサカルシトール	注射剤	311　ビタミンＡ及びＤ剤
Ｄ－マンニトール	注射剤	219　その他の循環器官用薬
ミカファンギンナトリウム	注射剤	617　主としてカビに作用するもの
ミグルスタット	内用剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
ミコフェノール酸　モフェチル	内用剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
ミゾリビン	内用剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
ミダゾラム	注射剤	113　抗てんかん剤
ミトキサントロン塩酸塩	注射剤	429　その他の腫瘍用薬
ミトタン	内用剤	249　その他のホルモン剤（抗ホルモン剤を含む。）
ミノサイクリン塩酸塩	内用剤	615　主としてグラム陽性・陰性菌，リケッチア，クラミジアに作用するもの
ミノサイクリン塩酸塩	注射剤	615　主としてグラム陽性・陰性菌，リケッチア，クラミジアに作用するもの
ミラベグロン	内用剤	259　その他の泌尿生殖器官及び肛門用薬
ミルタザピン	内用剤	117　精神神経用剤
ミルリノン	注射剤	211　強心剤
無水カフェイン	注射剤	211　強心剤

メコバラミン	注射剤	313　ビタミンＢ剤（ビタミンＢ１剤を除く。）
メサドン塩酸塩	内用剤	821　合成麻薬
メサラジン	内用剤	239　その他の消化器官用薬
メサラジン	外用剤	239　その他の消化器官用薬
メスナ	注射剤	392　解毒剤
メチラポン	内用剤	722　機能検査用試薬
メチルエルゴメトリンマレイン酸塩	注射剤	253　子宮収縮剤
メチルチオニニウム塩化物水和物	注射剤	392　解毒剤
メチルドパ水和物	内用剤	214　血圧降下剤
メチルフェニデート塩酸塩	内用剤	117　精神神経用剤
メチルプレドニゾロンコハク酸エステルナトリウム	注射剤	245　副腎ホルモン剤
メチレンジホスホン酸テクネチウム（99mTc）	注射剤	430　放射性医薬品
メトクロプラミド	注射剤	239　その他の消化器官用薬
メトトレキサート	内用剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
メトトレキサート	内用剤	422　代謝拮抗剤
メトトレキサート	注射剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
メトホルミン塩酸塩	内用剤	396　糖尿病用剤
メドロキシプロゲステロン酢酸エステル	内用剤	247　卵胞ホルモン及び黄体ホルモン剤
メトロニダゾール	内用剤	641　抗原虫剤
メトロニダゾール	注射剤	641　抗原虫剤
メナテトレノン	内用剤	316　ビタミンＫ剤
メナテトレノン	注射剤	316　ビタミンＫ剤
メピバカイン塩酸塩	注射剤	121　局所麻酔剤
メポリズマブ（遺伝子組換え）	注射剤	229　その他の呼吸器官用薬
メラトニン	内用剤	119　その他の中枢神経系用薬
メルカプトプリン水和物	内用剤	422　代謝拮抗剤

メルファラン	注射剤	421　アルキル化剤
モメタゾンフランカルボン酸エステル水和物	外用剤	132　耳鼻科用剤
モルヒネ塩酸塩水和物	注射剤	811　あへんアルカロイド系麻薬
モルヒネ塩酸塩水和物	外用剤	811　あへんアルカロイド系麻薬
モンテプラーゼ（遺伝子組換え）	注射剤	395　酵素製剤
モンテルカストナトリウム	内用剤	449　その他のアレルギー用薬
ユビデカレノン	内用剤	211　強心剤
ヨウ化カリウム	内用剤	322　無機質製剤
ヨウ化ナトリウム（131Ｉ）	内用剤	430　放射性医薬品
ヨード化ケシ油脂肪酸エチルエステル	注射剤	721　Ｘ線造影剤
３―ヨードベンジルグアニジン（123Ｉ）	注射剤	430　放射性医薬品
３―ヨードベンジルグアニジン（131Ｉ）	注射剤	429　その他の腫瘍用薬
酪酸菌	内用剤	231　止しゃ剤，整腸剤
ラクツロース	内用剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
ラコサミド	内用剤	113　抗てんかん剤
ラコサミド	注射剤	113　抗てんかん剤
ラニムスチン	注射剤	421　アルキル化剤
ラブリズマブ（遺伝子組換え）	注射剤	639　その他の生物学的製剤
ラムシルマブ（遺伝子組換え）	注射剤	429　その他の腫瘍用薬
ラメルテオン	内用剤	119　その他の中枢神経系用薬
ラモトリギン	内用剤	113　抗てんかん剤
ラロキシフェン塩酸塩	内用剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
ラロニダーゼ（遺伝子組換え）	注射剤	395　酵素製剤
ランジオロール塩酸塩	注射剤	212　不整脈用剤
ランレオチド酢酸塩	注射剤	249　その他のホルモン剤（抗ホルモン剤を含む。）
リスデキサンフェタミンメシル酸塩	内用剤	117　精神神経用剤
リスペリドン	内用剤	117　精神神経用剤
リツキシマブ（遺伝子組換え）	注射剤	429　その他の腫瘍用薬
リドカイン	注射剤	121　局所麻酔剤
リドカイン	外用剤	121　局所麻酔剤
リドカイン塩酸塩	注射剤	121　局所麻酔剤
リドカイン塩酸塩	外用剤	121　局所麻酔剤
リドカイン配合剤	外用剤	255　痔疾用剤
リトドリン塩酸塩	注射剤	259　その他の泌尿生殖器官及び肛門用薬
リバーロキサバン	内用剤	333　血液凝固阻止剤
リファキシミン	内用剤	619　その他の抗生物質製剤（複合抗生物質製剤を含む。）
リファンピシン	内用剤	616　主として抗酸菌に作用するもの
リボフラビン酪酸エステル	内用剤	313　ビタミンＢ剤（ビタミンＢ１剤を除く。）
リボフラビンリン酸エステルナトリウム	注射剤	313　ビタミンＢ剤（ビタミンＢ１剤を除く。）
硫酸アルミニウムカリウム水和物・タンニン酸	注射剤	255　痔疾用剤
硫酸バリウム	内用剤	721　Ｘ線造影剤
硫酸バリウム	外用剤	721　Ｘ線造影剤
硫酸マグネシウム水和物・ブドウ糖	注射剤	124　鎮けい剤
硫酸マグネシウム水和物・ブドウ糖	注射剤	259　その他の泌尿生殖器官及び肛門用薬
リュープロレリン酢酸塩	注射剤	249　その他のホルモン剤（抗ホルモン剤を含む。）
リン酸水素ナトリウム水和物・リン酸二水素ナトリウム水和物	注射剤	331　血液代用剤
リン酸二水素ナトリウム一水和物・無水リン酸水素二ナトリウム	内用剤	322　無機質製剤
ルテチウムオキソドトレオチド(177Lu)	注射剤	429　その他の腫瘍用薬
ルフィナミド	内用剤	113　抗てんかん剤
ルリオクトコグ　アルファ　ペゴル（遺伝子組換え）	注射剤	634　血液製剤類

レチノール・カルシフェロール配合剤	内用剤	317　混合ビタミン剤（ビタミンＡ・Ｄ混合製剤を除く。）
レテルモビル	内用剤	625　抗ウイルス剤
レトロゾール	内用剤	429　その他の腫瘍用薬
レナリドミド	内用剤	429　その他の腫瘍用薬
レナリドミド水和物	内用剤	429　その他の腫瘍用薬
レベチラセタム	内用剤	113　抗てんかん剤
レベチラセタム	注射剤	113　抗てんかん剤
レボカルニチン	内用剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
レボカルニチン	注射剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
レボセチリジン塩酸塩	内用剤	449　その他のアレルギー用薬
レボチロキシンナトリウム水和物	内用剤	243　甲状腺，副甲状腺ホルモン剤
レボドパ	内用剤	116　抗パーキンソン剤
レボノルゲストレル	外用剤	252　生殖器官用剤（性病予防剤を含む。）
レボノルゲストレル・エチニルエストラジオール	内用剤	248　混合ホルモン剤
レボフロキサシン水和物	内用剤	624　合成抗菌剤
レボフロキサシン水和物	注射剤	624　合成抗菌剤
レボホリナートカルシウム	注射剤	392　解毒剤
レミフェンタニル塩酸塩	注射剤	821　合成麻薬
レミマゾラムベシル酸塩	注射剤	111　全身麻酔剤
レルゴリクス	内用剤	249　その他のホルモン剤（抗ホルモン剤を含む。）
レンバチニブメシル酸塩	内用剤	429　その他の腫瘍用薬
レンボレキサント	内用剤	119　その他の中枢神経系用薬
ロイシン・イソロイシン・バリン除去ミルク	内用剤	327　乳幼児用剤
ロキソプロフェンナトリウム水和物	内用剤	114　解熱鎮痛消炎剤
ロフラゼプ酸エチル	内用剤	112　催眠鎮静剤，抗不安剤
ロペラミド塩酸塩	内用剤	231　止しゃ剤，整腸剤
ロミタピドメシル酸塩	内用剤	218　高脂血症用剤
ロミプロスチム（遺伝子組換え）	注射剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
ロモソズマブ（遺伝子組換え）	注射剤	399　他に分類されない代謝性医薬品
ロラゼパム	内用剤	112　催眠鎮静剤，抗不安剤
ロラゼパム	注射剤	113　抗てんかん剤
ワクシニアウイルス接種家兎炎症皮膚抽出液	内用剤	114　解熱鎮痛消炎剤

別表第二　供給確保医薬品及び重要供給確保医薬品（ワクチンに限る。）

群	ワクチンの名称	投与形態	薬効分類
Ａ	インフルエンザＨＡワクチン	注射剤	631　ワクチン類
	乾燥組換え帯状疱疹ワクチン	注射剤	631　ワクチン類
	乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン	注射剤	631　ワクチン類
	乾燥弱毒生おたふくかぜワクチン	注射剤	631　ワクチン類
	乾燥弱毒生水痘ワクチン	注射剤	631　ワクチン類
	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン	注射剤	636　混合生物学的製剤
	乾燥ＢＣＧワクチン	注射剤	631　ワクチン類
	組換え沈降９価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン	注射剤	631　ワクチン類
	組換え沈降Ｂ型肝炎ワクチン	注射剤	631　ワクチン類
	コロナウイルス（ＳＡＲＳ―CoV―２）ＲＮＡワクチン	注射剤	631　ワクチン類
	沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド	注射剤	636　混合生物学的製剤
	沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン	注射剤	636　混合生物学的製剤
	沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン	注射剤	631　ワクチン類
Ｂ	黄熱ワクチン	注射剤	631　ワクチン類
	乾燥細胞培養痘そうワクチン	注射剤	631　ワクチン類
	乾燥組織培養不活化Ａ型肝炎ワクチン	注射剤	631　ワクチン類
	精製Ｖｉ多糖体腸チフスワクチン	注射剤	631　ワクチン類
	不活化ポリオワクチン	注射剤	631　ワクチン類
	４価髄膜炎菌ワクチン	注射剤	631　ワクチン類

C			
乾燥弱毒生麻しんワクチン	注射剤	631　ワクチン類	
乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン	注射剤	631　ワクチン類	
組換えＲＳウイルスワクチン	注射剤	631　ワクチン類	
組換えコロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）ワクチン	注射剤	631　ワクチン類	
組換え沈降２価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン	注射剤	631　ワクチン類	
組換え沈降４価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン	注射剤	631　ワクチン類	
経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン	内用剤	631　ワクチン類	
経鼻弱毒生インフルエンザワクチン	外用剤	631　ワクチン類	
５価経口弱毒生ロタウイルスワクチン	内用剤	631　ワクチン類	
沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン	注射剤	631　ワクチン類	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン	注射剤	636　混合生物学的製剤	
沈降破傷風トキソイド	注射剤	632　毒素及びトキソイド類	
肺炎球菌ワクチン	注射剤	631　ワクチン類	
組織培養不活化ダニ媒介性脳炎ワクチン	注射剤	631　ワクチン類	

○厚生労働省告示第二百九十三号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十七条第一項の規定に基づき、供給確保医薬品等の安定的な供給の確保を図るための指針を次のように定め、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）の施行の日（令和七年十一月二十日）から適用する。

令和七年十一月十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

供給確保医薬品等の安定的な供給の確保に関する基本的な方向

第一　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十七条第四項に規定する供給確保医薬品は、製造に特殊な技術を要する、原薬の製造工程の一部を特定の国に依存している等の潜在的な供給不足のリスクを抱える医薬品である一方で、その用途に係る疾病にかかった場合の病状の程度が重く、かつ、代替性のある特定医薬品又は治療方法の確保が困難であり、特にその安定的な供給の確保の必要性が高いものである。このため、同法第五章第七節（適切な医療を提供するための医薬品の供給の確保）においては、供給確保医薬品等（供給確保医薬品及びその製造に必要不可欠であると認められる原料又は材料をいう。以下同じ。）の供給不足の発生を未然に防止するための施策及び供給不足が発生した場合における措置について規定しているところであり、これらの措置を次の第二から第四までに示す方針のとおり、迅速かつ適切に実施することで、供給確保医薬品等の安定的な供給を確保していくこととする。

第二　供給確保医薬品等の供給不足の発生を未然に防止するための施策に関する事項

一　供給確保医薬品等の安定的な供給の確保のための措置を適時に講じていくためには、それぞれの品目について平時から市場全体の需給状況を把握し、適時にその情報を関係者と共有していくことが重要である。このため、厚生労働大臣は、医療法第三十八条の四又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十三条の二十二第一項の規定に基づき、対象となる品目を指定した上で、平時から、製造販売業者、製造業者又は卸売販売業者その他の関係者から供給状況等（生産量、在庫量、出荷量、生産計画等）の報告を求めることとし、市場全体の需給状況を評価、分析した上で、必要な情報を関係者と共有していくものとする。なお、これらの措置を講じるに当たっては、システム化を進める等、報告等が必要となる関係者の事務負担の軽減に努めるものとする。

二　供給確保医薬品のうち、特に医療上の必要性が高く、供給不足が発生した場合に、手術が実施できない等、医療現場に広く混乱が生じるおそれがある医薬品である重要供給確保医薬品（医療法第三十八条第一項に規定する重要供給確保医薬品をいう。以下同じ。）は、他の供給確保医薬品と比較して、特に供給不足の発生を未然に防止するための措置を講ずる必要性が高いものである。このため、厚生労働大臣は、サプライチェーン調査（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第四十八条第一項の規定に基づく調査その他のサプライチェーン上の課題に関する調査をいう。以下同じ。）の結果等から合理的に判断して、重要供給確保医薬品等（重要供給確保医薬品及びその製造に必要不可欠であると認められる原料又は材料をいう。以下同じ。）について、その供給が不足する蓋然性があり、かつ、供給不足が生じた場合、適切な医療の提供が困難になり、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、医療法第三十八条第一項の規定に基づき、当該重要供給確保医薬品等の製造販売業者又は製造業者に対し、次に掲げる事項をはじめとする供給不足の発生を未然に防止するための措置に関する供給不足防止措置計画（同項に規定する供給不足防止措置計画をいう。以下同じ。）を作成し、届け出るべきことを指示するものとする。当該指示を受けた製造販売業者又は製造業者は、製造の委託先の事業者や原料又は材料の製造を行う事業者等の関係者と連携しつつ、当該指示の内容に即した供給不足防止措置計画を作成し、厚生労働大臣に届け出るとともに、同条第四項の規定に基づき、当該供給不足防止措置計画に沿って必要な措置を講じるものとする。

イ　原薬をはじめとする原料又は材料の供給源の多様化

ロ　輸送経路の複線化

ハ　一定の在庫の備蓄

ニ　その他必要な措置

三　厚生労働大臣は、この指示に従って届出がされた供給不足防止措置計画について、その内容が当該指示の対象となる重要供給確保医薬品等の供給不足の発生を未然に防止するための措置として不十分である等、特にその変更が必要と認める場合は、医療法第三十八条第二項の規定に基づき、当該供給不足防止措置計画の変更を指示するものとする。

四　厚生労働大臣は、二の指示を受けた製造販売業者若しくは製造業者が、正当な理由がなく当該指示に従わなかった場合又は二若しくは三の指示を受けた製造販売業者若しくは製造業者が、正当な理由がなくその届出に係る供給不足防止措置計画に沿って供給不足の発生を未然に防止するための措置を行っていないと認める場合には、医療法第三十八条第五項の規定に基づき、その旨を厚生労働省ホームページ等で公表するものとする。

また、二又は三の指示を受けたにもかかわらず供給不足防止措置計画を届け出なかった者は、同法第八十九条第四号の規定に基づき、二十万円以下の罰金に処するものとする。

五　厚生労働大臣は、医療法第三十八条第一項の指示を検討する場合には、まずは、同法第三十八条の五の規定に基づく協力要請を行うことにより、製造販売業者又は製造業者に対して供給不足の発生を未然に防止するための措置を講ずることを促すものとする。

第三　供給確保医薬品等の供給不足が発生した場合における製造又は輸入に関する事項

一　供給確保医薬品の中でも重要供給確保医薬品に当たるものは、その性質上、安定的な供給を確保する必要性が他の供給確保医薬品に比して特に高いものである。このため、厚生労働大臣は、重要供給確保医薬品等について供給不足が発生し、又はその蓋然性が特に高く、適切な医療の提供が困難になることで、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、医療法第三十八条の二第一項の規定に基づき、当該重要供給確保医薬品等の製造販売業者又は製造業者に対し、当該重要供給確保医薬品等の増産又は輸入の拡大に向けた当該重要供給確保医薬品等の製造又は輸入に関する製造等計画（同項に規定する製造等計画をいう。以下同じ。）を作成し、届け出るべきことを指示するものとする。当該指示を受けた製造販売業者又は製造業者は、製造の委託先の事業者や原料又は材料の製造を行う事業者等の関係者と連携しつつ、当該指示の内容に即した製造等計画を作成し、厚生労働大臣に届け出るとともに、同条第四項の規定に基づき、当該製造等計画に沿って製造又は輸入を行うものとする。

二　厚生労働大臣は、一の指示に従って届出がされた製造等計画について、その内容が当該指示の対象となる重要供給確保医薬品等の供給不足を改善するための措置として不十分である等、特にその変更が必要だと認める場合は、医療法第三十八条の二第二項の規定に基づき、当該製造等計画の変更を指示するものとする。

三　厚生労働大臣は、二の指示を受けた製造販売業者若しくは製造業者が、正当な理由がなく当該指示に従わなかった場合又は一若しくは二の指示を受けた製造販売業者若しくは製造業者が、正当な理由がなくその届出に係る製造等計画に沿って製造又は輸入を行っていないと認める場合には、医療法第三十八条の二第五項の規定に基づき、その旨を厚生労働省ホームページ等で公表するものとする。

また、一又は二の指示を受けたにもかかわらず製造等計画を届け出なかった者は、同法第八十九条第五号の規定に基づき、二十万円以下の罰金に処するものとする。

四　厚生労働大臣は、医療法第三十八条の二第一項の指示を検討する場合には、まずは、同法第三十六条第一項の規定に基づく協力要請を行うことにより、製造販売業者又は製造業者に対して増産又は輸入の拡大を促すものとする。

第四　その他供給確保医薬品等の安定的な供給の確保に関する重要事項

一　関係者との調整

第二及び第三の措置は、供給確保医薬品等の安定的な供給を図る上で重要な措置である一方、製造販売業者、製造業者等に対し、一定の対応を求める措置が含まれる。これらの措置は、関係者の事業活動に対する制約を伴う場合があるが、この制約により、製造販売業者、製造業者等が供給確保医薬品等を含む医薬品等の製造を行うことができない事態は起きてはならず、これらの措置の実施に際しては、事前に製造販売業者、製造業者等の関係者と十分に協議するなどにより、当該関係者に対して過剰な負担を課すことのないよう、対象となる供給確保医薬品等の性質、供給不足により生じる国民の生命及び健康への影響の大きさ、供給不足が解消されるまでに要すると見込まれる期間、関係者における自主的な取組の実施状況等を考慮し、必要最小限の範囲で実施するものとする。

二　財政上の措置等

国は、医療法第三十八条第一項又は第三十八条の二第一項の指示を行う際、必要と認める場合は、同法第三十八条の三の規定に基づき、当該指示を受けた製造販売業者又は製造業者に対する必要な財政上の措置その他の措置を講ずることができる。

その他告示

○財務省告示第二百九十八号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年十月六日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十一月十日

財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	国庫短期証券（第1335回）
2	発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5	募入決定の方法	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
(1)	価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	
6	発行額	
(1)	価格競争入札発行	額面金額で3,413,190,000,000円
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で886,800,000,000円
7	払込金額	
(1)	価格競争入札発行	3,408,531,045,450円
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	885,589,518,000円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和７年10月６日
11	発行価格	
(1)	価格競争入札発行	額面金額100円につき99円85銭５厘５毛以上のそれぞれの応募価格
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円86銭３厘５毛
12	償還期限	令和８年１月13日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13	償還金額	額面金額100円につき100円
14	元金支払場所	日本銀行
15	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16	払込期日	令和７年10月６日

○財務省告示第二百九十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年十月十日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十一月十日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1336回）
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項並びに財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で2,707,480,000,000円 うち、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した割引短期国債については、額面金額で700,000,000,000円、財政法第７条第１項、財政融資資金法第９条第１項並びに特別会計に関する法律第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項の規定に基づき発行した政府短期証券については、額面金額で2,007,480,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	財政法第７条第１項、財政融資資金法第９条第１項並びに特別会計に関する法律第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項の規定に基づき発行した政府短期証券について、額面金額で792,500,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	2,699,486,691,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	790,162,125,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和７年10月10日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円70銭以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円70銭５厘
12　償還期限	令和８年４月10日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払込期日	令和７年10月10日

○財務省告示第二百号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年十月十四日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十一月十日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1337回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で3,327,080,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で972,900,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	3,322,752,764,300円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	971,634,257,100円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

10　発　行　日	令和７年10月14日
11　発　行　価　格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円86銭８厘５毛以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円86銭９厘９毛
12　償　還　期　限	令和８年１月19日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償　還　金　額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払　込　期　日	令和７年10月14日

○財務省告示第三百一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年十月二十日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十一月十日　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1338回）
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発　行　方　法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発　行　額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で2,489,670,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で710,300,000,000円
7　払　込　金　額	
⑴　価格競争入札発行	2,471,339,384,500円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	705,072,192,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振　替　単　位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発　行　日	令和７年10月20日
11　発　行　価　格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円25銭５厘以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円26銭４厘
12　償　還　期　限	令和８年10月20日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償　還　金　額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払　込　期　日	令和７年10月20日

○財務省告示第三百二号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年十月二十日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十一月十日　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1339回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発　行　方　法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発　行　額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で3,289,670,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で1,010,300,000,000円
7　払　込　金　額	
⑴　価格競争入札発行	3,285,638,074,150円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	1,009,061,372,200円
8　最低額面金額	50,000円
9　振　替　単　位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発　行　日	令和７年10月20日

11　発行価格　額面金額100円につき99円87銭４厘５毛以上のそれぞれの応募価格
(1)　価格競争入札発行　額面金額100円につき99円87銭７厘４毛
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行
12　償還期限　令和８年１月26日
ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償還金額　額面金額100円につき100円
14　元金支払場所　日本銀行
15　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
16　払込期日　令和７年10月20日

○財務省告示第二百二号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年十月二十七日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十一月十日

財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号　国庫短期証券（第1340回）
2　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第123号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
(1)　価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行
6　発行額　(1)　価格競争入札発行　額面金額で3,324,870,000,000円
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で975,100,000,000円
7　払込金額　(1)　価格競争入札発行　3,320,460,703,350円
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　973,807,017,400円
8　最低額面金額　50,000円
9　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日　令和７年10月27日
11　発行価格　額面金額100円につき99円86銭５厘５毛以上のそれぞれの応募価格
(1)　価格競争入札発行　額面金額100円につき99円86銭５厘５毛以上のそれぞれの応募価格
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額100円につき99円86銭７厘４毛
12　償還期限　令和８年２月２日
ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償還金額　額面金額100円につき100円
14　元金支払場所　日本銀行
15　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
16　払込期日　令和７年10月27日

○厚生労働省告示第二百九十四号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十一条第一項の規定に基づき、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（平成三十年厚生労働省告示第九号）の全部を次のように改正する。

令和七年十一月十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

後天性免疫不全症候群（以下「ＨＩＶ」という。）は、ヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus。以下「ＨＩＶ」という。）の感染により免疫不全が生じ、日和見感染症や悪性腫瘍等が合併した状態をいう。ＨＩＶは血液、精液、膣分泌液、母乳等に存在する。ＨＩＶの主要な感染経路は性器、口腔等による性的な接触（以下「性的接触」という。）による感染であり、性的接触を行う全ての人に感染する可能性がある。また、その他の感染経路として、ＨＩＶが混入した血液を介した感染、母子感染等があるが、現在では輸血用血液の安全性向上対策や母子感染対策の普及により非常にまれとなっている。そのため、通常、ＨＩＶは日常生活において性的接触以外で他者に感染することは非常にまれであるといえるから、最新の正しい知識とそれに基づく一人一人の注意深い行動により、予防することが可能である。

さらに、治療によりウイルス量が一定基準未満に抑え続けられていれば、性的接触により他者に感染するおそれはない（Undetectable＝Untransmittable。以下「U＝U」という。）。これは、一人一人が自己の感染状態を知り、早期に医療機関にかかり適切な治療を継続することで、新規感染を抑えられることを意味する。したがって、コンドームの適切な使用、早期診断及び早期治療につながる検査、U＝Uの考え方を踏まえた適切な治療等の複合的な対策により、感染予防及び感染拡大の抑制を図ることが重要である。加えて、ＨＩＶ感染症に対する曝露前予防（Pre-exposure prophylaxis。以下「PrEP」という。）等の感染予防に有用な手段について、更なる検討を進めることも重要である。

また、抗ＨＩＶ療法の進歩により、ＨＩＶに感染している者であってエイズを発症していない状態のもの（以下「感染者」という。）及びエイズ患者（以下「患者」という。）の予後は改善しており、健常者と同等の生活を送ることが可能となっている。一方、療養の長期化、高齢化に伴う合併症発症の可能性の増大という新たな対応すべき課題が発生しているため、長期療養の環境整備等が必要となっている。

日本におけるＨＩＶ感染症（ＨＩＶに感染している状態であってエイズを発症していないものをいう。以下同じ。）・エイズの発生動向については、国及び都道府県等（都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。以下同じ。）が感染者等に関する情報を収集及び分析し、国民や医師等の医療関係者に対して情報を公表している調査（以下「エイズ発生動向調査」という。）によれば、新規の感染者等の報告数は二〇一三年をピークに減少傾向にあるが、エイズを発症した状態でＨＩＶの感染が判明した者は、いまだに新規に感染が判明した感染者等の約三割を占めており、ＨＩＶの感染の早期診断に向けた更なる施策が必要である。

国連合同エイズ計画（Joint United Nations Programme on HIV／AIDS。以下「ＵＮＡＩＤＳ」という。）は、ＨＩＶ感染症・エイズに対して脆弱である人々として、男性間で性的接触を行う者（Men who have sex with men。以下「ＭＳＭ」という。）、セックスワーカー、医療目的以外で注射により薬物を使用することがある者等を挙げており、エイズ施策の鍵となる人々（キーポピュレーション）と呼んでいる。国内においても、こうした人々におけるＨＩＶ感染症に係る実態を把握するための研究の継続が重要である。

我が国では、ＭＳＭ、性風俗産業の従事者及び医療目的以外で薬物を使用することがある者をＨＩＶ施策の実施において特別な配慮を必要とする個別施策層として位置付けている。日本の新規感染者等は、ＭＳＭが感染者等の大半を占めており、特に重点的な配慮が必要である。

感染者等の基本的人権として、医療や福祉の現場においては、偏見・差別なく適切かつ必要な医療・福祉サービスを受けることが確保されなければならない。また、感染者等や個別施策層に対する偏見・差別は、エイズ対策を阻害する要因となり得るため、偏見・差別の撤廃へ向けた努力が必要である。社会に対してＨＩＶ感染症・エイズに関する最新の正しい知識を普及することで、国民が感染者等への理解を深め、偏見・差別の撤廃につなげること、自らの健康の問題として意識し行動を変えていくこと（以下「行動変容」という。）が重要である。また、青少年に対しては、性に関する適切な自己の意思決定及び行動選択に係る能力が形成過程にあることから、心身の健康を育むための教育等の中で、性に関する重要な事柄の一つとして、ＨＩＶ感染症・エイズに関する最新の正しい知識の普及啓発を行うことが特に重要である。

さらに、感染者等がエイズ施策に主体的に関与していくこと（Greater involvement of people living with HIV。以下「ＧＩＰＡ」という。）も重要である。

ＵＮＡＩＤＳにて掲げている「偏見・差別、新規感染者、エイズ関連死をなくす」ことを念頭に、我が国においても具体的な目標を設定する必要がある。その端緒として、二〇三〇年までのＨＩＶ流行終息に向けたＵＮＡＩＤＳの国際的な目標を受けて、第一に感染者等が検査によりその感染を自覚し、第二に定期的に治療を受け、第三に他者に感染しない状態にまでウイルス量を低下させるという一連のプロセス（以下「ケアカスケード」という。）において、いずれも九十五％以上を達成するという目標（以下「95-95-95目標」という。）の将来的な達成を目指す。そのため、国内におけるケアカスケードに関する数値を適切に把握するよう努める。特に我が国においては、現在エイズを発症した状態でＨＩＶの感染が判明した者は、いまだに新規に感染が判明した感染者等の約三割を占めているため、その改善に向けて、各種施策に取り組む。

本指針は、このような認識の下に、ＨＩＶ感染症・エイズに対する予防の総合的な推進を図るため、国、地方公共団体、医療関係者並びに患者団体を含む非営利組織及び非政府組織（以下「ＮＧＯ等」という。）が連携して取り組んでいくべき課題について、エイズ施策の方向性を示すことを目的とする。

なお、本指針については、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくものである。

（注）キーポピュレーションについては、ＵＮＡＩＤＳが「Statement of the Joint UN Programme on HIV／AIDS (UNAIDS) Interagency Working Group on Key Populations」を発表している。

第一　人権の尊重

一　基本的考え方

感染者等に対しては、現在でも、科学的に根拠のない情報や誤解、最新の科学的知見に基づく正しい知識の習得が十分でないことによる偏見・差別が存在している。また、例えば個人がもつ様々な性質、特徴、背景等に対して、周囲から否定的な捉え方をされてしまうこと等により生じる個別施策層に対する偏見・差別は、エイズ対策を阻害する要因となり得る。

国及び都道府県等は、感染者等が医療・福祉のみならず就学・就労に際し不利益を被ることがないよう、医療機関、社会福祉施設、教育現場及び職場における偏見・差別の発生を未然に防止するための十分な教育・啓発を行うことが必要である。ＨＩＶ感染症・エイズに関する最新の正しい知識の習得等による偏見・差別の撤廃とともに、多様性に関する国民の理解が、感染者等の予防行動、検査及び医療へのアクセスの改善に寄与することについても認識することが重要である。

二　偏見・差別の撤廃への努力

感染者等の就学・就労や地域での社会活動等をはじめとする社会参加を促進することは、感染者等の個人の人権の尊重及び福利の向上だけでなく、社会全体におけるＨＩＶ感染症・エイズに関する最新の正しい知識の啓発や感染者等に対する理解を深めることになる。特に、健康状態が良好である感染者等については、その処遇において他の健康な者と同様に扱うことが重要である。このため、厚生労働省は、文部科学省、法務省等の関係省庁や地方公共団体との連携を強化し、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十七号）第七条に基づく人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）を踏まえた人権教育・啓発事業と連携し、感染者等に対する偏見・差別の撤廃のため、具体的な資料を活用しつつ最新の正しい知識の普及啓発を行うことが重要である。特に、感染者等が安心して治療を継続しながら生活を送ることができるようにするためには、医療現場、学校、職場及び地域における偏見・差別の発生を未然に防止することが重要であり、ＮＧＯ等と連携し、医療現場、学校、企業や地域社会等に対して広くＨＩＶ感染症・エイズへの理解を深めるための教育・啓発活動を推進するとともに、事例研究や相談窓口等に関する情報を提供することが必要である。

第二　原因の究明

一　基本的考え方

国及び都道府県等は、感染者等の人権及び個人の情報保護に十分に配慮した上で、国立健康危機管理研究機構、研究班（厚生労働科学研究費補助金等に関係する研究班をいう。以下同じ。）及びＮＧＯ等と協力し、感染者等に関する情報の収集に努め、感染の予防及び良質かつ適切な医療の提供を行うための施策を立案及び実行することが重要である。

二　エイズ発生動向調査の強化

国及び都道府県等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づくエイズ発生動向調査の分析を引き続き強化するとともに、死亡原因を含む病状に変化を生じた事項に関する報告である任意報告についても、関係者に必要性を周知徹底し、その情報の分析を引き続き強化すべきである。また、迅速な発生動向の把握の観点から、医師からの電磁的な方法による発生届の提出を促進する。なお、エイズ発生動向調査の分析に当たっては、地域差を考慮するとともに、感染者等に関する疫学調査・研究等の関連情報を収集することにより、エイズ発生動向調査を補完することが必要である。

また、ケアカスケードの評価に資する国内の疫学調査・研究等を継続的に実施する必要がある。

三　国際的な発生動向の把握

国際交流が活発化し、多くの日本人が海外に長期間又は短期間滞在しているとともに、多くの外国人が訪日し、また日本国内に居住するようになった状況に鑑み、国は、研究班やＮＧＯ等と協力し、海外におけるＨＩＶ感染症・エイズの発生動向を把握し、日本への影響を評価することが重要である。

四　エイズ発生動向調査等の結果等の公開及び提供

国及び都道府県等は、収集されたエイズ発生動向調査等の結果やその分析に関する情報を、多様な媒体を通じて、広く公開及び提供を行っていくことが重要である。

第三　発生の予防及びまん延の防止

一　基本的考え方

国及び都道府県等は、現在における最大の感染経路が性的接触であること、性感染症のり患とＨＩＶ感染症・エイズとの関係が緊密であること等を踏まえ、①性感染症に関する特定感染症予防指針（平成十二年厚生省告示第十五号）に基づき行われる施策とＨＩＶ感染症・エイズ対策を連携させた施策、②コンドームの適切な使用を含めた正しい感染予防の知識の普及啓発、③地域や利用者の実情に即した検査・相談体制の充実、④ＨＩＶ感染症の早期診断及び早期治療の適切

な実施によるエイズ発症の予防並びに⑤性的接触以外に日常生活において、他者に感染することは通常ないこと及びＵ＝Ｕについての普及啓発を中心とした予防対策を重点的かつ計画的に進めていくことが、ＨＩＶ感染症・エイズの発生の予防及びまん延の防止のために重要である。都道府県等は、保健所をこれらの対策の中核と位置付けるとともに、所管地域における医療機関等からの情報を基に発生動向を正確に把握し、施策に反映するよう努めることが重要である。

普及啓発及び教育においては特に、ＨＩＶ感染症・エイズに関する最新の科学的根拠に基づく正しい知識に加え、保健所等における検査・相談の利用に係る情報、医療機関を受診する上で必要な情報等を周知することが重要である。

また、普及啓発及び教育は、近年の発生動向を踏まえ、対象者の実情に応じて最新の正しい情報及び知識を、分かりやすい内容で効果的な媒体により提供し、行動変容を促すような要素を取り入れることで、一人一人の行動がＨＩＶに感染する危険性の低いものに変化することを促進する必要がある。

そのためには、社会全体で、家庭、地域、学校、職場等へ向けた普及啓発及び教育についても効果的に取り組み、行動変容を起こしやすくするような環境を醸成していくことが必要である。

また、ＰｒＥＰは、ＨＩＶの感染予防に有用な手段の一つであり、国内でも対象薬が予防投与の薬事承認を受けたものの、定期的なＨＩＶ検査やその他の性感染症の検査等、服薬者の健康状態の観察が重要であり、国は、対象者が適切にＰｒＥＰを使用できるよう、関係機関と連携しながら研究を推進し、その成果等を踏まえて効果的な導入方法について検討していく必要がある。

二　普及啓発及び教育

１　教育機関等での普及啓発

国及び都道府県等は、感染の危険にさらされている者のみならず、日本に在住する全ての人々に対して、ＨＩＶ感染症・エイズに関する最新の正しい知識を普及できるように、学校教育及び社会教育との連携を強化して、対象者に応じた効果的な教育資材の開発等により、具体的な普及啓発活動を支援するように努めることが重要である。

また、知識及び経験を有する医療機関、都道府県等の衛生主管部局、保健所等の従事者は、プレコンセプションケアの取組も含め、普及啓発に携わる者に対する教育及び学校現場での教育に積極的に協力する必要がある。

さらに、青少年に対する教育等を行う際には、学校、家庭、地域コミュニティ及び青少年相互の連携・協力が重要であるとともに、青少年を取り巻く環境、青少年自身の性的指向、ジェンダーアイデンティティ、性に対する考え方等には多様性があるため、それぞれの特性や状況に応じた教育等を行う必要がある。

２　個別施策層に対する普及啓発

国及び都道府県等は、個別施策層に対して、これまでの方法では普及啓発が行き届いていない対象者を把握すること等を通じて、対象者の実情に応じた取組を強化していくことが重要である。

感染者等の大半を占めるＭＳＭに向けた取組については、当事者及びＮＧＯ等と連携して、効果的な普及啓発を継続する必要がある。また、性風俗産業の従事者及び医療目的以外で薬物を使用することがある者といった個別施策層に対しても、普及啓発を促進することが必要である。

３　医療従事者等に対する教育

医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者や介護従事者等は、普遍的な感染対策である標準感染予防策により、全ての医療機関、介護施設等で、感染者等に対しての診療やサービスを提供することが可能である。ＨＩＶ感染症・エイズに関する最新の正しい知識の習得が十分でないこと等により、診療やサービスの提供等を拒否すること、消極的になること等についても偏見・差別にあたることを認識する必要がある。

国立健康危機管理研究機構のエイズ治療・研究開発センター（AIDS Clinical Center。以下「ＡＣＣ」という。）は、医療従事者等に対する最新の知見の普及に当たって、中心的役割を担うとともに、国及び都道府県等は、ＡＣＣ、地方ブロック拠点病院、中核拠点病院、エイズ治療拠点病院、関連学会、職能団体等との連携の下、全ての医療機関、介護施設等において感染者等への対応が可能となるよう、医療従事者、介護従事者等に対するＨＩＶ感染症・エイズに関する最新の正しい知識の普及啓発、教育を継続する必要がある。

４　関係機関との連携の強化

厚生労働省は、具体的な普及啓発に係る事業を展開していく上で、文部科学省、法務省及びこども家庭庁と連携して、教育及び啓発体制を確立することが重要である。また、感染者等の人権に配慮しつつ、報道機関等を通じた積極的な広報活動を推進するとともに、保健所等の窓口に外国語で説明した冊子を備えておく等の取組を行い、旅行者や外国人への情報提供を充実させることが重要である。

三　検査・相談体制

１　保健所等における検査・相談体制

国及び都道府県等は、保健所における無料の匿名による検査・相談をはじめ、地域の実情に即した検査・相談体制の充実を重点的かつ計画的に進めていくことが重要である。

保健所における検査・相談業務について、受検者の利便性を考慮し、夜間・休日等の時間帯に配慮した検査や迅速検査を実施することや、受検者のニーズに応じた検査・相談への対応を維持するため、検査の利用機会の拡大に向けた取組を促進していくことが重要である。また、保健所等は、必要に応じてＮＧＯ等及び医療機関と連携し、個人情報の保護に配慮しつつ、個別施策層を含む国民に広く検査・相談の機会を提供することが重要である。

ＨＩＶ感染症は性的接触により感染するおそれのある感染症であることから、感染経路を同じくする他の性感染症との同時検査を提供する取組を促進することが重要である。国は、都道府県等の取組を支援するため、検査・相談の実施方法に係る指針や手引等を作成するとともに、各種イベント等集客が多く見込まれる機会を利用すること等により、検査・相談の利用に係る情報の周知を図ることが重要である。

都道府県等は、関係機関と連携し、受検者のうち希望する者に対しては、検査の前に相談の機会を設け、必要かつ十分な情報に基づく意思決定の上で検査を行うことが重要である。

さらに、検査の結果、陽性であった者には、早期治療・発症予防の重要性を認識させるとともに、その機会を提供するため、適切な相談及び医療機関への紹介により、医療機関への受診に確実につなげることが極めて重要である。一方、陰性であった者についても、感染症予防の重要性を啓発する機会として積極的に対応することが重要である。

検査後においては、希望する者に対して、継続的な検査後の相談及び陽性者の支援のための相談を実施する等、相談体制の充実に向けた取組を強化することも重要である。

２　個別施策層に対する検査・相談体制

国及び都道府県等は、引き続き、個別施策層に対して、人権や社会的背景に最大限配慮したきめ細かく効果的な検査・相談体制を、医療機関及びＮＧＯ等と連携して構築する必要がある。

特に、都道府県等は、感染者等や個別施策層に属する者に対しては、必要に応じて、医療機関及びＮＧＯ等と協力し、検査・相談の利用の機会に関する情報提供に努める等検査を受けやすくするための特段の配慮が重要である。

保健所等は、外国人が検査・相談を利用する場合でも、言語障壁、文化的障壁等により、検査・相談の機会の提供に支障が生じることがないよう、地域の実情を踏まえ、必要に応じてＮＧＯ等と協力し、通訳等の確保による多言語での対応を充実させることが必要である。

また、医療目的以外で薬物を使用することがある者については、薬物乱用防止の取組等、関係施策との連携強化について、あわせて検討することが重要である。

３　検査の利便性の向上

国は、検査の利用機会の拡大に資するため、利便性をより高めるような新たな検査機会や手法の可能性を検討していくことが重要である。

保健所等は、夜間・休日等の時間帯に配慮した検査や迅速検査に加えて、利便性の高い検査・相談の一つの方法として、外部委託や郵送検査等の活用を検討する。なお、実施には郵送検査等の検査精度の管理が適正に実施されること、検査に関する相談体制が確保されること、更なる検査が必要とされた者を医療機関等への受診に確実につなげることが重要である。

第四　医療の提供

一　基本的考え方

国及び都道府県は、抗ＨＩＶ療法の進歩による予後の改善に伴う感染者等の増加及び高齢化に対応するため、地域の実情に応じて、中核拠点病院、エイズ治療拠点病院と地域の医療機関間の機能分担による診療連携の充実を図り、一般の診療の中でも感染者等に対して適切な医療を提供する包括的な体制を整えることが重要である。また、都道府県は、医療計画や予防計画を活用しながら、総合的な医療提供体制の整備を重点的かつ計画的に進めるとともに、感染者等が主体の良質かつ適切な医療が居住地で安心して受けられるような基盤づくりを進めることが重要である。

二　医療機関でのＨＩＶ検査

ＨＩＶの感染の早期診断及び感染者等に対する早期治療の開始のためには、医療機関において、ＨＩＶ検査が適切かつ積極的に実施されることも重要である。医療従事者は、ＨＩＶ感染症・エイズが疑われる者のみならず、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭（せんけい）コンジローマ、梅毒、淋菌（りん）感染症、Ｂ型肝炎、アメーバ赤痢等の性的接触によって感染する可能性のある感染症へのり患が疑われる者に対して、ＨＩＶ検査の実施を積極的に検討する必要がある。

三　総合的な医療体制の確保

1　治療の早期導入と継続

早期に感染者等へ適切な医療を提供し継続することは、感染者等の予後を改善するとともに、二次感染防止の観点からも重要である。治療の早期導入と継続につながるよう、国はその課題の把握及び仕組みの検討を進め、医療関係者等は感染者等の診療にあたるよう努める必要がある。

2　地域での包括的な医療体制の確保

地域の感染者等の数及び医療資源の状況に応じ、エイズ治療拠点病院を中心とする包括的な診療体制を構築するためには、専門的医療と地域における保健医療サービス及び介護・福祉サービスとの連携等が必要であり、加えて、地域の医療機関における一般の診療の中でＨＩＶ感染症の診療を提供することが重要である。

国及び都道府県等は、地域の保健医療サービス及び介護・福祉サービス従事者に対して、ＨＩＶ感染症・エイズに関する最新の正しい知識や感染者等に適用できる医療費等に関する各種制度への理解を深める取組を推進し、医療機関や介護施設等での受入れを促進していくことが重要である。

また、地方ブロック拠点病院及び中核拠点病院に、ＨＩＶ感染症・エイズに関して知見を有する看護師、医療ソーシャルワーカー等を配置し、各種保健医療サービス及び介護・福祉サービスとの連携を確保するための機能（以下「コーディネーション」という。）を拡充することが重要である。

都道府県等は、中核拠点病院の設置する連絡協議会等と連携し、医師会、歯科医師会等の関係団体や患者団体の協力の下、中核拠点病院、エイズ治療拠点病院及び地域の医療機関間の診療連携の充実を図ることが重要である。医療及び福祉の現場においては、ＨＩＶに感染しているという理由だけで医療従事者や介護従事者等が診療、サービスの提供等を拒否することや、消極的になること等はあってはならず、感染者等の基本的人権として、偏見・差別なく適切かつ必要な医療・福祉サービスを受けることが確保されなければならない。

特に、感染者等に対する歯科診療及び透析医療の確保について、地方ブロック拠点病院及び中核拠点病院は、地域の実情に応じ、各種拠点病院と診療に協力する歯科診療所及び透析医療機関との連携体制の構築を図ることにより、感染者等へ滞りなく歯科診療や透析医療等を提供することが重要である。また、地域の医療従事者等が安心して診療にあたるために、ＨＩＶ曝露時の対応マニュアルや曝露後予防薬の配置を整備することが引き続き重要である。

3　診療科連携の強化

抗ＨＩＶ療法の進歩に伴い、ＨＩＶ感染者等の予後は改善したが、結核、悪性腫瘍等の合併症や肝炎等の併発症、療養の長期化や高齢化に伴い生じ得る他の疾病の管理を含め、総合的に診療を行っていくことが重要である。このことから、国及び都道府県等は、感染者等が総合的な治療やケアを受けることができるよう療養環境の整備を引き続き強化するべきである。医療現場においては、合併症や併発症を有する患者等を治療するために、ＨＩＶ治療を専門とする医療従事者とそれぞれの疾病に関係する診療科及び部門間の連携を強化し、医療機関全体で対応できる体制を整備することが重要である。なお、他の専門的な医療機関と連携することは、感染者等が総合的な治療やケアを受ける上で、非常に重要である。

さらに、医療従事者は、医療を提供するに当たり、チーム医療の重要性を認識し、医療機関内外の専門家及び専門施設と連携を図り、心理的な支援、服薬指導等を含めた包括的な診療体制を構築する必要がある。

4　長期療養・在宅療養支援体制等の整備

感染者等の療養の長期化又は高齢化に伴う他の疾病の発症の可能性の増大に伴い、保健医療サービスと介護・福祉サービスとの連携等が重要になる中で、コーディネーションを担う看護師、医療ソーシャルワーカー等は介護サービスとの連携を確保することが重要である。また、感染者等の主体的な療養環境の選択を尊重するため、長期療養・在宅療養の感染者等を積極的に支える体制の整備を推進していくことも重要である。このため、国及び都道府県等は、具体的な症例に照らしつつ、感染者等の長期療養・在宅療養サービスの向上に配慮していくよう努めることが重要である。都道府県等にあっては、地域の実情に応じて、地方ブロック拠点病院及び中核拠点病院によるコーディネーションの下、各種拠点病院と地域の医療機関、介護サービス事業所等との相互の連携体制の構築を図ることが重要である。

感染者等が安心して治療を継続しながら生活を送るためには、生活相談等の支援が重要である。国及び都道府県等は、各種拠点病院と連携して、専門知識に基づく医療社会福祉相談（医療ソーシャルワーク）やピア・カウンセリング（感染者等や個別施策層の当事者による相互相談をいう。）等の研修の機会を拡大し、ＮＧＯ等と連携した生活相談支援に加え、社会資源の活用等についての情報の周知を進めることが重要である。

四　医薬品の円滑な供給確保

国は、感染者等が安心して医療を受けることができるよう、医薬品の円滑な供給を確保することが重要である。そのため、国内において医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）に基づく承認を受けているがＨＩＶの感染又はその随伴症状に対する効能又は効果が認められていない医薬品の中で効果が期待される医薬品の医療上必要な適応拡大を行うとともに、海外で承認された医薬品がいち早く国内においても使用できるようにする等の措置を講じ、海外との格差を是正していくことが重要である。

五　外国人に対する保健医療サービスの提供

外国人については、言語障壁、文化的障壁等があり、適切な保健医療サービスを受けていない可能性がある。このため、都道府県等は、外国人に対する保健医療サービスの提供に当たっては、保健医療サービス及び情報の提供に支障が生じることがないよう、医療従事者に対する研修を実施するとともに、ＮＧＯ等と協力し、通訳等の確保による多言語での対応の充実が必要である。また、国は、外国人の感染者等の発生動向について把握し、外国人への保健医療サービスの提供の状況等について、調査することも重要である。

六　十分な説明と同意に基づく医療の推進

治療効果を高めるとともに、感染の拡大を抑制するためには、医療従事者は、感染者等が置かれている状況を社会的な背景も含めて深く理解した上で、良質かつ適切な医療についての十分な説明を行い、当該感染者等の理解を得るよう努めることが不可欠である。具体的には、医療を提供するに当たり、Ｕ＝Ｕを含むＨＩＶ感染症・エイズに関する最新の正しい知識や適切な服薬等に関する説明を行い、感染者等の理解が得られるよう継続的に努めることが重要である。説明の際には、感染者等の理解を助けるため、分かりやすい説明資料を用意すること等が望ましい。また、感染者等が主治医以外の医師の意見を聞き、自らの意思決定に役立てることも重要である。

七　人材の育成及び活用

医療従事者が、感染者等に良質かつ適切な医療を提供するためには、ＨＩＶに関する教育及び研修を受けることに加え、それぞれの感染者等がもつ様々な性質、特徴、背景等について理解し、適切に接することができる人材を育成することが重要であり、ＡＣＣがその中心的役割を担うことが必要である。国及び都道府県等は、引き続き、医療従事者に対する研修を実施するとともに、中核拠点病院及びエイズ治療拠点病院のＨＩＶ診療の質の向上を図るため、ＡＣＣ、地方ブロック拠点病院等による出張研修等により、効果的な研修となるよう支援することが重要である。また、地方ブロック拠点病院だけではなく、中核拠点病院においてもコーディネーションを担う看護師、医療ソーシャルワーカー等を配置できるよう、研修を強化することも重要である。

第五　研究開発の推進

一　基本的考え方

国、都道府県等及び国立健康危機管理研究機構は、感染者等への良質かつ適切な医療の提供等を充実していくため、感染の拡大の抑制やより良質かつ適切な医療の提供につながるような研究を行っていくべきである。特に、各種指針等の作成等のための研究は、国において優先的に考慮されるべきであり、研究の方向性を検討する際には、発生動向を踏まえ、各研究班からの研究成果を定期的に確認することが重要である。

また、国は、長期的展望に立ち、継続性のある研究を推進するとともに、若手研究者の育成及び研究者の安定した研究継続のための環境整備を支援していく必要がある。

二　医薬品等の研究開発

国及び国立健康危機管理研究機構は、ワクチン、ＨＩＶ根治療法、抗ＨＩＶ薬並びにゲノム医療を活用した治療法、診断法及び検査法の開発に向けた研究を強化するとともに、研究目標については戦略的に設定することが重要である。この場合、研究環境を充実させることが前提であり、そのためにも、関係各方面の若手の研究者の参入を促すことが重要である。

また、ＰｒＥＰはＨＩＶ感染症・エイズの予防及びまん延の防止の有用な手段の一つであり、国内でも対象薬が予防投与の薬事承認を受けた。

したがって、我が国においても対象者が適切にＰｒＥＰを使用できるよう、引き続き関係機関と連携しながら研究を推進し、その成果等を踏まえて効果的な導入方法について検討していく必要がある。

三　研究結果の評価及び公開

国は、研究の充実を図るため、各種調査研究の結果については、学識者により客観的かつ的確に評価するとともに公開し、幅広く感染者等からの意見を聞き、参考とすべきである。

第六　国際的な連携

一　基本的考え方

国及び国立健康危機管理研究機構は、政府間、研究者間及びＮＧＯ等間の情報交換の機会を拡大し、感染の予防、治療法の開発、感染者等の置かれた社会的状況等に関する国際的な情報交流を推進し、日本のＨＩＶ対策に活かしていくことが重要である。

二　国際的な感染拡大の抑制への貢献

国は、世界保健機関、ＵＮＡＩＤＳ、世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）等への支援、日本独自の二国間保健医療協力分野における取組の強化等の国際貢献を推進すべきである。

三　国内施策のための諸外国等との協力

厚生労働省は、有効な国内施策を講ずるためにも、諸外国における情報を、外務省等と連携しつつ収集する。また、諸外国における感染の拡大の抑制や感染者等に対する適切な医療の提供が重要であることから、日本と人的交流が盛んなアジア諸国等に対し、外務省と連携を図りながら積極的な国際協力を進めることが重要である。

第七　施策の評価及び関係機関との連携

一　基本的考え方

エイズ対策を総合的に推進するとともに、我が国は、「偏見・差別、新規感染者、エイズ関連死をなくす」ことを念頭に、具体的な目標を設定する必要がある。その端緒として、二〇三〇年までのＨＩＶ流行終息に向けたＵＮＡＩＤＳの国際的な目標を受けて、ケアカスケードの95-95-95目標の将来的な達成を目指す。特に我が国においては、現在エイズを発症した状態でＨＩＶの感染が判明した者は、いまだに新規に感染が判明した感染者等の約三割を占めているため、その改善に向けて、各種施策に取り組む。

国は、継続的に研究班等から疫学情報及び統計情報の収集、エイズ施策に対するモニタリングを行うことで、本指針の改正に資する評価が可能になるよう努める必要がある。

また、都道府県は、医療計画や予防計画を活用し、地域の実情に応じて、エイズ施策の目標等を設定し、実施状況等を複数年にわたり評価するよう努める必要がある。

保健所を設置する市及び特別区においても、都道府県が作成する計画を踏まえた予防計画を活用し、同様に努める必要がある。

さらに、国及び都道府県等が総合的なエイズ対策の実施やモニタリングをするに当たっては、医療機関、研究班、ＮＧＯ等との連携が重要である。

二　具体的な評価

国は、国や都道府県等が実施するエイズ施策について、モニタリングを行い、評価等を行う必要がある。評価においては、都道府県等、医療関係者、ＮＧＯ等の関係者の関与に加え、ＧＩＰＡが重要である。

また、結果を定期的に情報提供するとともに、関係者間の意見交換を踏まえた改善策を検討し、提案していくことが必要である。

さらに、都道府県等は、ブロック拠点病院等と連携して把握した地域の感染者等の疫学情報に基づいて、予防計画等を策定すべきである。予防計画等の策定又は見直しを行う際には、重点的かつ計画的に偏りなく進めるため、①ＨＩＶ感染症・エイズに関する最新の正しい知識の普及啓発、②保健所等における検査・相談体制の充実及び③医療提供体制の確保等に関し、地域の実情に応じて施策目標等を設定し、実施状況等を複数年にわたり評価することが重要である。都道府県等の施策の目標等の設定に当たっては、基本的には、定量的な指標に基づくことが望まれるが、地域の実情及び施策の性質等に応じて、定性的な目標を設定することも考えられる。

三　関係機関との連携

厚生労働省は、関係省庁間連絡会議の場等を活用し、関係省庁及び地方公共団体が講じている施策の実施状況等について定期的に報告、調整等を行うこと等により、総合的なエイズ対策を実施するべく、関係省庁及び地方公共団体の連携をより一層進める必要がある。

○厚生労働省告示第二百九十五号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十一条第一項の規定に基づき、性感染症に関する特定感染症予防指針（平成十二年厚生省告示第十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年十一月十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症（以下「性感染症」という。）は、性器、口腔等による性的な接触（以下「性的接触」という。）を介して感染するとの特質を共通に有し性的接触により誰もが感染する可能	性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症（以下「性感染症」という。）は、性器、口腔等による性的な接触（以下「性的接触」という。）を介して感染するとの特質を共通に有し性的接触により誰もが感染する可能

性がある感染症であり、性的接触のある全ての人々における大きな健康の問題である。性感染症は、感染しても無症状であることが多く、また、尿道掻痒感、帯下の増量、皮膚粘膜症状、咽頭の違和感等の比較的軽い症状にとどまる場合もあるため、感染した者が、治療を怠りやすいという特性を有する。このため、不妊等の後遺障害や生殖器がんが発生し、又はヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus。以下「ＨＩＶ」という。）に感染しやすくなる等性感染症の疾患ごとに発生する様々な重篤な合併症をもたらすことが問題点として指摘されている。特に、生殖年齢にある女性が性感染症に感染した場合には、母子感染による次世代への影響があり得ることが問題点となっている。

また、性感染症は、患者等（患者及び無症状病原体保有者をいう。以下同じ。）が、自覚症状がある場合でも医療機関に受診しないことがあるため、感染の実態を把握することが困難であり、感染の実態を過小評価してしまうおそれがあること、また、性的接触を介して感染するため、患者等の人権の尊重や個人情報の保護への配慮が特に必要であること等の特徴を有することから、公衆衛生対策上、特別な配慮が必要な疾患である。

さらに、性感染症を取り巻く近年の状況としては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「法」という。）第十四条の規定に基づく発生動向の調査により把握される報告数は全体的には概ね横ばいの傾向が見られている。全数把握疾患である梅毒については、平成二十三年以降、全体の報告数のうち多数を占める男性の報告数の増加とともに、女性の報告数と報告数全体に占める女性の報告数の割合の増加も指摘されている。年齢階級別においては、男性は二十代から五十代までの幅広い層を中心に報告されているが、女性は二十代に多く報告されている。性風俗産業に従事する女性及び利用歴がある男性の報告が一定数存在する一方、個人間の接触等による多様な機会を通じた感染拡大の可能性も指摘されている。このように、我が国における発生動向の実態を把握し、それぞれに配慮した施策を検討していくことが重要である。また、全体の報告数増加に伴い、先天梅毒も増加しており、梅毒に関する知識の普及啓発を含む予防対策の推進が必要である。その他の性感染症については、引き続き十代の半ばごろから二十代にかけての年齢層（以下「若年層」という。）における発生の割合が高いことや、咽頭感染等が指摘されていることから、これらを踏まえた上で、性感染症対策を進めていくことが重要である。

また、我が国においては、性感染症の施策の実施において、特別な配慮を必要とする者として、生殖年齢の女性や妊婦、性風俗産業従事者・利用者、男性間で性的接触を行う者（Men who have sex with men。以下「ＭＳＭ」という。）等における発生動向の実態を把握し、それぞれに配慮した啓発、相談の機会や医療の提供等の対策を講じていくことが重要である。

性感染症は、早期発見及び早期治療により治癒、重症化の防止又は感染の拡大防止が可能な疾患であり、性感染症の予防には、正しい知識とそれに基づく注意深い行動が重要である。このため、性感染症に対する予防対策としては、感染する又は感染を広げる可能性がある者への普及啓発及び性感染症の予防を支援する環境づくりが重要である。特に、若年層を対象とした予防対策を重点的に推進していく必要があるため、学校等とより強固な連携をしていくことが必要である。また、ＨＩＶ感染症（ＨＩＶに感染している状態であって後天性免疫不全症候群（以下「エイズ」という。）を発症していないものをいう。以下同じ。）・エイズと性感染症は、感染経路、発生の予防方法、まん延の防止対策等において関連が深いため、正しい知識の普及等の対策について、本指針に基づく対策と後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（令和七年厚生労働省告示第二百九十四号）に基づく対策との連携を図ることが必要である。

性感染症は、早期発見及び早期治療により治癒、重症化の防止又は感染の拡大防止が可能な疾患であり、性感染症の予防には、正しい知識とそれに基づく注意深い行動が重要である。このため、性感染症に対する予防対策としては、感染する又は感染を広げる可能性がある者への普及啓発及び性感染症の予防を支援する環境づくりが重要である。特に、若年層を対象とした予防対策を重点的に推進していく必要があるため、学校等と連携していく必要がある。また、ＨＩＶ感染症（ＨＩＶに感染している状態であって後天性免疫不全症候群（以下「エイズ」という。）を発症していないものをいう。以下同じ。）・エイズと性感染症は、感染経路、発生の予防方法、まん延の防止対策等において関連が深いため、正しい知識の普及等の対策について、本指針に基づく対策と後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（平成三十年厚生労働省告示第九号）に基づく対策との連携を図ることが必要である。

本指針は、このような認識の下に、法の施行に伴う性病予防法（昭和二十三年法律第百六十七号）の廃止後も、総合的に予防のための施策を推進する必要がある性感染症について、国、地方公共団体、医療関係者、教育関係者、当事者支援団体を含む非営利組織及び非政府組織（以下「ＮＧＯ等」という。）等が連携して取り組んでいくべき課題について、発生の予防及びまん延の防止、良質かつ適切な医療の提供、正しい知識の普及等の観点から新たな取組の方向性を示すことを目的とする。

また、本指針の対象である性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症のほかにも、性的接触を介して感染することがある感染症は、ＨＩＶ感染症・エイズ、Ｂ型肝炎を含め多数あることに留意する必要があり、本指針に基づく予防対策は、これらの感染症の抑制にも資するものと期待される。

なお、本指針については、性感染症の発生動向、性感染症の検査、治療等に関する科学的知見、本指針の進捗状況の評価等を勘案して、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくものである。

第一　原因の究明

一　基本的考え方

性感染症の発生動向の調査における課題は、病原体に感染していても無症状であることが多く、また、自覚症状があっても医療機関に受診しないこと等があるため、その感染の実態を正確に把握することが困難なことである。そのため、性感染症の疫学的特徴を踏まえた対策を推進すること等を目的として、その発生動向を慎重に把握していく必要があることから、法に基づく発生動向の調査を基本としながら、学術団体や民間企業、ＮＧＯ等との連携や、匿名医療保険等関連情報データベース（ＮＤＢ）等の多様な情報源の活用を進めるとともに、無症状病原体保有者の存在を考慮し、必要な調査等を追加的に実施し、発生動向を総合的に分析していくことが重要である。

また、国及び都道府県等（都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。以下同じ。）は、個人情報の保護に配慮しつつ、収集された発生動向に関する情報と分析結果について、必要とする者に対し、広く公開及び提供を行っていくことが重要である。

二　発生動向の調査の活用

法に基づく発生動向の調査については、引き続き、届出の徹底等その改善及び充実を図り、調査の結果を基本的な情報として活用していくものとする。特に、法第十四条の規定に基づき、指定届出機関からの届出によって発生の状況を把握することとされている性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ及び淋菌感染症については、国は、これら四つの感染症の発生動向を的確に反映できるよう、発生動向調査の結果を踏まえた指定届出機関の指定の基準（定点選定法）をより具体的に示すとともに当該機関について定期的に調査して、発生動向調査の改善を図るものとする。都道府県は、性別、年齢階級別など、対策に必要な性感染症の発生動向を把握できるように、かつ、関係機関、関係学会、関係団体等及びＮＧＯ等と連携し、地域における対策に活用するため、地域によって偏りがないように留意して、指定届出機関を指定するものとする。

また、迅速な発生動向の把握の観点から、国及び都道府県等は、医師や指定届出機関の管理者からの電磁的な方法による発生届等の提出を促進する。

三　（略）

本指針は、このような認識の下に、法の施行に伴う性病予防法（昭和二十三年法律第百六十七号）の廃止後も、総合的に予防のための施策を推進する必要がある性感染症について、国、地方公共団体、医療関係者、教育関係者、当事者支援団体を含む非営利組織及び非政府組織（以下「ＮＧＯ等」という。）等が連携して取り組んでいくべき課題について、発生の予防及びまん延の防止、良質かつ適切な医療の提供、正しい知識の普及等の観点から新たな取組の方向性を示すことを目的とする。

また、本指針の対象である性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症のほかにも、性的接触を介して感染することがある感染症は、ＨＩＶ感染症・エイズ、Ｂ型肝炎を含め多数あることに留意する必要があり、本指針に基づく予防対策は、これらの感染症の抑制にも資するものと期待される。

なお、本指針については、性感染症の発生動向、性感染症の検査、治療等に関する科学的知見、本指針の進捗状況の評価等を勘案して、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくものである。

第一　原因の究明

一　基本的考え方

性感染症の発生動向の調査における課題は、病原体に感染していても無症状であることが多く、また、自覚症状があっても医療機関に受診しないこと等があるため、その感染の実態を正確に把握することが困難なことである。そのため、性感染症の疫学的特徴を踏まえた対策を推進すること等を目的として、その発生動向を慎重に把握していく必要があることから、法に基づく発生動向の調査を基本としながら、患者調査等の他の調査等を活用するとともに、無症状病原体保有者の存在を考慮し、必要な調査等を追加的に実施し、発生動向を総合的に分析していくことが重要である。

また、国及び都道府県等（都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。以下同じ。）は、個人情報の保護に配慮しつつ、収集された発生動向に関する情報と分析結果について、必要とする者に対し、広く公開及び提供を行っていくことが重要である。

二　発生動向の調査の活用

法に基づく発生動向の調査については、引き続き、届出の徹底等その改善及び充実を図り、調査の結果を基本的な情報として活用していくものとする。特に、法第十四条の規定に基づき、指定届出機関からの届出によって発生の状況を把握することとされている性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ及び淋菌感染症については、国は、これら四つの感染症の発生動向を的確に反映できるよう、発生動向調査の結果を踏まえた指定届出機関の指定の基準（定点選定法）をより具体的に示すとともに当該機関について定期的に調査して、発生動向調査の改善を図るものとする。都道府県は、性別、年齢階級別など、対策に必要な性感染症の発生動向を把握できるように、かつ、関係機関、関係学会、関係団体等と連携し、地域における対策に活用するため、地域によって偏りがないように留意して、指定届出機関を指定するものとする。

三　（略）

第二　発生の予防及びまん延の防止

一　基本的考え方

国及び都道府県等は、性感染症のり患率を減少傾向へ導くための施策の目標を設定し、正しい知識の普及啓発及び性感染症の予防を支援する環境づくりを中心とした予防対策を行うことが重要である。特に、性感染症の予防方法としてのコンドームの使用、予防接種並びに検査や医療の積極的な受診による早期発見及び早期治療が性感染症の発生の予防及びまん延の防止に有効であるといった情報、性感染症の発生動向に関する情報等を提供していくとともに、検査や医療を受けやすい環境づくりを進めていくことが重要である。

また、普及啓発は、一人ひとりが自分の身体を守るために必要とする情報を分かりやすい内容と効果的な媒体により提供することを通じ、各個人の行動を性感染症に感染する危険性の低いもの又は無いものに変えるものであることが重要である。

具体的には、一般的な普及啓発の実施に加え、様々な層に適した行動変容（自らの健康の問題として意識し行動を変えていくことをいう。）を促すための効果的な普及啓発を実施していくことが重要である。その実施に当たっては、インターネットやＳＮＳ等を活用し対象者の実情や状況に応じて、普及啓発の内容や方法に配慮することが重要である。このため、国及び都道府県等は相談や指導の充実を図り、よりきめ細かい普及啓発を実現していくことが必要である。

このような取組を通じて、国が、都道府県等と協力して、性感染症予防の普及啓発に関して社会の理解を後押ししていくことが重要である。

第二　発生の予防及びまん延の防止

一　基本的考え方

国及び都道府県等は、性感染症のり患率を減少傾向へ導くための施策の目標を設定し、正しい知識の普及啓発及び性感染症の予防を支援する環境づくりを中心とした予防対策を行うことが重要である。特に、性感染症の予防方法としてのコンドームの使用、予防接種並びに検査や医療の積極的な受診による早期発見及び早期治療が性感染症の発生の予防及びまん延の防止に有効であるといった情報、性感染症の発生動向に関する情報等を提供していくとともに、検査や医療を受けやすい環境づくりを進めていくことが重要である。

また、普及啓発は、一人ひとりが自分の身体を守るために必要とする情報を分かりやすい内容と効果的な媒体により提供することを通じ、各個人の行動を性感染症に感染する危険性の低いもの又は無いものに変えるものであることが重要である。

さらに、一般的な普及啓発の実施に加え、若年層を中心とした普及啓発を実施するとともに、実施に当たっては、対象者の実情に応じて、普及啓発の内容や方法に配慮することが重要である。このため、国及び都道府県等は相談や指導の充実を図り、よりきめ細かい普及啓発を実現していくことが必要である。

このような取組を通じて、国が、都道府県等と協力して、性感染症予防の普及啓発に関して社会の理解を後押ししていくことが重要である。

二　普及啓発及び教育

予防対策を講ずるに当たっては、年齢や性別等の対象者の実情や状況に応じた配慮を行っていくことが重要である。

例えば、若年層に対しては、性感染症から自分の身体を守るための情報について、適切な人材の協力を得つつ、正確な情報提供を適切な媒体を用いて行い、広く理解を得ることが重要である。そのため、知識及び経験を有する医療機関、都道府県等の衛生主管部局、保健所等の従事者は、プレコンセプションケアの取組も含め、普及啓発に携わる者に対する教育及び学校現場での教育に積極的に協力する必要がある。学校における教育においては、学習指導要領に則り、児童生徒の発達段階及び保護者や地域の理解を踏まえることが重要である。また、教育を行う者は性感染症を認識するために、性感染症から自分の身体を守るための情報を正しく理解する必要がある。そのために、保健所等は、教育関係機関及び保護者等と十分に連携し、学校、地域及び家庭における教育と連動した普及啓発を行うことが重要であり、国は、このような普及啓発に利用可能な資材の開発、性に関する指導者育成のための研修等の実施等を支援していく必要がある。

また、女性の場合には、解剖学的に感染の危険性が高く、感染しても無症状の場合が多い一方で、感染すると慢性的な骨盤内炎症性疾患の原因となりやすく、次世代への影響があること等の特性がある。そのため、女性に対する普及啓発は、それぞれの対象者の意向を踏まえるとともに、パートナーや家族からの協力・理解の促進や、対象者の実情や状況に応じた特別な配慮が必要である。普及啓発に当たっては、妊娠を希望する女性に加え、そのパートナーにおいても性感染症予防に十分留意することを促すことや、性感

二　普及啓発及び教育

予防対策を講ずるに当たっては、年齢や性別等の対象者の実情に応じた配慮を行っていくことが重要である。

例えば、若年層に対しては、性感染症から自分の身体を守るための情報について、適切な人材の協力を得つつ、正確な情報提供を適切な媒体を用いて行い、広く理解を得ることが重要である。その際、学校における教育においては、学習指導要領に則り、児童生徒の発達段階及び保護者や地域の理解を踏まえることが重要である。また、教育を行う者は性感染症に関する教育の重要性を認識するために、性感染症から自分の身体を守るための情報を正しく理解する必要がある。そのために、保健所等は、教育関係機関及び保護者等と十分に連携し、学校における教育と連動した普及啓発を行うことが重要であり、国は、このような普及啓発に利用可能な資材の開発等を支援していく必要がある。

また、女性の場合には、解剖学的に感染の危険性が高く、感染しても無症状の場合が多い一方で、感染すると慢性的な骨盤内炎症性疾患の原因となりやすく、次世代への影響があること等の特性がある。そのため、女性に対する普及啓発は、それぞれの対象者の意向を踏まえるとともに、対象者の実情や年齢に応じた特別な配慮が必要である。性感染症及びその妊娠や母子への影響を性と生殖に関する健康問題として捉える配慮が重要であるほか、性的虐待や性犯罪等の被害者に対する支援や緊急避妊のための診療等の場

染症及びその妊娠や母子への影響を性と生殖に関する健康の問題として捉える配慮をすることが重要である。また、性的虐待や性犯罪等の被害者に対する支援や緊急避妊のための診療等の場においては、性感染症予防を含めた総合的支援が求められる。加えて、尖圭コンジローマについては、子宮頸がんとともに、ワクチンによっても予防が有効であることから、ワクチンの効果等についての情報提供を行うことが重要である。

一方、性感染症として最もり患の可能性の高い性器クラミジア感染症は、男性においても症状が軽微であることが多いため、感染の防止のための注意を怠りやすいという特性を有するので、そのまん延の防止に向け、より一層の啓発が必要である。

コンドームは、性器や口腔粘膜を直接接触させないことで性感染症の感染を予防する効果があるが、コンドームだけでは防ぐことができない性感染症がある等の情報について、国及び都道府県等は民間企業及びＮＧＯ等とも連携しながら普及啓発に努めるべきである。

なお、産婦人科、泌尿器科等の医療機関において、性感染症に係る受診の機会を捉え、コンドームの特性と使用による性感染症の予防についての啓発がなされるよう働きかけていく必要がある。

三　検査の推奨と検査機会の提供

都道府県等は、保健所や医療機関などの検査に係る情報の提供を行い、性感染症に感染している可能性のある者に対し、検査の受検を推奨することが重要である。その際には、検査の趣旨及び内容を十分に理解させた上で受検させ、必要に応じて治療に結び付けることができる体制を整えることが重要である。保健所が自ら検査を実施する場合に検査の対象とする性感染症とその検査項目を選定するときは、無症状病原体保有者からの感染の危険性、検査の簡便さ等を考慮し、性器クラミジア感染症及び淋菌感染症にあっては病原体検査（尿を検体とするものを含む。）を、梅毒及び性器ヘルペスウイルス感染症にあっては抗体検査を基本として、検査を実施するものとする。

そのため、都道府県等は、保健所における性感染症の検査の機会確保に努めるために、検査の外部委託も可能にするとともに、現在の検査状況に応じて住民が受検しやすい体制を整えることが重要である。また、性感染症に関する普及啓発のために、各種行事の活用、検体の送付による検査など、個人情報の保護に留意しつつ、様々な検査の機会を活用していくことも重要である。なお、検査の結果、受診者の感染が判明した場合は、当該受診者に、当該性感染症のまん延の防止に必要な事項について十分説明し、支援するとともに、当該受診者を通じる等の方法により当該受診者の性的接触の相手方にも必要な情報提供等の支援を行うことで、検査を受診できるようにし、必要な場合には、医療に結び付け、感染拡大の防止を図ることも重要である。

また、国及び都道府県等は、検査を受けることが、個人個人においてどのような状況下（タイミング）で必要なのかという点に関しても、若年層を含め広く国民が十分に理解できるように、様々な機会を通じて啓発していくことが求められる。

さらに、国及び都道府県等は、性感染症の検査の実施に関して、学会等が作成した検査の手引き等を普及していくこととする。

四　相談指導の充実

保健医療に関する既存の相談の機会を活用するとともに、希望者に対する検査時の相談指導、妊婦等に対する保健医療相談や指導等を行うことが、対象者の実情や状況に応じた対策の観点からも有効であ

においては、性感染症予防を含めた総合的支援が求められる。また、尖圭コンジローマについては、子宮頸がんとともに、ワクチンによっても予防が有効であることから、ワクチンの効果等についての情報提供を行うことが重要である。

一方、性感染症として最もり患の可能性の高い性器クラミジア感染症は、男性においても症状が軽微であることが多いため、感染の防止のための注意を怠りやすいという特性を有するので、そのまん延の防止に向け、より一層の啓発が必要である。

コンドームは、性器や口腔粘膜を直接接触させないことで性感染症の感染を予防する効果があるが、コンドームだけでは防ぐことができない性感染症がある等の情報について、国及び都道府県等は民間企業とも連携しながら普及啓発に努めるべきである。

なお、産婦人科、泌尿器科等の医療機関において、性感染症に係る受診の機会を捉え、コンドームの特性と使用による性感染症の予防についての啓発がなされるよう働きかけていく必要がある。

三　検査の推奨と検査機会の提供

都道府県等は、保健所や医療機関などの検査に係る情報の提供を行い、性感染症に感染している可能性のある者に対し、検査の受診を推奨することが重要である。その際には、検査の趣旨及び内容を十分に理解させた上で受診させ、必要に応じて治療に結び付けることができる体制を整えることが重要である。保健所が自ら検査を実施する場合に検査の対象とする性感染症とその検査項目を選定するときは、無症状病原体保有者からの感染の危険性、検査の簡便さ等を考慮し、性器クラミジア感染症及び淋菌感染症にあっては病原体検査（尿を検体とするものを含む。）を、梅毒及び性器ヘルペスウイルス感染症にあっては抗体検査を基本として、検査を実施するものとする。

そのため、都道府県等は、保健所における性感染症の検査の機会確保に努めるとともに、住民が受診しやすい体制を整えることが重要である。また、性感染症に関する普及啓発のために、各種行事の活用、検体の送付による検査など、個人情報の保護に留意しつつ、様々な検査の機会を活用していくことも重要である。なお、検査の結果、受診者の感染が判明した場合は、当該受診者に、当該性感染症のまん延の防止に必要な事項について十分説明し、支援するとともに、当該受診者を通じる等の方法により当該受診者の性的接触の相手方にも必要な情報提供等の支援を行うことで、検査を受診できるようにし、必要な場合には、医療に結び付け、感染拡大の防止を図ることも重要である。

また、国及び都道府県等は、検査を受けることが、個人個人においてどのような状況下（タイミング）で必要なのかという点に関しても、若年層を含め広く国民が十分に理解できるように、様々な機会を通じて啓発していくことが求められる。

さらに、国及び都道府県等は、性感染症の検査の実施に関して、学会等が作成した検査の手引き等を普及していくこととする。

四　相談指導の充実

保健医療に関する既存の相談の機会を活用するとともに、希望者に対する検査時の相談指導、妊婦等に対する保健医療相談や指導等を行うことが、対象者の実情に応じた対策の観点からも有効であ

る。そのため、都道府県等は、性感染症に係る検査の前後において、当該性感染症に関する相談及び情報収集を円滑に推進するとともに、そのまん延の防止を図るため、医師及び保健師等を対象に相談及び指導に携わる人材の養成及び確保に努めるものとする。また、これらに当たっては、医療機関、関係団体、教育機関及びＮＧＯ等との連携並びにＨＩＶ感染症・エイズ対策との連携を図ることが重要である。

第三　医療の提供

一　基本的考え方

性感染症は、疾患や病態に応じて適切に処方された治療薬を投与する等の医療が必要な疾患であり、確実な治療が二次感染やまん延を防ぐ最も有効な方法である。医療の提供に当たっては、診断、治療や予防の指針、分かりやすい説明資料等の活用に加えて、個人情報の保護等の包括的な配慮が必要である。また、若年層が受診しやすい環境づくりへの配慮も必要である。

二　医療の質の向上

国及び都道府県等は、医師会等の関係団体との連携を図りながら、国内外の知見も踏まえ、診断、治療や予防の最新の方法について、包括的かつ専門性に応じて活用可能な手引を作成の上迅速に提供し、地域に普及させるよう努めることが重要である。

特に、学会等の関係団体は、標準的な診断、治療や予防の指針等について積極的に情報提供し、医療従事者に対する普及啓発を図ることが重要である。

また、国及び都道府県等は、学会等との連携により、様々な診療科を横断した性感染症の専門家養成や一般の医療従事者の教育及び研修機会の強化を図るとともに、医療従事者向けの相談体制を確保することが重要である。

る。そのため、都道府県等は、性感染症に係る検査の前後において、当該性感染症に関する相談及び情報収集を円滑に推進するとともに、そのまん延の防止を図るため、医師及び保健師等を対象に相談及び指導に携わる人材の養成及び確保に努めるものとする。また、これらに当たっては、医療機関、関係団体及び教育機関との連携並びにＨＩＶ感染症・エイズ対策との連携を図ることが重要である。

第三　医療の提供

一　基本的考え方

性感染症は、疾患や病態に応じて適切に処方された治療薬を投与する等の医療が必要な疾患であり、確実な治療が二次感染やまん延を防ぐ最も有効な方法である。医療の提供に当たっては、診断や治療の指針、分かりやすい説明資料等の活用に加えて、個人情報の保護等の包括的な配慮が必要である。また、若年層が受診しやすい環境作りへの配慮も必要である。

二　医療の質の向上

国及び都道府県等は、医師会等の関係団体との連携を図りながら、診断や治療に関する最新の方法に関する情報を迅速に提供し、普及させるよう努めることが重要である。

特に、学会等の関係団体は、標準的な診断や治療の指針等について積極的に情報提供し、医療従事者に対する普及啓発を図ることが重要である。

また、国及び都道府県等は、学会等との連携により、様々な診療科を横断して性感染症の専門家養成のための教育及び研修機会の確保を図ることが重要である。

三　医療アクセスの向上

国及び都道府県等は、特に若年層等が性感染症に関して受診しやすい医療体制の整備等の環境づくりとともに、保健所等における検査から、受診及び治療に結び付けられる体制づくり、治療を継続できる体制づくりを推進することが重要である。また、検査や治療について分かりやすい資料等を作成し、ＮＧＯ等の協力により普及啓発を行うことが重要であり、国及び都道府県等は、その普及啓発を支援していくことが重要である。

第四　研究開発の推進

一　基本的考え方

性感染症の拡大を抑制するとともに、より良質かつ適切な医療を提供するためには、性感染症に関する研究開発の推進が必要である。具体的には、病態の解明に基づく検査、治療や予防等に関する研究、発生動向に関する疫学研究、行動様式に関する社会面と医学面における研究等を対策に活用できるよう総合的に推進することが重要である。

二　検査、治療や予防等に関する研究開発の推進

性感染症の検査や治療において期待される研究としては、迅速かつ正確に結果が判明する検査薬や検査方法等の検査機会の拡大のための実用的な検査薬や検査方法の開発、効果的な治療方法の開発、薬剤耐性を持つ病原体による性感染症に対する疫学研究、診断方法の開発、治療方法等の開発及び新たな治療薬の開発やその投与方法に関する研究等が考えられる。また、海外で使用されている治療薬が国内においても使用できるようにし、海外との格差を是正していくことが重要である。さらに、ワクチン開発の研究、新たな予防方法の可能性を視野に入れた研究開発等を推進することも重要である。

三　医療アクセスの向上

国及び都道府県等は、特に若年層等が性感染症に関して受診しやすい医療体制の整備等の環境作りとともに、保健所等における検査から、受診及び治療に結び付けられる体制作りを推進することが重要である。また、検査や治療について分かりやすい資料等を作成し、ＮＧＯ等の協力により普及啓発を行うことが重要であり、国及び都道府県等は、その普及啓発を支援していくことが重要である。

第四　研究開発の推進

一　基本的考え方

性感染症の拡大を抑制するとともに、より良質かつ適切な医療を提供するためには、性感染症に関する研究開発の推進が必要である。具体的には、病態の解明に基づく検査や治療に関する研究、発生動向に関する疫学研究、行動様式に関する社会面と医学面における研究等を対策に活用できるよう総合的に推進することが重要である。

二　検査や治療等に関する研究開発の推進

性感染症の検査や治療において期待される研究としては、迅速かつ正確に結果が判明する検査薬や検査方法等の検査機会の拡大のための実用的な検査薬や検査方法の開発、効果的で簡便な治療方法の開発、薬剤耐性を持つ病原体による性感染症に対する治療方法等の開発及び新たな治療薬の開発やその投与方法に関する研究等が考えられる。また、海外で使用されている治療薬が国内においても使用できるようにし、海外との格差を是正していくことが重要である。さらに、ワクチン開発の研究、予防方法の新たな可能性を視野に入れた研究開発等を推進することも重要である。

三　発生動向等に関する疫学研究の推進

国は、発生動向の多面的な把握に役立てるため、性感染症に関する各種疫学研究について、疫学者、学術団体、都道府県等、民間企業及びＮＧＯ等の協力を得る等により強化し、今後の予防対策に役立てていくことが重要である。また、国の匿名医療保険等関連情報データベース（ＮＤＢ）、各自治体が実施しているサーベイランス等、多様な情報源も活用し、包括的な実態把握を進めていく。

四・五　（略）

第五　（略）

第六　施策の評価及び関係機関との連携

一　基本的考え方

性感染症対策は、普及啓発から研究開発まで、様々な関係機関との連携を必要とするものであり、具体的には、厚生労働省、内閣府、文部科学省、こども家庭庁等における普及啓発の連携、研究成果の情報交換、官民連携による施策の推進等を図るほか、国及び都道府県等と医師会等の関係団体並びに性感染症及びＨＩＶ感染症・エイズ対策等に関係するＮＧＯ等との連携等幅広い連携を図ることが重要である。また、保健所による普及啓発の拠点としての情報発信機能の強化を図るとともに、学校教育と地域及び家庭における社会教育とのより強固な連携による普及啓発活動の充実を図ることが重要である。

二　（略）

三　発生動向等に関する疫学研究の推進

国は、発生動向の多面的な把握に役立てるため、性感染症に関する各種疫学研究について、疫学者や都道府県等の協力を得る等により強化し、今後の予防対策に役立てていくことが重要である。

四・五　（略）

第五　（略）

第六　施策の評価及び関係機関との連携

一　基本的考え方

性感染症対策は、普及啓発から研究開発まで、様々な関係機関との連携を必要とするものであり、具体的には、厚生労働省、内閣府、文部科学省等における普及啓発の連携、研究成果の情報交換、官民連携による施策の推進等を図るほか、国及び都道府県等と医師会等の関係団体並びに性感染症及びＨＩＶ感染症・エイズ対策等に関係するＮＧＯ等との連携等幅広い連携を図ることが重要である。また、保健所による普及啓発の拠点としての情報発信機能の強化を図るとともに、学校教育と社会教育との連携強化による普及啓発活動の充実を図ることが重要である。

二　（略）

○厚生労働省告示第二百九十六号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十一条第一項及び予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第四条第一項の規定に基づき、急性呼吸器感染症に関する特定感染症予防指針を次のように定め、令和七年十一月十一日から適用することとしたので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十一条第一項及び予防接種法第四条第四項の規定により、公表する。なお、インフルエンザに関する特定感染症予防指針（平成十一年厚生省告示第二百四十七号）は、廃止する。

令和七年十一月十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

急性呼吸器感染症に関する特定感染症予防指針

令和元年に初めて報告され、令和二年以降世界的な大流行（パンデミック）を引き起こした新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）については、三年超にわたって国をあげて対応を行った。この経験は、感染症危機に対して全ての国民が様々な立場や場面で当事者として向き合う可能性があること、引き続き世界が新興・再興感染症等の発生のおそれに直面していることを改めて認識する機会となった。

こうした過去の流行事例を踏まえると、感染症危機は急性呼吸器感染症が原因となる可能性が高いことが示唆されており、こうした知見を踏まえ、本指針は、平時における急性呼吸器感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第二条第一号から第三号まで、第五号、第七号から第九号まで、第十三号、第二十三号、第二十六号、第二十七号及び第三十三号に掲げる感染症をいう。以下同じ。）に関する基本的な感染症対策、予防接種の実施等による発生の予防・まん延の防止、良質かつ適切な医療の提供、正しい知識の普及等の観点から、国、都道府県等（都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。以下同じ。）、医療関係者等が連携して取り組んでいくべき対策について、新たな取組の方向性を示すことを目的とし、急性呼吸器感染症に関する総合的な対策は本指針に基づき進めていくこととする。国、都道府県等、医療関係者及び国民一人一人がそれぞれの役割と実施すべき対策を認識し、急性呼吸器感染症の発生の予防・まん延の防止への対応について、共通認識を持って取り組むことが重要である。

本指針の対象となる急性呼吸器感染症は、ＲＳウイルス感染症、咽頭結膜熱、インフルエンザ、Ａ群溶血性レンサ球菌咽頭炎、オウム病、クラミジア肺炎、新型コロナウイルス感染症、百日咳、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎及びレジオネラ症に加え、ヒトメタニューモウイルス感染症、肺炎球菌感染症等を含む急性の呼吸器症状を呈する感染症である。これらの急性呼吸器感染症は、ウイルスや細菌等多様な病原体によって引き起こされ、臨床的には急性の上気道炎（鼻炎、副鼻腔炎、咽頭炎、喉頭炎）又は下気道炎（気管支炎、細気管支炎、肺炎）を呈するものであり、飛沫感染、エアロゾル感染、接触感染等を中心に感染が拡大し、場合によっては、罹患後に重症化する等の特徴を持っている。このように、症状、感染経路等について共通するところが多いことから、これらを一つの「症候群」として捉え、発生動向の把握やそれに応じた対策を一体的に講ずることで、より効率的かつ有効に感染拡大防止を図ることができると考えられる。諸外国においても、急性呼吸器感染症に対する共通した方針が策定される等の動きが見られている。

本指針では、急性呼吸器感染症を包括的に捉え、第一から第六までにおいて、急性呼吸器感染症に対して共通する対策を講ずることにより、効率的かつ効果的な感染拡大防止を図る。また、急性呼吸器感染症のうち、インフルエンザについては予防接種法第四条の規定に基づく個別予防接種推進指針の対象疾病であること、新型コロナウイルス感染症については令和五年に五類感染症に移行してから間もなく、流行期の感染者の増加には注視が必要であることを踏まえ、第七にこれらの感染症に応じた取組を各論として記載する。

なお、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「特措法」という。）第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等をいう。以下同じ。）については、特措法、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和六年七月二日閣議決定。以下「政府行動計画」という。）及び新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（令和六年八月三十日内閣感染症危機管理監決裁）に基づき、総合的な対策が進められている。本指針における対策の一部は、政府行動計画における準備期の対策と同旨のものとなっている。また、新たに重篤な急性呼吸器感染症が発生し、当該感染症が新型インフルエンザ等に位置付けられた場合には、政府行動計画に基づき、基本的対処方針（特措法第十八条第一項に規定する基本的対処方針をいう。）を定め、これにのっとった新型インフルエンザ等対策を講ずることとなる。発生から新型インフルエンザ等対策への移行は迅速に行われるべきものであるが、本指針に基づく急性呼吸器感染症としての対応を行うことで、発生の覚知の迅速化や、発生後初期における一定の感染拡大防止が期待される。

本指針については、急性呼吸器感染症に含まれる感染症の発生動向、急性呼吸器感染症に含まれる感染症に対する予防・治療等に関する最新の科学的知見、本指針に基づく取組の進捗状況等を勘案して、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、厚生科学審議会感染症部会及び厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会の審議を経て、変更していくものである。

第一　原因の究明

一　基本的考え方

急性呼吸器感染症の中には、例年夏季や冬季に患者が増加するといった季節的な流行の特性がある感染症もある一方で、通年にわたって患者発生が報告される感染症もある。したがって、急性呼吸器感染症に対しては、通年の感染防止対策を行いつつ、流行期に適時に対策を強化することが重要である。

発生動向調査の対象となっている個々の感染症に加え、急性の呼吸器症状を呈する「症候群」としての発生動向を平時より継続的に把握することは、新型インフルエンザ等の発生等の感染症危機に備える観点からも重要である。具体的には、地方衛生研究所等（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第二十六条第二項に規定する地方衛生研究所等をいう。以下同じ。）で一律に実施している検査では特定できない感染症の患者の増加等の兆候から、いち早く未知の感染症の発生を覚知することができるとともに、当該感染症が新型インフルエンザ等に位置付けられるまでの発生後初期における感染拡大の防止に向けた対策を速やかに講ずることができる。

また、急性の呼吸器症状を呈する動物由来感染症についてはワンヘルスの観点も踏まえて、国及び国立健康危機管理研究機構（以下「ＪＩＨＳ」という。）は、国内外の発生動向を把握することが重要である。

こうしたことを踏まえ、国、都道府県等及びＪＩＨＳが急性呼吸器感染症に関する情報を収集し、国民や医療関係者に対して情報を公開していくことが、急性呼吸器感染症の対策を進めていく上で、最も基本的な事項である。

二　発生動向の調査の強化

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、将来的なパンデミックに備えて、急性呼吸器感染症の重層的なサーベイランスを平時から行うことが必要であることが認識されたことから、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第十二条第一項及び第十四条第二項の規定に基づき、医師及び指定届出機関の管理者は、個々の感染症患者の発生状況を都道府県等に届け出ることとされているところ、これに加え、令和七年四月七日からは、急性呼吸器感染症患者の発生動向も届出の対象となっている。また、感染症法第十四条の二第二項の規定に基づき、指定提出機関の管理者は、医師が急性呼吸器感染症の症状の定義（咳嗽、咽頭痛、呼吸困難、鼻汁又は鼻閉を呈し、発症から十日以内の急性症状で医師が感染症を疑う外来症例をいう。）に合致する患者を診断し、患者の検体又は病原体を国が示す運用に基づき採取したときは、当該検体又は病原体を都道府県知事等に提出することが義務付けられている。当該検体又は病原体については、地方衛生研究所等において、国が示す運用に基づき、共通の項目について検査を行うこととしている。

なお、これらの発生動向調査については、迅速に感染症の発生動向を把握し、また有事においても効率的に電磁的な方法による届出等を実施できるよう、国及び都道府県等は、日頃から医師や指定届出機関の管理者による感染症法第十二条第一項及び第十四条第二項の規定に基づく届出について、電磁的な方法によることを促進する。

加えて、海外からの流入が懸念される急性呼吸器感染症の病原体に関して、国及びＪＩＨＳは、民間検査機関を活用し、入国時感染症ゲノムサーベイランス事業等により、当該病原体の検出状況を把握する。

このように、関係機関の連携により、患者数のみならず、病原体の検出状況を含めた総合的な調査を行うことによって、新たに重篤な急性呼吸器感染症が発生した場合も、その動向を把握することが可能になる。国、都道府県等及びＪＩＨＳは、これらの調査やその分析結果に基づき、流行中の急性呼吸器感染症の性状等を把握するとともに、平時より、検出された病原体分離株の分析を行うことで、急性呼吸器感染症の包括的なリスク評価を着実に実施するべきである。

三　発生動向の調査結果の公開及び提供の強化

国、都道府県等及びＪＩＨＳは、個々の感染症に加え、令和七年四月七日より開始した急性呼吸器感染症の発生動向の調査結果を迅速に公開する。

また、ＪＩＨＳは、蓄積された発生動向の情報を踏まえ、個々の感染症に関するリスクを評価するとともに、当該評価等も踏まえて注意報・警報の基準等の必要性も含めた検討を行うこととする。

感染症の発生及びまん延の防止においては、国民一人一人が適切な感染症の予防行動をとれるよう、国及びＪＩＨＳにおいては全国及び地域別の発生動向を、都道府県等においては各地域における発生動向を、分かりやすく整理しホームページへ掲載すること等により情報発信することが重要である。

さらに、医療関係者が、個々の感染症の発生動向を踏まえた診断、検査試薬の選択の判断、検査キットや治療薬剤の発注等の目安等に活用することができるよう、国、都道府県等及びＪＩＨＳは、全国及び地域別の発生動向調査の結果を定期的に公表していく必要がある。

四　国際的な発生動向の把握

急性呼吸器感染症は、我が国のみならず世界中で発生し、地球規模で流行する可能性を持つことから、我が国の対策をより一層的確なものとするため、国及びＪＩＨＳは、国際的な急性呼吸器感染症の発生動向を把握する。

第二　発生の予防及びまん延の防止

一　基本的考え方

急性呼吸器感染症の発生の予防及びまん延の防止においては、国民一人一人が手指衛生や咳エチケット等による感染症の予防に取り組むことが重要であり、まん延防止に寄与する。このため、国及び都道府県等は、医師会等の関係団体とともに、国民一人一人が予防に取り組むことができるよう積極的に支援していくことが重要である。

二　集団感染の発生の防止及び対応の強化

急性呼吸器感染症は、学校、社会福祉施設等（高齢者、児童、障害者等が集団で生活又は利用する社会福祉施設、介護老人保健施設等をいう。以下同じ。）、医療機関等（以下「施設等」という。）において、大規模な集団感染を起こすことがある。特に、重症化するリスクの高い者が多く利用する施設等においては、日常の健康管理や環境の向上に努めるとともに、施設等内に急性呼吸器感染症を引き起こす病原体が持ち込まれないようにすることが重要である。

国及びＪＩＨＳは、必要に応じて、手指衛生や咳エチケット等の基本的な感染症対策、職員・医療関係者等を介した感染の予防策及び感染経路別の感染症対策を中心とした施設等での標準的な感染防止の手引を策定し、都道府県等とともに各施設等に周知することが必要である。その上で、特に重症化するリスクの高い者が多く利用する社会福祉施設等及び医療機関においては、必要に応じて感染対策の委員会等を設置する等して当該手引を参考に各施設の特性に応じた独自の感染対策の指針等を事前に策定する等、平時から集団感染の発生予防に努めておくことが重要である。

都道府県等は、集団感染の発生が疑われる場合、施設等の協力を得ながら積極的疫学調査（感染症法第十五条に規定する感染症の発生の状況、動向及び原因の調査をいう。以下同じ。）を実施し、感染拡大の経路及び感染拡大に寄与した因子の特定等を行うことにより、感染の再発防止に役立てることが望ましい。また、都道府県等及びＪＩＨＳは、積極的疫学調査のほか、施設等からの求めに応じて適切な支援及び助言を行う。

三　一般的な予防方法の普及

国及び都道府県等は、国民に対し、手指衛生や咳エチケット等の一般的な感染予防策について、科学的根拠に基づいた周知徹底を図っていくことが重要である。

予防接種法に基づく予防接種の対象疾病に位置付けられている疾病については、予防接種等の普及に努め、市町村において適切に予防接種を実施することが重要である。その際、予防接種は接種対象者が自らの判断で接種を受けるか否かを決定するものであることから、市町村は、ワクチンの効果、副反応等について正しい知識の普及に努めるとともに、接種を希望しない者が接種を受けることがないよう努めることが必要である。

四　一般向け情報提供体制及び相談機能の強化

国及びＪＩＨＳは、急性呼吸器感染症の流行状況、予防接種も含めた一般的な予防方法、適切な抗微生物薬等の使用等に関する情報を発信するため、関係団体と連携を図り、情報提供体制及び相談機能を強化していくことが重要である。国及びＪＩＨＳは、これらの情報について、ホームページへの掲載、「結核・呼吸器感染症予防週間」の実施等を通じて、国民に対して分かりやすく発信していく等、リスクコミュニケーションに努めることが重要である。特に未知の感染症が流行した場合等においては、感染症に関する偽・誤情報が流布したり、患者に対する偏見・差別等が生じたりするおそれがあること等にも留意し、人権の尊重にも配慮しながら適切に対応する必要がある。

第三　医療の提供

一　基本的考え方

急性呼吸器感染症の原因となる病原体の同定は容易ではないことも多いが、適切な検査方法を選択することにより、的確な診断を実施することができ、それが適切な治療方法の決定につながる。治療においては、医師が特に抗微生物薬等の投与を開始する場合、抗微生物薬等の必要性を判断するとともに、薬剤耐性の発生を防止するため、適切な治療薬を選択し、適切な量・間隔で投与することが重要である。さらに、治療薬を患者が適切に服薬するよう、医師と薬剤師が協力し、分かりやすく説明・指導することが重要である。また、乳幼児や高齢者等が罹患した場合には重症化する可能性があり、十分な全身管理が求められる。

国、都道府県等及びＪＩＨＳは、医療関係者を支援していくため、情報の発信強化等を図ることが重要である。

二　情報発信の強化

国、都道府県等及びＪＩＨＳは、医療機関等の関係団体との連携を図りながら、急性呼吸器感染症に関する診断方法、治療方法等の研究成果等の各種学術情報について、医療機関に迅速に提供する等、情報発信の強化を行うことが重要である。さらに、国、都道府県等及びＪＩＨＳは、医療関係者が、診断、検査試薬の選択の判断、検査キットや治療薬剤の発注等の目安等に活用することができるよう、感染症の発生動向に係る調査の結果を定期的に公表していく必要がある。

三　流行が拡大した場合に備えた対応の強化

急性呼吸器感染症の流行により患者が急激に増加した場合においては、流行状況やその対応に地域による違いがあることも踏まえ、全国で良質かつ適切な医療を提供するため、国、都道府県等、医療機関等の相互の連携が重要であり、平時から継続的に連携を図ることが重要である。

国及び都道府県等は、患者が急激に増加した場合を想定して、消防機関と医療機関との一層の連携強化を図るとともに、必要な病床や機材の確保、診療に必要な医薬品の確保、医師、看護師等の医療従事者の確保等の緊急時における医療提供体制をあらかじめ検討しておくことが重要である。なお、新興感染症の発生・まん延時に、医療機関等情報支援システム（Ｇ－ＭＩＳ）を効率的に活用することができるよう、都道府県においては、日頃から、感染症法第三十六条の三第一項の規定に基づき、都道府県知事と医療機関の管理者との間で医療措置協定を締結した医療機関の状況把握等の研修や訓練等に医療機関等情報支援システム（Ｇ－ＭＩＳ）を利用することが重要である。

第四　研究開発の推進

一　基本的考え方

急性呼吸器感染症の対策においては、その流行や疾病負荷の把握、感染の拡大抑制、また、良質かつ適切な医療の提供が重要であり、これらにつながるような研究を行っていくべきである。一方で、急性呼吸器感染症は、いまだ解明されていない点もあり、基礎医学、疫学、臨床医学等の各分野における知見の集積が不可欠であるが、これらの医学的側面のみならず、社会的側面や政策的側面にも配慮した研究を行っていくことが重要である。

国、都道府県等はＪＩＨＳと連携して、また、国及びＪＩＨＳは国立研究開発法人日本医療研究開発機構（ＡＭＥＤ）と連携して、国内の研究基盤を整備し、民間における研究開発を推進及び支援するとともに、国は、都道府県等、医療機関等に対し、研究開発の重要性を適切に周知していくことが重要である。

二　治療薬等の研究開発

国及びＪＩＨＳは、急性呼吸器感染症のうち、重点感染症（公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品や医療機器等の利用可能性を確保することが必要な感染症をいう。）や予防接種に関する基本的な計画（平成二十六年厚生労働省告示第百二十一号）において開発優先度の高いワクチンとして選定された対象の感染症等について、有効かつ安全なワクチン、治療薬、検査試薬等の開発に向けた研究、より迅速かつ確実な診断方法及び検査方法の開発に向けた研究等を強化する。

こうした研究開発の推進のため、国及びＪＩＨＳは、研究者や製薬会社等に、行政検査として採取された検体や病原体等を積極的に提供する。

三　疫学研究の推進

国及びＪＩＨＳは、急性呼吸器感染症の発生及びまん延の状況の早期把握、短期的又は中長期的な疾病負荷、超過死亡等の把握、流行予測に関する研究を推進するとともに、罹患した場合に重症化するリスクの高い者に関する疫学研究等を推進することが重要である。

四　研究機関の連携体制の整備

各助成事業等を通じて地方衛生研究所等、大学、国立高度専門医療研究センター、独立行政法人国立病院機構、国立ハンセン病療養所等から成る研究機関の間で連携して研究を実施できるよう、国、都道府県等及びＪＩＨＳが連携することが重要である。

五　研究評価の充実

国は、研究の充実を図るため、各助成事業等を通じて研究の成果を的確に評価するとともに、国民や医療関係者等に対する公開及び提供を積極的に行うことが重要である。

第五　国際的な連携

一　基本的考え方

急性呼吸器感染症は、我が国のみならず世界中で発生しうる地球規模の感染症であり、我が国の対策の充実と世界全体への貢献の観点から、国際機関、関係国との連携を図りつつ、対策を進めていくことが極めて重要である。

二　国際機関との連携強化

国は、ＪＩＨＳと連携し、世界保健機関その他の国際機関との協力を通じて、個々の感染症に加え、急性呼吸器感染症の国際的な発生動向の調査の体制を構築するとともに、世界各地で急性呼吸器感染症が流行した場合には、その情報を迅速に収集できる体制を構築することが必要である。

三　諸外国との協力体制の整備

国及びＪＩＨＳは、個々の感染症に加え、急性呼吸器感染症の予防方法、病原体等の共有、診断方法及び検査方法の標準化、治療方法の開発等について、諸外国と情報交換を行うとともに、共同でこれらを行う政府や研究機関間の協力体制の整備や共同研究を進めていくことが重要である。

急性呼吸器感染症の発生動向の調査体制の整備に関する他国への技術協力を通じて情報を収集するとともに、感染の拡大の抑制等に向けた協力を行っていくことが重要である。このため、二国間保健医療協力分野においても、積極的に協力を推進することが望ましい。

第六　関係機関との連携の強化等

一　基本的考え方

関係する全ての機関が、役割を分担し、協力しつつ、それぞれの立場からの取組を推進することが必要である。このため、厚生労働省、外務省、文部科学省、農林水産省、こども家庭庁、内閣感染症危機管理統括庁等は、感染予防対策に係る普及啓発の推進、研究成果の情報交換、官民連携による施策の推進を図る。また、国、都道府県等、ＪＩＨＳ及び関係団体（医師会、関係学会等）等との連携を強化することにより、感染症の発生動向の調査体制の充実、報道機関等を通じた積極的な広報活動の推進・リスクコミュニケーションの強化等を図ることが重要である。

二　保健所及び地方衛生研究所等の機能強化

地域における感染症対策の中核としての保健所の役割を強化するとともに、感染予防対策を推進する上での所管地域の特性等の留意点を分析できるよう保健所の機能強化を図ることが重要である。

また、地方衛生研究所等は、ＪＩＨＳと連携するとともに、地域保健法第二十六条第一項に定める調査・研究、試験・検査、地域保健に関する情報の収集・整理・活用及び保健所の職員その他地域保健に関する関係者に対する研修指導等の業務を確実に遂行するため、職員の資質向上等により機能強化を図ることが重要である。

三　感染症対策物資等に係る供給体制の整備等

国は、解熱鎮痛薬や鎮咳薬等も含む治療薬剤、診断薬等の感染症法第五十三条の十六第一項に規定する感染症対策物資等について、平時の円滑な生産及び感染拡大時においても万全な流通が図られるよう、都道府県等からの情報提供を含めて流行状況を把握し、これらの流行状況を踏まえ、関係機関と連携し早めの対応に努めることが重要である。

四　専門家会合の開催

急性呼吸器感染症の予防及びまん延の防止の方法は、科学的根拠に基づいたものであることが不可欠である。国は、必要に応じて厚生科学審議会感染症部会において急性呼吸器感染症対策に関する審議を行い、その結果を急性呼吸器感染症対策に反映する。

五　本指針の進捗状況の評価及び展開

本指針を有効に機能させるためには、関係者が協力して本指針に掲げた施策に取り組むことが極めて重要である。このため、国は、必要に応じて、流行期における急性呼吸器感染症の発生状況及び本指針に基づく取組の進捗状況を取りまとめ、次の流行期に備えておくべきである。

第七　各感染症に応じた対応

急性呼吸器感染症は、ウイルスや細菌等、多様かつ幅広い病原体によって引き起こされ、国が示す対象疾患に関する概要等のとおり、それぞれ症状、感染性、感染経路、治療方法、流行時期等に違いがあるものの、共通するところも多いことから、第一から第六までの共通する対策を講じていくことが、効率的な感染拡大防止に寄与する。一方で、インフルエンザについては、個別予防接種推進指針の対象疾病であること、新型コロナウイルス感染症は、令和五年五月八日に感染症法の位置付けを五類感染症に変更して以降間もなく、引き続き患者の増加に注視が必要であり、罹患後症状が長く継続することもある感染症であることから、これらの感染症に応じた対応について記載する。

一　インフルエンザ

インフルエンザは、冬季（夏季に流行する地域もある。）に、患者が増加する特性をもつ感染症である。特に、乳幼児等が罹患した場合に脳炎や脳症を引き起こしうるほか、高齢者が罹患した場合は肺炎等による重症化、合併症等が問題になる。また、予防接種法の規定に基づく個別予防接種推進指針の対象疾病であることから、第一から第六までに記載する急性呼吸器感染症に対して共通する内容に加え、インフルエンザに係る予防接種の推進に関する重要事項について記載する。

1　予防接種の推進

インフルエンザは、予防接種が基本となる予防方法であり、個人の発病や重症化の防止の観点から、予防接種を推進していくべきである。このため、予防接種の実施者である市町村は、六十五歳以上の者をはじめとする予防接種法に基づく予防接種の対象者に対し、同法に基づく接種対象者である旨を周知するよう努めるとともに、その他の急性呼吸器感染症と同様、接種対象者がかかりつけ医と相談しながら自らの判断で予防接種を受けるか否かを決定することができるよう、インフルエンザワクチンの効果、副反応等について正しい知識の普及に努め、接種を希望しない者が接種を受けることがないよう努めなければならない。

また、国及び都道府県等は、予防接種法に基づく予防接種の対象者以外の一般国民に対しても、自らの判断で予防接種を受けるか否かを決定することができるよう、インフルエンザワクチンの効果、副反応等について正しい知識の普及に努めていくことが重要である。

さらに、予防接種事務のデジタル化の取組を進め、接種事務の効率化や、接種対象者の利便性の向上、接種率の迅速な把握等を行うとともに、予防接種の有効性及び安全性の向上に資する分析に活用できるよう、国はＪＩＨＳ等の関係する専門機関と連携して、予防接種記録や副反応疑い報告等の情報を格納した予防接種データベースを構築することが求められる。

2　インフルエンザワクチン等の供給

加えて、国は、インフルエンザワクチン並びに必要な診断薬及び治療薬について、円滑な生産及び流通が図られるよう努めることが重要である。このため、特に、インフルエンザワクチンについて、毎年度の需要を検討するとともに、インフルエンザワクチンの製造販売業者等と連携しつつ、必要量が円滑に供給できるように努める等、需給ひっ迫に対する平時からの備えを進めるとともに、安定供給に関する取組の方針を整理及び周知し、需給状況の明確化を図ることが重要である。また、予期せぬ需要の増大が生じた場合には、重症化するリスクの高い者への円滑な接種に配慮しつつ、供給面についての対策を検討することが重要である。

3　インフルエンザワクチン等の研究開発

国は、より有効かつ安全なインフルエンザワクチン及び治療薬の開発に向けた研究、より迅速かつ確実な診断方法及び検査方法の開発に向けた研究、現行のインフルエンザワクチン及び治療薬等の使用に関する研究等を強化するとともに、戦略的な研究目標を設定することが重要である。

二　新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症は、令和五年五月八日に感染症法の位置付けを五類感染症に変更して以降、夏季及び冬季に患者が増加する傾向にある。特に、乳幼児や高齢者、免疫不全、末期腎不全、慢性閉塞性肺疾患等の一定の基礎疾患を有する者等が感染すると重症化するリスクがあり、とりわけ後期高齢者等については、死亡例の多くを占めており、特に疾病負荷が高い。また、一部の患者については、新型コロナウイルス感染症に罹患した後、他に原因が明らかでなく、罹患してすぐの時期から持続する症状、回復した後に新たに出現する症状、症状が消失した後に再び生じる症状等の罹患後症状が長く継続することもある。

このことを踏まえ、第一から第六までに記載する急性呼吸器感染症に対して共通する内容に加え、新型コロナウイルス感染症対策に関する事項について記載する。

予防接種は発病や重症化の予防に有効であり、年齢が高い者は特に疾病負荷が高いため、予防接種が基本的な予防方法の一つと考えられることから、高齢者や一定の基礎疾患を有する者に対しては、接種の意義を周知し、円滑な接種体制を整備することが重要である。

また、国は、これまで得られた科学的知見を踏まえて作成された治療に関するガイドライン等を厚生労働省のホームページで引き続き掲載するほか、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状について、その実態や病態に関する調査研究において得られた知見等を医療機関や罹患後症状に悩む方へ情報提供することも重要である。さらに、国及び都道府県等は、罹患後症状に悩む方の診療をしている医療機関の周知に努めるべきである。

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

出品預証書紛失に伴う証書の無効公告

下記のように出品預証書亡失の届け出がありましたので、京都国立博物館文化財受託規則第６条第２項により、事故発生の日以後無効とします。

令和７年11月10日

独立行政法人国立文化財機構
京都国立博物館

亡失証書記号番号	交付年月日	亡失者氏名	亡失年月日	備　考
京博Ⅰ第327号	昭和41年６月３日	勝手神社	令和７年10月14日	

特定空家等に関する公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第２条第２項に規定する特定空家等について、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を命ぜられるべき者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第22条第10項の規定により、次のように公告する。

令和７年11月10日　名古屋市長　広沢　一郎

１　特定空家等の概要

(1)　所在等　名古屋市中村区太閤通６丁目35番地

(2)　種類　店舗

(3)　構造　木造瓦葺２階建

(4)　延床面積　90.90平方メートル

２　所有者等が行うべき措置

建築物の除却

建築物内残置物の搬出

３　措置期限

令和７年12月５日（金）

期限までに措置が行われない場合は、名古屋市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、所有者等の負担において、当該建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等（以下「動産等」という。）については、市長等が相当の価値があると認めるものを除き、撤去又は処分する。

動産等について所有権その他の権利を主張する者は、措置期限までに当該動産等を搬出すること。

４　問合せ先

〒460―8508　名古屋市中区三の丸三丁目１番１号　名古屋市スポーツ市民局地域振興部地域振興課　電話052―972―3126

５　名古屋市役所の掲示場への掲示

この公告の内容は、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第10項の規定により、名古屋市役所前の掲示場に掲示する。

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

札幌市南区石山東三丁目一番二六号

株式会社きらり

代表清算人　信田　憲孝

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

北海道北斗市中野通三二一番地

合同会社ＳＴＡＮＣＥ

清算人　青木　賢汰

解散公告

当社は、令和七年十月十五日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

札幌市東区北十六条東二丁目一番一五―三〇八号

株式会社北雄

代表清算人　増田　至

解散公告

当法人は、令和七年八月三十一日開催の評議員会の決議並びに青森県知事の認可により、令和七年九月二十六日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川一五八番地七

社会福祉法人風合瀬福祉会

代表清算人　坂﨑　博之

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

宮城県石巻市魚町三丁目四―一三

一般社団法人日本真鱈協会

代表清算人　布施　太一

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

宮城県宮城郡利府町神谷沢字長田七〇番地四

有限会社東栄サービス

清算人　桜井　清一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

茨城県笠間市笠間四三二四番地の一

有限会社料理サービスゆずか

清算人　会沢　伸一

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

茨城県守谷市松前台四丁目四番地二五

有限会社杉山商事

清算人　杉山　徹

第86期決算公告

令和７年11月10日

福井県越前市府中３丁目９番１号

株式会社　ウエキグミ

代表取締役社長　上木　貴博

貸借対照表の要旨（令和７年６月20日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,133,213
	固定資産	554,096
	合計	7,687,309
負債及び純資産の部	流動負債	2,698,598
	固定負債	4,667
	株主資本	4,984,044
	資本金	95,000
	利益準備金	100,000
	その他利益剰余金	4,789,044
	（うち当期純利益）	(361,737)
	合計	7,687,309

解散公告

当社は、令和七年十月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

埼玉県富士見市水谷東二丁目二九番二二号

株式会社Ｆｕｎｔａｓｔｉｃ

代表清算人　清水　健太

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

埼玉県狭山市柏原三五五番地一

株式会社狭山人形

代表清算人　小沢　孝志

解散公告

当法人は、令和七年八月二十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

千葉県千葉市緑区誉田町三丁目八〇番地七

特定非営利活動法人ちばバイオマス事業化ネットワーク

清算人　大野　光政

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

千葉県市原市八幡一六一八番地一一

株式会社山口塗装

代表清算人　山口　章子

解散公告

当法人は、令和七年十月十三日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

千葉県館山市竜岡一〇番一

一般社団法人グリーンフォーラム会

清算人　石山　由成

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

東京都大田区羽田二丁目四番一号

有限会社クラカネ・マネージメント

清算人　倉金　光彦

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

東京都小金井市貫井南町三丁目一一番二九号

株式会社サンライズ

代表清算人　平沢　幸枝

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

東京都新宿区下宮比町一番四号

合同会社ジェイ・ヴイ・エル

清算人　神永　信吾

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

東京都大田区大森西二丁目一五番二一号

ＣＶＳフラワーマーケット株式会社

代表清算人　宮内　英司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

東京都豊島区東池袋一丁目三五番三号池袋センタービル八階

株式会社アクロテックス

代表清算人　末光　正志

解散公告

当社は、令和七年十一月四日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

ＳＨＫホテルズ特定目的会社

代表清算人　金谷　正文

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

東京都千代田区霞が関三丁目六番一四号

一般社団法人米子・大山太陽光発電

代表清算人　鈴木　寛隆

解散公告

当社は、令和七年九月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

東京都中央区日本橋人形町三丁目三番五号

ＥＶリサーチ＆コンサルティング株式会社

代表清算人　金山杏佑子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

東京都板橋区仲宿六三―七ＯＥＯｆｆｉｃｅＢｌｄｇ．五〇七号室

天馬株式会社

代表清算人　郭　思行

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

東京都港区赤坂四丁目八番一九号赤坂フロントタウン三階

株式会社朝凪

代表清算人　長嶋　正人

第16期決算公告

令和７年11月10日　東京都中央区日本橋一丁目４番１号
日本橋一丁目三井ビルディング19Ｆ
アリスタヘルスアンドニュートリションサイエンス株式会社
代表取締役　小島　洋之

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,205	流動負債	681
固定資産	734	（うち賞与引当金）	(31)
		負債合計	**681**
		株主資本	4,258
		資本金	495
		資本剰余金	494
		資本準備金	494
		利益剰余金	3,269
		その他利益剰余金	3,269
		（うち当期純利益）	(141)
		純資産合計	**4,258**
資産合計	**4,939**	**負債・純資産合計**	**4,939**

解散公告

当社は、令和七年九月二十九日開催の臨時株主総会の決議により令和七年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

東京都中央区築地五丁目三番二号

株式会社東日本朝日販売ホールディング

代表清算人　岩谷　一弘

清算人　奥山　敦

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

東京都世田谷区宮坂一丁目三八番一九号

合同会社ＮＵＴＯＰＩＡ

清算人　國本　快

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

東京都新宿区新宿六丁目二九番一一号イーストクロスタワー一〇Ｆ－Ｃ八

株式会社コマダント

代表清算人　山口　愛理

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

東京都港区南青山三丁目一番三六号

合同会社Ｒｅｆｌｅｔ

清算人　島津　征也

解散公告

当社は、令和七年十月十四日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

東京都新宿区新小川町八番一八号

合同会社ＭＩＣＥ総合研究所

清算人　渡邊　稔

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

横浜市西区高島二丁目一一番二号

株式会社カジカインダストリー

代表清算人　足立原正信

解散公告

当社は、令和七年十月一日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

横浜市神奈川区鶴屋町三丁目二九番地一

株式会社トライフットボールジャパン

代表清算人　古宮　清隆

解散公告

当社は解散した為、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出下さい。右期間内に申出がない場合清算から除斥します。

令和七年十一月十日

福井県福井市栂野町一五号一番地二

合同会社福井アリーナプロジェクト

清算人　宮寺　孝典

解散公告

当社は、令和七年十月十六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

静岡県駿東郡清水町新宿二九八番地の四

合同会社Ｓｑｕａｒｅ　Ｏｎｅ

清算人　キースリー・マシュー・ジョン

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

静岡県浜松市中央区広沢二丁目一三番一三号

山吉木材有限会社

清算人　津倉　実

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

愛知県弥富市五之三町川平一八八番地五〇

株式会社荒川製作所

代表清算人　荒川　清悟

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

愛知県半田市雁宿町三丁目二〇三番地の四

パークサイド雁宿1号館一〇一号

特定非営利活動法人ありがとうと感謝の国

清算人　寺嶋　格

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

大阪府大阪市淀川区西中島五丁目一一番九号

株式会社美容商社共栄新興会

代表清算人　橋本　健治

解散公告

当社は、令和七年十月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

大阪府豊能郡豊能町光風台三丁目二〇番地の九

株式会社ナミ

代表清算人　亀井　均

解散公告

当社は、令和七年十月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

大阪市中央区東平二丁目二番二一号

株式会社近畿港湾設計

代表清算人　大北　隆之

第６期決算公告

令和７年10月10日

東京都港区南青山五丁目６番19号ＭＡ５

バリュエンスジャパン株式会社

代表取締役　冨田　光俊

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	16,437,872	流動負債	21,128,969
固定資産	9,563,231	（賞与引当金）	(398,112)
		固定負債	1,594,619
		株主資本	3,277,515
		資本金	10,000
		資本剰余金	3,464,382
		その他資本剰余金	3,464,382
		利益剰余金	△196,867
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	△201,867
		（うち当期純損失）	(320,426)
資産合計	26,001,104	負債・純資産合計	26,001,104

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

大阪市中央区城見一丁目三番五〇

株式会社センテンス

代表清算人　川野　晃

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

大阪府高槻市淀の原町二八番三号

株式会社ジック

代表清算人　滝川　順子

解散公告

当社は、令和七年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

大阪府東大阪市弥生町二番四三号

有限会社摂津図書販売

清算人　本山　文平

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

大阪市阿倍野区相生通二丁目二番二七号

有限会社スワロー

清算人　山東　英信

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

大阪市浪速区幸町二―三―一四Ｄａｉｔｏ二〇五

もも株式会社

代表清算人　テンリーロン

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

大阪府豊中市刀根山三丁目五番九―一〇一号

有限会社ライジング企画

清算人　黒田　光一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

大阪市東成区大今里南一丁目一三番一五号

有限会社アクア・コーポレーション

清算人　村上　圭一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

大阪市北区梅田一丁目二番二号大阪駅前第二ビル一二―一二

株式会社Ｒｅｌｉｖｅｍｅｎｔ

代表清算人　平福　夏帆

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

兵庫県加古川市野口町長砂三六一番地の二〇

オンリーワン工業株式会社

代表清算人　土肥　申

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

和歌山県新宮市佐野九五四番地の三

特定非営利活動法人ハトぽっぽ

清算人　濱口　仁史

解散公告

当社は令和七年十月十六日社員総会の決議により、会社法第六四一条の規定に基づき解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

鳥取県鳥取市的場三丁目一二番地一号

合同会社ｓｔｕｄｓ

清算人　宮前佳奈子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

岡山県岡山市北区宿二二一番地の一

株式会社サンマツ

代表清算人　保谷　健一

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

広島県呉市本町六番一四号

有限会社呉青写真工業社

清算人　紺村　幸子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

福岡市南区花畑二丁目七番三〇号

株式会社南九州金物

代表清算人　吉田　雅雄

解散公告

当法人は、令和七年十月二日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

福岡県北九州市八幡西区八枝町五丁目二番一九号

特定非営利活動法人Ｇａｒｄｅｎ　ｏｆ　Ｅｄｅｎ

代表清算人　梶原　照美

令和６年度決算公告

令和７年11月10日

青森県十和田市西十二番町14番８号

地域医療連携推進法人上十三まるごとネット

代表理事　丹野　弘晃

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,162	流動負債	0
現金及び預金	5,162	未払金	0
その他流動資産	0	未払法人税等	0
		固定負債	0
		負債合計	0
		基金	1,500
		積立金	3,662
		繰越利益積立金	3,662
		純資産合計	5,162
資産合計	5,162	負債・純資産合計	5,162

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額
事業収益	2,808
受取会費	1,000
受取負担金	0
受取利息	2
経常収益計	3,810
経常費用計	148
経常利益	3,662
特別利益	0
特別損失	0
税引前当期純利益	3,662
当期純利益	3,662

解散公告

当社は、令和七年十月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

熊本県八代市千丁町新牟田五二一番地

有限会社松永全司商店

清算人　松永　學

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

鹿児島県鹿屋市寿七丁目二番三号

有限会社中馬かまぼこ店

清算人　中馬　正明

解散公告

当社は、令和六年九月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

沖縄県南城市大里字大城一八七一番地一二

有限会社ＫＲＴ

代表清算人　平良　和雅

解散公告

当社は、令和七年十月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

沖縄県浦添市宮城一丁目五番二号

株式会社ロジアシスト

代表清算人　亀谷　長則

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

沖縄県宮古島市平良字下里三一〇七―六八八

合同会社カナワーク

清算人　奥平よ志ゑ

解散公告

当社は、令和七年十月十日、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

沖縄県南城市大里字稲嶺二〇一三番地一九

合同会社アスクレピオス

清算人　上原　直樹

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年九月三日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

札幌市西区西野二条四丁目三番一五号

医療法人社団北浜胃腸科・内科

清算人　北濵　秀一

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年八月二十二日、福島地方裁判所白河支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

福島県白河市東前町一〇番地

宗教法人実行教伏見稲荷教会

清算人　弁護士　宮本　雅司

連絡先　〇二四八―二七―二二八三

弁護士法人宮本法律事務所

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

鹿児島市吉野町二四四八番一

医療法人光樹会

清算人　四枝　皓二

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年九月三十日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十一月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

三重県鈴鹿市三宅町三七四番地の四

農事組合法人津西部畜産組合

清算人　中尾　教昭

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年一月十六日開催の責任役員会の決議並びに奈良県知事の認証により令和七年九月九日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十一月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

奈良県大和郡山市外川町二八三番地の一

西林寺

清算人　澤原　昌宏

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年五月五日開催の社員総会の決議並びに鳥取県知事の認可により、令和七年八月二十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

鳥取県鳥取市材木町一五二番地

医療法人福田整形外科医院

清算人　福田　佳弘

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年九月十九日松山地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十一月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

松山市大字石手六〇四番地

靈覚寺

清算人　山口　直樹

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年六月三十日開催の臨時社員総会の決議並びに福島県知事の認可により、令和七年九月二十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十一月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

福島県いわき市常磐湯本町天王崎一番地の八〇

医療法人社団尚誠会

清算人　伊藤　昌幸

第19期決算公告

令和７年10月22日

茨城県つくば市吾妻一丁目12番地９

サン債権回収株式会社

代表取締役　小島　哲也

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	700,506	流動負債	95,692
固定資産	61,215	固定負債	417
有形固定資産	13,071	**負債合計**	**96,109**
無形固定資産	24,842	株主資本	665,613
投資その他の資産	23,301	資本金	500,000
		利益剰余金	165,613
		利益準備金	15,750
		その他利益剰余金	149,863
		純資産合計	**665,613**
資産合計	**761,722**	**負債・純資産合計**	**761,722**

損益計算書の要旨

（自　令和６年９月１日　至　令和７年８月31日）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	616,971
売上原価	306,951
売上総利益	310,019
販売費及び一般管理費	116,509
営業利益	193,510
営業外収益	825
経常利益	194,336
特別損失	10
税引前当期純利益	194,326
法人税、住民税及び事業税	66,332
法人税等調整額	△196
当期純利益	128,190

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年五月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

栃木県宇都宮市石井町二九〇六番地三

サーパス石井町管理組合法人

清算人　船田　喜裕

第 11 期 決 算 公 告

令和７年10月30日

東京都渋谷区渋谷三丁目11番２号渋谷パインビル４階

株式会社Ｋｏｒｔ　Ｖａｌｕｔａ

代表取締役　柴田　秀樹

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	184,313	流動負債	169,917
固定資産	65,726	固定負債	28,229
		株主資本	51,893
		資本金	1,202,549
		資本剰余金	1,102,549
		資本準備金	1,102,549
		利益剰余金	△2,253,205
		その他利益剰余金	△2,253,205
資産合計	250,040	負債・純資産合計	250,040

損益計算書の要旨（自　令和６年８月１日　至　令和７年７月31日）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	26,347
売上原価	19,853
売上総利益	6,493
販売費及び一般管理費	573,137
営業損失	566,643
営業外収益	590
経常損失	566,053
特別損失	202,947
税引前当期純損失	769,000
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	769,950

第　1　期　決　算　公　告

令和７年 11 月 10 日

東京都新宿区四谷二丁目９番地15
東京ユナイテッド綜合事務所内
特定目的会社グローバル外苑前
取締役　池田　卓也

貸借対照表の要旨
（令和６年７月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	10,856,678	流動負債	10,957,222
固定資産	10,856,678	**負債合計**	**10,957,222**
その他の資産	572,396	社員資本	471,852
流動資産	562,367	特定資本金	100
繰延資産	10,028	優先資本金	500,000
		剰余金	△28,247
		当期未処理損失	28,247
		純資産合計	**471,852**
資産合計	**11,429,074**	**負債・純資産合計**	**11,429,074**

損益計算書の要旨
（自　令和６年２月15日　至　令和６年７月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	1,588
営業費用	28,879
営業損失	27,291
営業外収益	0
営業外費用	835
経常損失	28,127
税引前当期純損失	28,127
法人税、住民税及び事業税	120
当期純損失	28,247

第　2　期　決　算　公　告

令和７年 11 月 10 日

東京都新宿区四谷二丁目９番地15
東京ユナイテッド綜合事務所内
特定目的会社グローバル外苑前
取締役　池田　卓也

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
その他の資産	1,661,919	流動負債	39,175
流動資産	1,661,919	**負債合計**	**39,175**
		社員資本	1,622,744
		特定資本金	100
		優先資本金	500,000
		剰余金	1,122,644
		当期未処分利益	1,122,644
		純資産合計	**1,622,744**
資産合計	**1,661,919**	**負債・純資産合計**	**1,661,919**

損益計算書の要旨
（自　令和６年８月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	12,553,043
営業費用	11,391,120
営業利益	1,161,922
営業外収益	253
営業外費用	10,828
経常利益	1,151,347
税引前当期純利益	1,151,347
法人税、住民税及び事業税	455
当期純利益	1,150,892

第 64 期決算公告

令和７年 11 月 10 日
埼玉県さいたま市南区曲本四丁目14番３号
株式会社Ｍｏｒｉｔａホールディングス
代表取締役　森田　康士

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	120,302
	固定資産	331,319
	合計	**451,621**
負債及び純資産の部	流動負債	211,879
	固定負債	5,000
	株主資本	234,741
	資本金	20,000
	利益剰余金	214,741
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	209,741
	（うち当期純利益）	（955）
	合計	**451,621**

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年八月二十五日を効力発生日とする森田運送株式会社、株式会社葵観光交通、Ｍ・Ｇ東陽自動車株式会社及び株式会社エム・ビーとの株式交換により増加した資本準備金の増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十日
埼玉県さいたま市南区曲本四丁目一四番三号
株式会社Ｍｏｒｉｔａホールディングス
代表取締役　森田　康士

決算公告

令和７年11月10日
東京都中央区日本橋本町二丁目３番11号
イシンファーマ株式会社
代表取締役　臼井　玲

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	144,503
	固定資産	2,900
	資産合計	**147,403**
負債及び純資産の部	流動負債	69,824
	固定負債	69,331
	株主資本	8,245
	資本金	100,000
	資本剰余金	672,950
	資本準備金	672,950
	利益剰余金	△764,704
	その他利益剰余金	△764,704
	（うち当期純損失）	（245,556）
	新株予約権	2
	負債・純資産合計	**147,403**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億九九八万六五〇〇円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十日
東京都中央区日本橋本町二丁目三番一号
イシンファーマ株式会社
代表取締役　臼井　玲

第45期決算公告

令和７年11月10日
東京都豊島区南大塚三丁目30番３号
広洋産業株式会社
代表取締役　森川　正康

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	342,844
	固定資産	371,482
	合計	714,327
負債及び純資産の部	流動負債	202,354
	固定負債	67,192
	株主資本	444,780
	資本金	45,000
	利益剰余金	399,780
	利益準備金	2,025
	その他利益剰余金	397,755
	（うち当期純利益）	(111,206)
	合計	714,327

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十日
東京都豊島区南大塚三丁目三〇番三号
広洋産業株式会社
代表取締役　森川　正康

第５期決算公告

令和７年11月10日
東京都渋谷区道玄坂一丁目19番２号
スプラインビル３Ｆ
株式会社Ｈｅａｌｉｎｇ　Ｐａｐｅｒ
代表取締役　加藤　雄太

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	367,048
	固定資産	56,384
	合計	423,433
負債及び純資産の部	流動負債	122,928
	固定負債	300,000
	株主資本	504
	資本金	99,000
	資本剰余金	1,301,000
	資本準備金	1,301,000
	利益剰余金	△1,399,495
	その他利益剰余金	△1,399,495
	（うち当期純損失）	(611,719)
	合計	423,433

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億円減少して九千九百万円とし、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十日
東京都渋谷区道玄坂一丁目一九番二号
スプラインビル三Ｆ
株式会社Ｈｅａｌｉｎｇ　Ｐａｐｅｒ
代表取締役　加藤　雄太

第７期決算公告

令和７年11月10日
東京都港区南青山五丁目４番６号
株式会社アジャイルＨＲ
代表取締役　松丘　啓司

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	23,679
	固定資産	141,770
	合計	165,449
負債及び純資産の部	流動負債	48,589
	固定負債	76,649
	株主資本	40,211
	資本金	29,000
	資本剰余金	676,980
	資本準備金	676,980
	利益剰余金	△665,768
	その他利益剰余金	△665,768
	（うち当期純損失）	(136,092)
	合計	165,449

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千九百万円減少し、その全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十日
東京都港区南青山五丁目四番六号
株式会社アジャイルＨＲ
代表取締役　松丘　啓司

第32期決算公告

令和７年11月10日
三重県多気郡大台町小切畑17番地
株式会社フォレストファイターズ
代表取締役　大森　正信

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	219,987
	固定資産	2,103
	資産合計	222,090
負債及び純資産の部	流動負債	11,505
	株主資本	210,585
	資本金	100,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	60,584
	利益準備金	1,100
	その他利益剰余金	59,484
	（うち当期純利益）	(4,085)
	負債・純資産合計	222,090

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十月二十日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月十日
三重県多気郡大台町小切畑一七番地
（甲）株式会社フォレストファイターズ
代表取締役　大森　正信
三重県多気郡大台町小切畑一七番地
（乙）有限会社みのり会
代表取締役　上岡　國彦

決　算　公　告

令和７年 11 月 10 日

東京都目黒区中目黒一丁目１番17号
ＬＡＮＴＩＱＵＥ・ＢＹ・ＩＯＱ301号室
株式会社ＣｏＡ　Ｎｅｘｕｓ
代表取締役　野崎　光太

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	159,474	流動負債	15,712
固定資産	11,698	固定負債	3,320
繰延資産	296	株主資本	152,437
		資本金	208,015
		資本剰余金	205,015
		資本準備金	205,015
		利益剰余金	△260,594
		その他利益剰余金	△260,594
		（うち当期純損失）	（103,635）
資産合計	171,469	負債・純資産合計	171,469

第　８　期　決　算　公　告

令和７年 11 月 10 日　東京都品川区西五反田二丁目27番３号
Ａ－ＰＬＡＣＥ五反田ビル９階
株式会社Ａｓｏｂｉｃａ
代表取締役　今田　孝哉

貸借対照表の要旨　（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	915,107	流動負債	1,003,498
固定資産	89,973	固定負債	572,068
		株主資本	△595,221
		資本金	100,000
		資本剰余金	2,348,361
		資本準備金	1,124,819
		その他資本剰余金	1,223,542
		利益剰余金	△3,043,583
		その他利益剰余金	△3,043,583
		（うち当期純損失）	（825,927）
		新株予約権	24,736
資産合計	1,005,080	負債・純資産合計	1,005,080

第　５　期　決　算　公　告

令和７年 11 月 10 日　　東京都中央区日本橋兜町８番５号
株式会社キャロットレード
代表取締役　田中　　充

貸借対照表の要旨　（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	23,874,650	流動負債	19,232,627
固定資産	1,034,823	固定負債	14,459
		役員退職慰労引当金	14,459
		株主資本	5,662,387
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,023,141
		資本準備金	546,571
		その他資本剰余金	476,570
		利益剰余金	4,539,245
		その他利益剰余金	4,539,245
		（うち当期純利益）	（2,246,165）
資産合計	24,909,473	負債・純資産合計	24,909,473

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十日

宮城県仙台市宮城野区扇町三丁目三番一〇号

株式会社宮城県交通会館

代表取締役　青沼　正喜

記

株主名簿上の株主の氏名又は名称及び住所	株式の種類及び数
志津川タクシー有限会社　宮城県本吉郡南三陸町志津川字大森町七六―五	普通株式　一株
有限会社牡鹿タクシー　宮城県牡鹿郡女川町鷹神浜字堀切山四四―七	普通株式　一株
有限会社開発交通　宮城県石巻市雄勝町立浜字天神五二	普通株式　一株
有限会社大郷タクシー　宮城県黒川郡大郷町粕川字南丸山二―一	普通株式　一株
吾妻観光交通株式会社　宮城県気仙沼市唐桑町宿浦五三―一	普通株式　一株

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十日

福岡市東区みなと香椎四丁目三番一六号

株式会社福岡軽自動車会館

代表取締役　内山　邦彦

記

株主名簿上の株主の氏名または名称及び住所	株式の種類及び数　株券の番号
有限会社藤木商会　福岡県久留米市三潴町大字玉満堂田四一一二	普通株式一株　一〇三

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社Ｔｈｒｉｆｔ.（住所大阪市天王寺区松ケ鼻町一〇番一六号）に対して当社のレジャーホテル事業を除く全ての事業に関して有する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は本新設分割と同時に、本店を大阪市天王寺区上本町八丁目六番二六号へ移転します。

また、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十日

大阪市天王寺区松ケ鼻町一〇番一六号

株式会社Ｔｈｒｉｆｔ.

代表取締役　加藤　謙弥

第５期決算公告　令和７年11月10日

大阪市天王寺区松ケ鼻町10番16号

株式会社Ｔｈｒｉｆｔ.

代表取締役　加藤　謙弥

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	12,428
	固定資産	166,558
	繰延資産	195
	資産合計	**179,183**
負債及び純資産の部	流動負債	16,547
	固定負債	143,462
	負債合計	**160,009**
	株主資本	19,174
	資本金	10
	利益剰余金	19,164
	その他利益剰余金	19,164
	（うち当期純利益）	(4,804)
	純資産合計	**19,174**
	負債・純資産合計	**179,183**

第 59 期 決 算 公 告

令和７年10月24日

埼玉県新座市畑中１丁目22番28号

大東電気株式会社

代表取締役　大久保　平

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,092,232
	固定資産	640,937
	合計	**1,733,169**
負債及び純資産の部	流動負債	82,508
	株主資本	1,650,661
	資本金	24,000
	利益剰余金	1,708,661
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	1,688,661
	（うち当期純利益）	(107,723)
	自己株式	△82,000
	合計	**1,733,169**

第 106 期 決 算 公 告

令和７年11月10日

大阪市中央区高麗橋二丁目５番10号

株式会社池田商店

代表取締役　池田　吉孝

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	111,309
	固定資産	270,286
	合計	**381,596**
負債及び純資産の部	流動負債	216,335
	固定負債	135,855
	株主資本	29,405
	資本金	100,000
	利益剰余金	△ 70,594
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	△ 95,594
	（うち当期純利益）	(2,015)
	合計	**381,596**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千五十九万四千九百五十五円、利益準備金の額を二千五百万円、それぞれ減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十日

大阪市中央区高麗橋二丁目五番一〇号

株式会社池田商店

代表取締役　池田　吉孝

第 39 期 決 算 公 告

令和７年11月10日

東京都台東区浅草橋３丁目20番地16号

株式会社西沢書店

代表取締役　西澤　俊一

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	76,366
	固定資産	12,475
	合計	**88,841**
負債及び純資産の部	流動負債	41,431
	固定負債	140,300
	株主資本	△92,889
	資本金	10,000
	利益剰余金	△102,889
	その他利益剰余金	△102,889
	（うち当期純損失）	(9,161)
	合計	**88,841**

第17期決算公告

令和７年11月10日
大阪市城東区関目五丁目15番31号
株式会社ＪＥＣ
代表取締役　原田　保良

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	10,567
	固定資産	18,125
	資産合計	28,693
負債及び純資産の部	流動負債	55,171
	固定負債	13,000
	株主資本	△ 39,478
	資本金	35,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	△ 99,478
	その他利益剰余金	△ 99,478
	（うち当期純損失）	(17,059)
	負債・純資産合計	28,693

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円、資本準備金の額を二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十日
大阪市城東区関目五丁目一五番三一号
株式会社ＪＥＣ
代表取締役　原田　保良

第42期決算公告

2025年11月10日
東京都品川区東五反田二丁目17番１号
株式会社ネツレン・ヒートトリート
代表取締役　一色　信元

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,225,607
	固定資産	1,382,985
	資産合計	2,608,592
負債及び純資産の部	流動負債	191,014
	固定負債	69,518
	株主資本	2,210,679
	資本金	80,000
	利益剰余金	2,130,679
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	2,110,679
	（うち当期純損失）	(54,131)
	評価・換算差額等	137,381
	負債・純資産合計	2,608,592

第５期決算公告

令和７年11月10日
大阪府吹田市高城町１番５号
三ツ矢トラスト株式会社
代表取締役　中西　立明

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	17,488
	固定資産	754,477
	合計	771,965
負債及び純資産の部	流動負債	1,826
	固定負債	624,000
	株主資本	146,138
	資本金	100,000
	利益剰余金	46,138
	その他利益剰余金	46,138
	（うち当期純利益）	(9,909)
	合計	771,965

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千四百万円減少し六百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十日
大阪府吹田市高城町一番五号
三ツ矢トラスト株式会社
代表取締役　中西　立明

決算公告

令和７年11月10日
東京都千代田区六番町６番地１
ルトサジャパン株式会社
代表取締役　デウィルデ・ティモティー・キース

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	38,953,287
	固定資産	810,000
	資産合計	39,763,287
負債及び純資産の部	流動負債	314,589
	負債合計	314,589
	株主資本	39,448,698
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	29,448,698
	その他利益剰余金	29,448,698
	（うち当期純利益）	(1,805,139)
	純資産合計	39,448,698
	負債・純資産合計	39,763,287

第４期決算公告

令和７年11月10日
神戸市中央区楠町七丁目５番１号
株式会社イムノロック
代表取締役　白川　利朗

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	95,852
	固定資産	8,521
	繰延資産	12,606
	合計	116,980
負債及び純資産の部	流動負債	5,237
	株主資本	111,743
	資本金	114,450
	資本剰余金	112,250
	資本準備金	112,250
	利益剰余金	△114,956
	その他利益剰余金	△114,956
	（うち当期純損失）	(33,797)
	合計	116,980

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億八千百三十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十日
神戸市中央区楠町七丁目五番一号
株式会社イムノロック
代表取締役　白川　利朗

第１期決算公告

令和７年11月10日
東京都豊島区東池袋一丁目34―５
いちご東池袋ビル６階
静丸株式会社
代表取締役　田口友美恵

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	12,542,364
	固定資産	2,618,128
	無形固定資産	2,618,128
	繰延資産	229,595
	資産合計	15,390,087
負債及び純資産の部	流動負債	86,820
	固定負債	15,994,802
	株主資本	△691,535
	資本金	2,000,000
	利益剰余金	△2,691,535
	その他利益剰余金	△2,691,535
	（うち当期純損失）	(2,691,535)
	負債・純資産合計	15,390,087

第１期決算公告

令和７年11月10日
広島県呉市築地町１番24号
株式会社ダイクレ商事
代表取締役　土井　正夫

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	358,849
	固定資産	51,428
	合計	410,277
負債及び純資産の部	流動負債	303,892
	固定負債	1,270
	株主資本	105,114
	資本金	30,000
	利益剰余金	75,114
	その他利益剰余金	75,114
	（うち当期純利益）	(5,917)
	合計	410,277

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十一月七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記会社計算書類の公告義務はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年十一月十日
広島県呉市築地町一番二四号
（甲）株式会社ダイクレ商事
代表取締役　土井　正夫
広島県東広島市西条町助実一七七五番地
（乙）有限会社光和スレート
代表取締役　鳴輪　幸治

第14期決算公告

令和７年９月24日
東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
ダイヤカラカル株式会社
代表取締役　神谷　宗範

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,016,356
	固定資産	1,080
	資産合計	1,017,436
負債及び純資産の部	流動負債	456,383
	固定負債	559,961
	負債合計	1,016,345
	株主資本	1,091
	資本金	2,000
	利益剰余金	△ 908
	その他利益剰余金	△ 908
	（うち当期純利益）	(7,180)
	純資産合計	1,091
	負債・純資産合計	1,017,436

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金九千二百万円、資本準備金の額を金一千八百五十万円減少し、それぞれ金一千万円、金〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は、左記のとおりです。

令和七年十一月十日

東京都三鷹市野崎三丁目一八番二〇号
株式会社徳商
代表取締役　徳留　裕之

第38期決算公告　令和７年11月10日
東京都三鷹市野崎三丁目18番20号
株式会社徳商
代表取締役　徳留　裕之

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	54,401
	固定資産	4,583
	資産合計	58,984
負債及び純資産の部	流動負債	91,389
	固定負債	48,000
	負債合計	139,389
	株主資本	△80,404
	資本金	83,500
	利益剰余金	△163,904
	その他利益剰余金	△163,904
	（うち当期純利益）	(7,486)
	純資産合計	△80,404
	負債・純資産合計	58,984

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億千五百三十九万九千七百二十八円、資本準備金の額を七億七十一万七千八百三十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりですが、期中に資本金及び資本準備金の額が増加し、現在資本金の額は十億千五百三十九万九千七百二十八円、資本準備金の額は十億三十九万九千七百二十六円となっております。

令和七年十一月十日

東京都品川区北品川五丁目五番一五号
株式会社プラゴ
代表取締役　大川　直樹

第７期決算公告　令和７年11月10日
東京都品川区北品川五丁目５番15号
株式会社プラゴ
代表取締役　大川　直樹

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	998,766
	固定資産	558,441
	合計	1,557,207
負債及び純資産の部	流動負債	657,935
	固定負債	1,298,389
	株主資本	△1,581,117
	資本金	25,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	△1,616,117
	その他利益剰余金	△1,616,117
	（うち当期純損失）	(876,021)
	新株予約権	1,182,000
	合計	1,557,207

第７期決算公告　令和７年10月10日
東京都港区南青山五丁目６番19号ＭＡ５
バリュエンステクノロジーズ株式会社
代表取締役　田中　良介

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	942,212
	固定資産	255,223
	合計	1,197,435
負債及び純資産の部	流動負債	287,734
	（賞与引当金）	(460)
	株主資本	909,701
	資本金	66,000
	資本剰余金	66,000
	資本準備金	66,000
	利益剰余金	777,701
	その他利益剰余金	777,701
	（うち当期純利益）	(353,799)
	合計	1,197,435

第６期決算公告　令和７年10月10日
東京都港区南青山五丁目６番19号ＭＡ５
バリュエンステクノロジーズ株式会社
代表取締役　田中　良介

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	942,212
	固定資産	255,223
	合計	1,197,435
負債及び純資産の部	流動負債	287,734
	（賞与引当金）	(460)
	株主資本	909,701
	資本金	66,000
	資本剰余金	66,000
	資本準備金	66,000
	利益剰余金	777,701
	その他利益剰余金	777,701
	（うち当期純利益）	(353,799)
	合計	1,197,435

第５期決算公告

令和７年11月10日

札幌市北区北十条西三丁目１
株式会社ＭＪＯＬＮＩＲ　ＳＰＡＣＥＷＯＲＫＳ
代表取締役　米倉　一男

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	247,827	流動負債	43,741
固定資産	13,766	固定負債	28,520
		株主資本	189,273
		資本金	226,802
		資本剰余金	225,627
		資本準備金	225,627
		利益剰余金	△263,156
		その他利益剰余金	△263,156
		（うち当期純損失）	(182,853)
		新株予約権	59
資産合計	261,594	負債・純資産合計	261,594

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億二千八百六十八万千百十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、令和七年十一月十八日から令和七年十二月十七日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十日

札幌市北区北十条西三丁目一
株式会社ＭＪＯＬＮＩＲ　ＳＰＡＣＥＷＯＲＫＳ
代表取締役　米倉　一男

第21期決算公告

令和７年11月10日

京都市下京区猪熊通塩小路上る金換町109番地１
株式会社Ｓｔｒｏｌｙ
代表取締役　髙橋　真知

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	200,837	流動負債	90,078
固定資産	12,585	固定負債	163,594
		株主資本	△40,249
		資本金	40,000
		新株式申込証拠金	150,000
		資本剰余金	358,979
		資本準備金	40,000
		その他資本剰余金	318,979
		利益剰余金	△589,228
		その他利益剰余金	△589,228
		（うち当期純損失）	(69,554)
資産合計	213,423	負債・純資産合計	213,423

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千五百万円、資本準備金の額を八千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十日

京都市下京区猪熊通塩小路上る金換町
一〇九番地一　株式会社Ｓｔｒｏｌｙ
代表取締役　髙橋　真知

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十日

千葉市中央区春日二丁目九番一五号
（甲）株式会社ＫＳ．ＤＡＹ
代表取締役　川上　茂

千葉県山武市成東五六二番地一
（乙）株式会社ＹＴ．ＤＡＹ
代表取締役　川上　茂

第 12 期決算公告

令和７年 11 月 10 日
千葉市中央区春日二丁目９番15号
株式会社ＫＳ．ＤＡＹ
代表取締役　川上　茂

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	90,572
	固定資産	52,063
	繰延資産	108
	資産合計	142,744
負純資産の債及び部	流動負債	17,747
	固定負債	47,222
	株主資本	77,774
	資本金	1,000
	利益剰余金	76,774
	その他利益剰余金	76,774
	（うち当期純損失）	(8,603)
	負債・純資産合計	142,744

第７期決算公告

令和７年 11 月 10 日
千葉県山武市成東562番地１
株式会社ＹＴ．ＤＡＹ
代表取締役　川上　茂

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	45,086
	固定資産	5,667
	資産合計	50,753
負純資産の債及び部	流動負債	4,013
	固定負債	32,649
	株主資本	14,090
	資本金	2,000
	利益剰余金	12,090
	その他利益剰余金	12,090
	（うち当期純損失）	(286)
	負債・純資産合計	50,753

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十日

愛知県西尾市法光寺町流二〇番地三
（甲）コクネ製作株式会社
代表取締役　宮島　佑介

愛知県碧南市須磨町一番地二二
（乙）株式会社古久根
代表取締役　宮島　佑介

第 57 期決算公告

令和７年 11 月 10 日
愛知県西尾市法光寺町流20番地３
コクネ製作株式会社
代表取締役　宮島　佑介

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,990,810
	固定資産	1,453,052
	合計	3,443,863
負純資産の債及び部	流動負債	1,324,118
	固定負債	1,249,600
	株主資本	870,144
	資本金	37,500
	利益剰余金	832,644
	利益準備金	9,375
	その他利益剰余金	823,269
	（うち当期純利益）	(330,977)
	合計	3,443,863

第 75 期決算公告

令和７年 11 月 10 日
愛知県碧南市須磨町１番地22
株式会社古久根
代表取締役　宮島　佑介

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	567,331
	固定資産	783,078
	合計	1,350,410
負純資産の債及び部	流動負債	610,451
	固定負債	377,766
	株主資本	362,192
	資本金	91,100
	利益剰余金	271,092
	利益準備金	21,311
	その他利益剰余金	249,780
	（うち当期純利益）	(89,010)
	合計	1,350,410

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年九月二十四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十日

香川県坂出市加茂町一三七〇番地
（甲）さぬき丸一製麺株式会社
代表取締役　中尾　彰洋

香川県坂出市沖の浜一番三四号
（乙）ピュアフーズ株式会社
代表取締役　中尾　彰洋

第 75 期決算公告　令和７年11月10日

香川県坂出市加茂町1370番地
さぬき丸一製麺株式会社
代表取締役　中尾　彰洋

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	12,069,643
	固定資産	11,856,178
	繰延資産	918
	合計	23,926,740
負純資産の債及び部	流動負債	7,975,334
	固定負債	7,906,835
	株主資本	8,044,571
	資本金	30,000
	資本剰余金	515,920
	利益剰余金	7,498,650
	その他利益剰余金	7,498,650
	（うち当期純利益）	(1,814,490)
	合計	23,926,740

第 20 期決算公告　令和７年11月10日

香川県坂出市沖の浜１番34号
ピュアフーズ株式会社
代表取締役　中尾　彰洋

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	180,758
	固定資産	286
	合計	181,045
負純資産の債及び部	流動負債	185,356
	固定負債	231
	株主資本	△4,542
	資本金	20,000
	利益剰余金	△24,542
	その他利益剰余金	△24,542
	（うち当期純損失）	(1,991)
	合計	181,045

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月十二日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十月三十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十日

沖縄県国頭郡恩納村字山田五〇一番地の三
（甲）株式会社ナギホールディングス
代表取締役　稲村　雅司

沖縄県国頭郡恩納村字山田五〇一番地の三
（乙）株式会社ナギ
代表取締役　稲村　雅司

決算公告　令和７年11月10日

沖縄県国頭郡恩納村字山田501番地の３
株式会社ナギホールディングス
代表取締役　稲村　雅司

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	6,495,611
	固定資産	178,348,674
	資産合計	184,844,285
負純資産の債及び部	流動負債	36,151,403
	固定負債	96,351,147
	株主資本	52,341,735
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	49,341,735
	その他利益剰余金	49,341,735
	（うち当期純利益）	(1,090,245)
	負債・純資産合計	184,844,285

決算公告　令和７年11月10日

沖縄県国頭郡恩納村字山田501番地の３
株式会社ナギ
代表取締役　稲村　雅司

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	25,390,122
	固定資産	1,169,167
	資産合計	26,559,289
負純資産の債及び部	流動負債	10,042,018
	固定負債	83,800,000
	株主資本	△67,282,729
	資本金	3,000,000
	資本剰余金	3,000,000
	その他資本剰余金	3,000,000
	利益剰余金	△73,282,729
	その他利益剰余金	△73,282,729
	（うち当期純損失）	(8,860,611)
	負債・純資産合計	26,559,289

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産関連及び資産管理関連事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十日

千葉市若葉区高根町八八四―一四

（甲）株式会社アールエス

代表取締役　田中　暁美

千葉市若葉区北谷津町二九三番地一

（乙）リッツ資源株式会社

代表取締役　田中　暁美

決　算　公　告

令和７年11月10日

千葉市若葉区高根町884―14

株式会社アールエス

代表取締役　田中　暁美

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	23,113
	固定資産	1,458,242
	合計	1,481,355
負純資債及産のび部	流動負債	328,861
	固定負債	1,121,183
	株主資本	31,310
	資本金	5,000
	利益剰余金	26,310
	その他利益剰余金	26,310
	（うち当期純利益）	(16,453)
	合計	1,481,355

決　算　公　告

令和７年11月10日

千葉市若葉区北谷津町293番地１

リッツ資源株式会社

代表取締役　田中　暁美

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	786,782
	固定資産	2,743,561
	繰延資産	1,143
	合計	3,531,487
負純資債及産のび部	流動負債	416,517
	固定負債	2,250,761
	株主資本	864,208
	資本金	10,000
	利益剰余金	854,208
	その他利益剰余金	854,208
	（うち当期純利益）	(187,988)
	合計	3,531,487

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十日

東京都立川市曙町二丁目二二番七号

（甲）株式会社福和

代表取締役　福田与志夫

東京都江東区木場六丁目一〇番六号

（乙）株式会社パレット

代表取締役　宮下　謙一

第５期決算公告

令和７年11月10日

東京都立川市曙町二丁目22番７号

株式会社福和

代表取締役　福田与志夫

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	41,530
	固定資産	9,683
	合計	51,214
負純資債及産のび部	流動負債	14,458
	固定負債	1,419
	株主資本	35,337
	資本金	10,000
	利益剰余金	25,337
	利益準備金	1,250
	その他利益剰余金	24,087
	（うち当期純利益）	(7,257)
	合計	51,214

第６期決算公告

令和７年11月10日

東京都江東区木場六丁目10番６号

株式会社パレット

代表取締役　宮下　謙一

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	21,588
	固定資産	7,008
	合計	28,596
負純資債及産のび部	流動負債	11,793
	固定負債	5,817
	株主資本	10,985
	資本金	10,000
	利益剰余金	985
	その他利益剰余金	985
	（うち当期純利益）	(329)
	合計	28,596

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十月三十一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十日

神奈川県横浜市西区北幸一丁目一一番一号

（甲）株式会社エネマイル

代表取締役　横山　敢

東京都中央区銀座六丁目一二番二号

（乙）株式会社ｅｎｅｂｅｌｌ

代表取締役　大山　泰正

第１期決算公告

令和７年11月10日

神奈川県横浜市西区北幸一丁目11番１号

株式会社エネマイル

代表取締役　横山　敢

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,693
	固定資産	—
	繰延資産	—
	合計	5,693
負純資債及産のび部	流動負債	19
	固定負債	—
	株主資本	5,673
	資本金	10,000
	利益剰余金	△4,327
	（うち当期純損失）	(4,327)
	合計	5,693

第４期決算公告

令和７年11月10日

東京都中央区銀座六丁目12番２号

株式会社ｅｎｅｂｅｌｌ

代表取締役　大山　泰正

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,735
	固定資産	22,153
	繰延資産	—
	合計	25,888
負純資債及産のび部	流動負債	2,471
	固定負債	44,000
	株主資本	△20,583
	資本金	10,000
	利益剰余金	△30,582
	その他利益剰余金	△30,582
	（うち当期純損失）	(18,122)
	合計	25,888

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十日

兵庫県尼崎市西御園町一一九番地の三

（甲）株式会社ザ・ヘッドクォーターズ

代表取締役　佐藤　岳彦

兵庫県尼崎市西御園町一一九番地の三

（乙）ＨＱ　ＣＬＵＢ株式会社

代表取締役　佐藤　岳彦

第33期決算公告

令和７年11月10日

兵庫県尼崎市西御園町119番地の３

株式会社ザ・ヘッドクォーターズ

代表取締役　佐藤　岳彦

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	60,625
	固定資産	7,256
	合計	67,881
負純資債及産のび部	流動負債	1,476
	固定負債	26,269
	株主資本	40,136
	資本金	40,000
	利益剰余金	136
	その他利益剰余金	136
	（うち当期純利益）	(1,310)
	合計	67,881

第19期決算公告

令和７年11月10日

兵庫県尼崎市西御園町119番地の３

ＨＱ　ＣＬＵＢ株式会社

代表取締役　佐藤　岳彦

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	175
	合計	175
負純資債及産のび部	流動負債	148
	株主資本	27
	資本金	10,000
	利益剰余金	△9,972
	その他利益剰余金	△9,972
	（うち当期純損失）	(40)
	合計	175

第59期決算公告

令和７年11月10日
京都市中京区西ノ京中御門東町134番地
株式会社セレマ
代表取締役　齋藤秀麻呂

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	69,264	流動負債	11,520
固定資産	103,480	固定負債	87,937
有形固定資産	85,061	**負債の部合計**	**99,457**
無形固定資産	67	株主資本	73,282
投資その他の資産	18,352	資本金	100
		利益剰余金	73,182
		利益準備金	17
		その他利益剰余金	73,165
		評価・換算差額等	5
		その他有価証券評価差額金	5
		純資産の部合計	**73,287**
資産合計	**172,744**	**負債・純資産合計**	**172,744**

損益計算書の要旨
（自　令和６年８月１日　至　令和７年７月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	35,147
売上原価	23,947
売上総利益	11,201
販売費及び一般管理費	5,393
営業利益	5,808
営業外収益	1,179
営業外費用	262
経常利益	6,725
特別利益	45
特別損失	134
税引前当期純利益	6,636
法人税、住民税及び事業税	2,322
法人税等調整額	△41
当期純利益	4,355

第５期決算公告

令和７年10月10日
東京都港区南青山五丁目６番19号ＭＡ５
バリュエンスベンチャーズ株式会社
代表取締役　嵜本　晋輔

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	67,754
	合計	**67,754**
負債及び純資産の部	流動負債	235
	株主資本	67,519
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△32,480
	その他利益剰余金	△32,480
	（うち当期純損失）	（1,286）
	合計	**67,754**

決算公告

令和７年11月10日
東京都品川区上大崎二丁目16番２号
スペースジョイビル
株式会社スペースジョイ
代表取締役　許　重　九

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	276,508,335
	固定資産	462,997,249
	繰延資産	157,237
	資産合計	**739,662,821**
負債及び純資産の部	流動負債	26,699,794
	株主資本	712,963,027
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	702,963,027
	その他利益剰余金	702,963,027
	（うち当期純利益）	（1,611,654）
	負債・純資産合計	**739,662,821**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

令和七年十一月十日
東京都品川区上大崎二丁目一六番二号スペースジョイビル
（甲）株式会社スペースジョイ
代表取締役　許　重　九

東京都目黒区自由が丘三丁目一〇番二号
（乙）合同会社ＪＡＭＪＯＹＳ
代表社員　許　重　九

第62期決算公告

令和７年９月25日
東京都三鷹市新川４丁目１番11号
志賀興業株式会社
代表取締役　志賀　隆宏

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	370,882
	固定資産	1,648,793
	繰延資産	158
	合計	**2,019,833**
負債及び純資産の部	流動負債	381,548
	固定負債	1,136,662
	株主資本	501,623
	資本金	40,000
	利益剰余金	487,323
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	467,323
	（うち当期純利益）	（11,297）
	自己株式	△25,700
	合計	**2,019,833**

第49期決算公告

令和７年11月10日

東京都千代田区丸の内一丁目７番12号

サピアタワー

株式会社Q’ｓｆｉｘ

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,738,737
	固定資産	8,856,790
	資産合計	**12,595,527**
負債及び純資産の部	流動負債	5,080,468
	固定負債	5,870,223
	退職給付引当金	1,004,439
	役員退職引当金	374,367
	株主資本	1,644,834
	資本金	316,800
	資本剰余金	125,727
	資本準備金	3,000
	その他資本剰余金	122,727
	利益剰余金	1,202,307
	利益準備金	76,200
	その他利益剰余金	1,126,107
	（うち当期純利益）	（154,417）
	負債・純資産合計	**12,595,527**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月十日
東京都千代田区丸の内一丁目七番一二号
サピアタワー
（甲）株式会社Q’ｓｆｉｘ
代表取締役　中村　明弘

東京都千代田区丸の内一丁目七番一二号
サピアタワー
（乙）株式会社ニューワールドカンパニー
代表取締役　中村　明弘

第13期決算公告

令和７年11月10日
東京都千代田区丸の内一丁目７番12号
サピアタワー
株式会社ニューワールドカンパニー

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	72,705
	固定資産	97,801
	資産合計	**170,506**
負債及び純資産の部	流動負債	200,882
	株主資本	△30,376
	資本金	140,000
	資本剰余金	130,000
	資本準備金	130,000
	利益剰余金	△300,376
	繰越利益剰余金	△300,376
	（うち当期純損失）	（32,035）
	負債・純資産合計	**170,506**

第46期決算公告

令和７年11月10日
京都市南区上鳥羽卯ノ花町112番地
野口建設新都株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年６月15日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,156,280
	固定資産	145,196
	合計	**1,301,476**
負債及び純資産の部	流動負債	473,058
	株主資本	828,418
	資本金	30,000
	利益剰余金	808,993
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	801,493
	（うち当期純利益）	（23,022）
	自己株式	△10,575
	合計	**1,301,476**

第52期決算公告

令和７年11月10日
京都市左京区田中北春菜町７番地の４
野口工営住宅株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年６月15日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	461,630
	固定資産	74,981
	合計	**536,611**
負債及び純資産の部	流動負債	69,164
	株主資本	467,447
	資本金	20,000
	利益剰余金	454,497
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	449,497
	（うち当期純利益）	（15,108）
	自己株式	△7,050
	合計	**536,611**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙および丙の権利義務全部を承継して存続し乙および丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）下記のとおりです。

（乙）下記のとおりです。

（丙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月十日

静岡県袋井市諸井一五一五番地

（甲）株式会社ムラコシ

代表取締役　影山　彰久

静岡県袋井市諸井一五一五番地

（乙）株式会社ヴィレジオ

代表取締役　影山　彰久

静岡県沼津市西間門二八番地の三

（丙）株式会社アセットシード８ｔｈ

代表取締役　影山　彰久

第44期決算公告

令和７年11月10日

兵庫県朝来市和田山町土田562番地

株式会社阿野建設

代表取締役　阿野真由美

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	42,335
	固定資産	513,702
	合計	556,037
負純資産債及のび部	流動負債	50,705
	固定負債	1,027,727
	株主資本	△522,395
	資本金	84,000
	利益剰余金	△606,395
	その他利益剰余金	△606,395
	（うち当期純損失）	(576,406)
	合計	556,037

決算公告

令和７年11月10日

静岡県袋井市諸井1515番地

株式会社ヴィレジオ

代表取締役　影山　彰久

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	193,886
	固定資産	66,856
	合計	260,742
負純資産債及のび部	流動負債	571
	株主資本	260,171
	資本金	10,000
	利益剰余金	250,171
	利益準備金	1,400
	任意積立金	250,000
	繰越利益剰余金	△1,228
	（うち当期純損失）	(2,559)
	合計	260,742

決算公告

令和７年11月10日

静岡県袋井市諸井1515番地

株式会社ムラコシ

代表取締役　影山　彰久

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	576,816
	固定資産	456,436
	合計	1,033,253
負純資産債及のび部	流動負債	249,304
	固定負債	65,465
	株主資本	718,484
	資本金	10,000
	利益剰余金	708,484
	利益準備金	2,500
	任意積立金	587,500
	繰越利益剰余金	118,484
	（うち当期純利益）	(54,366)
	合計	1,033,253

第36期決算公告

令和７年９月26日

東京都東村山市青葉町３丁目32番地22

株式会社ナガオカ

代表取締役　長岡　護

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	28,751
	固定資産	4,146
	合計	32,897
負純資産債及のび部	流動負債	13,046
	固定負債	14,750
	株主資本	5,101
	資本金	10,000
	利益剰余金	△4,898
	その他利益剰余金	△4,898
	（うち当期純損失）	(5,446)
	合計	32,897

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記及び下記のとおりです。

令和七年十一月十日

大阪市西区新町一丁目二七番五号

（甲）三菱鉛筆関西販売株式会社

代表取締役　丸田　直人

広島市中区西川口町六番一号

（乙）三菱鉛筆中国販売株式会社

代表取締役　谷﨑　貴宏

第22期決算公告

令和７年11月10日

広島市中区西川口町６番１号

三菱鉛筆中国販売株式会社

代表取締役　谷﨑　貴宏

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	774,011
	固定資産	32,544
	資産合計	806,555
負純資産債及のび部	流動負債	352,627
	（賞与引当金）	(3,639)
	固定負債	57,035
	（退職給付引当金）	(52,835)
	（役員退職引当金）	(4,200)
	株主資本	396,892
	資本金	10,000
	利益剰余金	386,892
	その他利益剰余金	386,892
	（うち当期純利益）	(51,456)
	負債・純資産合計	806,555

第４期決算公告

令和７年11月10日

東京都港区赤坂二丁目17番７号

ザリビー株式会社

代表取締役　盛田　蓮司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	10,786
	固定資産	235,311
	投資その他の資産	235,311
	合計	246,097
負純資産債及のび部	流動負債	8,394
	固定負債	190,000
	株主資本	47,703
	資本金	5,000
	資本剰余金	46,880
	資本準備金	46,880
	利益剰余金	△4,177
	その他利益剰余金	△4,177
	（うち当期純損失）	(3,399)
	合計	246,097

第23期決算公告

令和７年11月10日

大阪市西区新町一丁目27番５号

三菱鉛筆関西販売株式会社

代表取締役　丸田　直人

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,682,095
	固定資産	82,871
	資産合計	2,764,967
負債及び純資産の部	流動負債	851,737
	（賞与引当金）	(27,600)
	固定負債	105,677
	（退職給付引当金）	(95,332)
	（役員退職引当金）	(6,545)
	株主資本	1,805,845
	資本金	15,000
	利益剰余金	1,790,845
	その他利益剰余金	1,790,845
	（うち当期純利益）	(178,331)
	評価・換算差額等	1,706
	有価証券評価差額金	1,706
	負債・純資産合計	2,764,967

第１期決算公告

令和７年６月30日

東京都品川区東五反田２丁目９－５

サウスウィング東五反田

一般社団法人製造ＤＸ協会

代表理事　林　英俊

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,220,591
	合計	2,220,591
負純資産債及のび部	流動負債	0
	固定負債	0
	負債合計	0
	利益剰余金	2,220,591
	純資産合計	2,220,591
	合計	2,220,591

第112期決算公告

令和７年11月10日

東京都墨田区横網一丁目11番１号

株式会社報知新聞社

代表取締役　長谷川　剛

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,914
	固定資産	13,409
	資産合計	18,323
負債及び純資産の部	流動負債	1,899
	賞与引当金	440
	固定負債	4,206
	退職給付引当金	2,463
	役員退職慰労引当金	53
	大規模修繕引当金	77
	株主資本	12,151
	資本金	100
	資本剰余金	18
	その他資本剰余金	18
	利益剰余金	12,033
	利益準備金	29
	その他利益剰余金	12,003
	（うち当期純利益）	(530)
	評価・換算差額等	66
	その他有価証券評価差額金	66
	負債・純資産合計	18,323

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月十日

東京都墨田区横網一丁目一一番一号

（甲）株式会社報知新聞社

代表取締役　長谷川　剛

大阪市北区野崎町五番九号読売大阪ビル

（乙）株式会社アド報知

代表取締役　宮川　元宏

第32期決算公告

令和７年11月10日

大阪市北区野崎町５番９号

読売大阪ビル

株式会社アド報知

代表取締役　宮川　元宏

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	68
	固定資産	3
	資産合計	71
負債及び純資産の部	流動負債	24
	賞与引当金	0
	固定負債	8
	退職給付引当金	8
	株主資本	38
	資本金	10
	利益剰余金	28
	その他利益剰余金	28
	（うち当期純利益）	(2)
	負債・純資産合計	71

第45期決算公告

令和７年11月10日

北海道苫小牧市勇払44―11

株式会社マツネン

代表取締役　林　勝英

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	314,303
	固定資産	2,889
	合計	317,193
負債及び純資産の部	流動負債	30,437
	株主資本	286,756
	資本金	10,000
	利益剰余金	276,756
	その他利益剰余金	276,756
	（うち当期純利益）	(8,036)
	合計	317,193

第25期決算公告

令和７年11月10日

京都市中京区西ノ京中御門東町136番地

株式会社らくらくクラブ

代表取締役　齋藤秀麻呂

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	4,038,422
	固定資産	10
	資産合計	4,038,432
負債及び純資産の部	流動負債	3,971,186
	負債の部合計	3,971,186
	株主資本	67,246
	資本金	30,000
	利益剰余金	37,246
	その他利益剰余金	37,246
	（うち当期純利益）	(74)
	純資産の部合計	67,246
	負債・純資産合計	4,038,432

決算公告

令和７年11月10日

東京都渋谷区恵比寿南三丁目９番25号

株式会社サンズ・ホールディングス

代表取締役　東　泰兵

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	465,332
	固定資産	7,667,575
	合計	8,132,908
負債及び純資産の部	流動負債	54,569
	固定負債	2,999,945
	株主資本	5,078,392
	資本金	10,000
	資本剰余金	4,861,498
	その他資本剰余金	4,861,498
	利益剰余金	666,894
	利益準備金	678
	その他利益剰余金	666,216
	（うち当期純損失）	(24,027)
	自己株式	△460,000
	合計	8,132,908

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月十日

東京都渋谷区恵比寿南三丁目九番二五号

（甲）株式会社シュガー・マトリックス

代表取締役　東　泰兵

東京都渋谷区恵比寿南三丁目九番二五号

（乙）株式会社サンズ・ホールディングス

代表取締役　東　泰兵

決算公告

令和７年11月10日

東京都渋谷区恵比寿南三丁目９番25号

株式会社シュガー・マトリックス

代表取締役　東　泰兵

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,893,199
	固定資産	3,434,094
	繰延資産	23,934
	合計	5,351,227
負債及び純資産の部	流動負債	526,633
	株主資本	4,824,594
	資本金	16,000
	利益剰余金	4,808,594
	利益準備金	4,288
	その他利益剰余金	4,804,306
	（うち当期純損失）	(89,331)
	合計	5,351,227

第52期決算公告

令和７年10月20日

長崎市田中町587番地１

株式会社イシマル

代表取締役　石丸　太望

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1,470
	固定資産	1,073
	合計	2,544
負債及び純資産の部	流動負債	1,295
	固定負債	340
	（退職給付引当金）	(295)
	株主資本	909
	資本金	50
	利益剰余金	859
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	846
	（うち当期純利益）	(104)
	合計	2,544

第５期決算公告

令和７年11月10日

東京都中央区日本橋兜町８番５号

株式会社フィンフォレスト

代表取締役　田中　充

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	337,498
	固定資産	1,281,273
	資産合計	1,618,771
負債及び純資産の部	流動負債	253
	固定負債	649
	株主資本	1,617,869
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,024,591
	資本準備金	548,020
	その他資本剰余金	476,571
	利益剰余金	493,277
	その他利益剰余金	493,277
	（うち当期純利益）	(411,800)
	負債・純資産合計	1,618,771

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十日

東京都北区赤羽南一丁目一五番三―九〇六号

（甲）Ｃｏｒｓａｉｒ Ｆａｎａｔｅｃ Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　菅原　良彦

東京都中央区日本橋三丁目九番一号日本橋三丁目スクエア一一階

（乙）Ｃｏｒｓａｉｒ Ｊａｐａｎ合同会社

代表社員　海盗船控股（香港）有限公司

職務執行者　マイケル・ジョージ・ポッター

決　算　公　告

令和７年11月10日

東京都北区赤羽南一丁目15番３―906号

Corsair Fanatec Japan株式会社

代表取締役　菅原　良彦

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	436,575,737
	固定資産	145,083,222
	合計	581,658,959
負債及び純資産の部	流動負債	529,494,312
	株主資本	52,164,647
	資本金	100,000
	利益剰余金	52,064,647
	その他利益剰余金	52,064,647
	（うち当期純利益）	(329,063,387)
	合計	581,658,959

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千三百三十一万円減少し金一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月十九日であり、株主総会の決議は令和七年十月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十日

神奈川県川崎市川崎区南渡田町一番一号京浜ビル二階

ＤＡＲＥジャパン株式会社

代表取締役　嶋脇　秀徳

第７期決算公告

令和７年11月10日

神奈川県川崎市川崎区南渡田町１番１号京浜ビル２階

ＤＡＲＥジャパン株式会社

代表取締役　嶋脇　秀徳

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

資産の部			負債及び純資産の部		
科目		金額	科目		金額
流動資産		94,529,571	流動負債		431,465,651
固定資産		140,019,228	固定負債		22,655,667
			退職給付引当金		22,655,667
			株主資本		△219,572,519
			資本金		223,310,000
			資本剰余金		105,392,525
			資本準備金		105,392,525
			利益剰余金		△548,275,044
			その他利益剰余金		△548,275,044
			（うち当期純利益）		(2,019,369)
合計		234,548,799	合計		234,548,799

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月十日

東京都千代田区丸の内一丁目七番一二号サピアタワー

（甲）株式会社Ｑ，ｓｆｉｘ

代表取締役　中村　明弘

東京都千代田区丸の内一丁目七番一二号サピアタワー

（乙）フオワードシステム株式会社

代表取締役　中村　明弘

東京都千代田区丸の内一丁目七番一二号サピアタワー

（丙）株式会社ヒューマン・エンジニアリング

代表取締役　中村　明弘

第38期決算公告

令和７年11月10日

東京都千代田区丸の内一丁目７番12号サピアタワー

フオワードシステム株式会社

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	232,046
	固定資産	42,179
	資産合計	274,225
負債及び純資産の部	流動負債	39,236
	固定負債	53,500
	退職給付引当金	53,500
	株主資本	181,488
	資本金	10,000
	利益剰余金	171,488
	繰越利益剰余金	171,488
	（うち当期純利益）	(20,219)
	負債・純資産合計	274,225

第21期決算公告

令和７年11月10日

東京都千代田区丸の内一丁目７番12号サピアタワー

株式会社ヒューマン・エンジニアリング

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	95,172
	固定資産	86,253
	資産合計	181,426
負債及び純資産の部	流動負債	33,356
	固定負債	134,504
	株主資本	13,565
	資本金	10,000
	利益剰余金	3,565
	繰越利益剰余金	3,565
	（うち当期純利益）	(4,524)
	負債・純資産合計	181,426

第49期決算公告

令和７年11月10日

東京都千代田区丸の内一丁目７番12号サピアタワー

株式会社Ｑ’ｓｆｉｘ

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,738,737	流動負債	5,080,468
固定資産	8,856,790	固定負債	5,870,223
		退職給付引当金	1,004,439
		役員退職引当金	374,367
		株主資本	1,644,834
		資本金	316,800
		資本剰余金	125,727
		資本準備金	3,000
		その他資本剰余金	122,727
		利益剰余金	1,202,307
		利益準備金	76,200
		その他利益剰余金	1,126,107
		（うち当期純利益）	(154,417)
資産合計	12,595,527	負債・純資産合計	12,595,527

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊及び己の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、戊及び己は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲、乙、丙、戊及び己の最終貸借対照表の要旨は下記のとおりであり、丁の計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月十日

東京都豊島区西池袋三丁目七番六号
（甲）リブルアーチ株式会社
代表取締役　玉川　陽介

東京都豊島区西池袋三丁目七番六号
（乙）アムマイン株式会社
代表取締役　玉川　陽介

東京都豊島区西池袋三丁目七番六号
（丙）オーチャード株式会社
代表取締役　玉川　陽介

東京都豊島区西池袋三丁目七番六号
（丁）有限会社ソフトウェアデザイン研究所
取締役　玉川　陽介

東京都豊島区西池袋三丁目七番六号
（戊）ラナルータ株式会社
代表取締役　玉川　陽介

東京都豊島区西池袋三丁目七番六号
（己）ロンバート株式会社
代表取締役　玉川　陽介

第38期決算公告

令和７年６月30日

千葉県木更津市築地１番１

日鉄ビジネスサービス株式会社

代表取締役　内田　秀治

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,134,598
	固定資産	1,646,100
	資産合計	**2,780,698**
負債及び純資産の部	流動負債	625,873
	（賞与引当金）	(300,816)
	固定負債	268,145
	（退職給付引当金）	(193,214)
	（役員退職慰労引当金）	(7,907)
	株主資本	1,886,680
	資本金	20,000
	資本剰余金	10,000
	その他資本剰余金	10,000
	利益剰余金	1,856,680
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	1,851,680
	（うち当期純利益）	(51,911)
	負債・純資産合計	**2,780,698**

第10期決算公告

令和７年11月10日

東京都豊島区西池袋三丁目７番６号

アムマイン株式会社

代表取締役　玉川　陽介

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	14,564
	固定資産	359,405
	資産合計	**373,969**
負債及び純資産の部	流動負債	7,855
	固定負債	303,868
	株主資本	62,245
	資本金	10,000
	利益剰余金	52,245
	その他利益剰余金	52,245
	（うち当期純利益）	(7,025)
	負債・純資産合計	**373,969**

第８期決算公告

令和７年11月10日

東京都豊島区西池袋三丁目７番６号

オーチャード株式会社

代表取締役　玉川　陽介

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	34,965
	固定資産	359,293
	資産合計	**394,258**
負債及び純資産の部	流動負債	6,494
	固定負債	313,826
	株主資本	73,938
	資本金	7,000
	利益剰余金	66,938
	その他利益剰余金	66,938
	（うち当期純利益）	(10,639)
	負債・純資産合計	**394,258**

第９期決算公告

令和７年11月10日

東京都豊島区西池袋三丁目７番６号

ロンバート株式会社

代表取締役　玉川　陽介

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	12,349
	固定資産	275,538
	資産合計	**287,888**
負債及び純資産の部	流動負債	8,753
	固定負債	208,560
	株主資本	70,573
	資本金	1,000
	資本剰余金	2,000
	その他資本剰余金	2,000
	利益剰余金	67,573
	その他利益剰余金	67,573
	（うち当期純利益）	(184,435)
	負債・純資産合計	**287,888**

第13期決算公告

令和７年11月10日

東京都豊島区西池袋三丁目７番６号

リブルアーチ株式会社

代表取締役　玉川　陽介

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	444,768
	固定資産	940,090
	資産合計	**1,384,859**
負債及び純資産の部	流動負債	9,373
	固定負債	873,426
	株主資本	502,059
	資本金	5,000
	利益剰余金	497,059
	その他利益剰余金	497,059
	（うち当期純利益）	(423,486)
	負債・純資産合計	**1,384,859**

第11期決算公告

令和７年11月10日

東京都豊島区西池袋三丁目７番６号

ラナルータ株式会社

代表取締役　玉川　陽介

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	40,604
	固定資産	204,172
	資産合計	**244,776**
負債及び純資産の部	流動負債	23,029
	固定負債	156,715
	株主資本	65,031
	資本金	10,000
	利益剰余金	55,031
	その他利益剰余金	55,031
	（うち当期純利益）	(9,895)
	負債・純資産合計	**244,776**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊及び己の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、戊及び己は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲、乙、丙、戊及び己の最終貸借対照表の要旨は下記のとおりであり、丁の計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月十日

青森県平川市猿賀石林九八役会番地鈴木相馬一商夫店

（甲）青和二年軽板柳町大字大俵字富永32番２
代表取締役　鈴木　一夫

（乙）青森七下北郡東通村大字白糠字泊平１番地１
代表取締役　鈴木　一夫

（丙）青森七下北郡東通村大字白糠字泊平１番地１
代表取締役　鈴木　一夫

（丁）青森七下北郡東通村大字白糠字泊平１番地１
取締役　鈴木　一夫

（戊）青森七下北郡東通村大字白糠字泊平１番地１
代表取締役　鈴木　一夫

（己）青森七下北郡東通村大字白糠字泊平１番地１
代表取締役　鈴木　一夫

第12期決算公告

令和７年11月10日

青森県北津軽郡板柳町大字大俵字富永32番２

アグロ・青森株式会社

代表取締役　鈴木　一夫

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	254,556
	固定資産	27,785
	資産合計	**282,342**
負債及び純資産の部	流動負債	242,873
	固定負債	13,457
	株主資本	26,011
	資本金	9,000
	利益剰余金	19,011
	その他利益剰余金	19,011
	（うち当期純利益）	(35,955)
	自己株式	△2,000
	負債・純資産合計	**282,342**